

レソト王国
中等学校整備計画
準備調査報告書

平成 30 年 8 月
(2018 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

株式会社マツダコンサルタンツ
インテムコンサルティング株式会社

人間
JR(先)
18-045

レソト王国
教育・訓練省

レソト王国
中等学校整備計画
準備調査報告書

2018年8月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社マツダコンサルタンツ
インテムコンサルティング株式会社

序 文

独立行政法人国際協力機構は、レソト王国の中等学校整備計画にかかる協力準備調査を実施することを決定し、同調査を株式会社マツダコンサルタンツ・インテムコンサルティング株式会社共同企業体に委託しました。

調査団は、2015年11月から2017年8月までレソト王国の政府関係者と協議を行うとともに、計画対象地域における現地踏査を実施し、帰国後の国内作業を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、本プロジェクトの推進に寄与するとともに、両国の友好親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

2018年8月

独立行政法人国際協力機構
人間開発部
部長 熊谷 晃子

要 約

1 国の概要

レソト王国（以下、「レ」国という）は周囲を南アフリカ共和国に囲まれた、国土面積 3 万平方キロメートル（関東平野の約 9 割）の小国である。全土がドラケンスバーグ山脈の山中に位置するため、平地が一切なく、全土の標高が 1400m を超える。立憲君主制国家として 1966 年にイギリスから独立し、非同盟中立を宣言している。人口は約 211 万人で、15-19 歳の人口が最も多く（12.4%）20 歳以下が人口の 50.7% を占める（国家統計 2006 年）。2014 年 8 月、政権内の政治的対立などから「レ」国国防軍による軍事行動が発生し、不安定な国内情勢が続いたが、同年 8 月末から 10 月にかけて南部アフリカ開発共同体による仲介が行われたことで事態は安定化した。国民の過半数は自給自足の農牧民である。一人当たり GNI は 1,330 US ドル（低中所得国）であるが（世銀 2014 年¹）、所得格差は大きく国民全体の 57.1% が貧困ライン以下（一日 1.25 ドル以下の収入）にある（世銀 2010 年）。主産業は製造業（繊維産業）、農業（メイズ、小麦、サトウモロコシ）、建設業に加えて、わずかながらダイヤモンド等の鉱物資源も産出する。南ア鉱山への出稼ぎ労働者の収入が「レ」国経済の重要な収入源となっていたが、近年は減少傾向にある。南ア、ボツワナ、ナミビア、スワジランドと共に「南部アフリカ関税同盟」を形成しており、同盟からの交付金収入は「レ」国財政収入の約 50% を占めている²。公用語は英語とセソト語で、宗教はキリスト教が大半を占める。HIV 感染率が非常に高く、社会の重い足枷となっている。

2 要請プロジェクトの背景・経緯及び概要

「レ」国は長期国家計画である「ビジョン 2020」（2003-2020）において、人的資源を基礎とした民主的で平和な安定した国家と経済的な繁栄を目指すとしており、教育をそのための最重要項目として挙げている。また、中期国家計画である「国家戦略開発計画」（2012-2016）では教育を通じた人材育成の中で、全ての教育レベルにおける障害者教育のメインストリーミング化を目標の一つとして掲げている。「レ」国はかかる目標達成のための活動計画として「教育セクター計画」（2016-2026）を策定し、中等教育にかかる目標として、地域的なアクセス改善のための寄宿舎建設、公平で質の高い教育のための理科実験室・ICT ラボの建設、既存校のインクルーシブ施設環境の整備等を唱っている。

「レ」国の初等・中等教育では多くの普通校（メインストリーム校）においてインクルーシブ化が行われているが、施設環境や体制が整っているわけではなく、一般的な普通校が軽度の障害生を受け入れてきた実状を反映している。一方で重度の障害生は入学できる初等教育施設も特別支援学校もしくは一部のインクルーシブ校に限られており、中等学校においては本プロジェクト要請対象校である 4 校のみである。これら 4 校は教育訓練省の政策の下でインクルーシブ化が図られたわけではなく、従来普通校として運営されてきたものの、近隣に障害児養護施設がある等の事由により、自発的にそれぞれ肢体、聴覚、視覚の各障害タイプに特化して障害生を受け入れてきたものである。そのため、これら対象既存校は障害生のための施設環境が整備されていない

¹ 出典：世界銀行データバンク (<http://data.worldbank.org/>)

² レソト年次財政報告書 2013 年

ことに加えて、施設の老朽化や教室不足による過密状況の日常化など、障害生のみならず、健常生にとっても施設環境の改善が必要な状況となっている。「レ」国はインクルーシブ教育を普通校で実施していくメインストリーミング化を目標として掲げているものの、対象4校を除いて十分な経験や体制、環境を備えた既存中等学校は皆無であり、インクルーシブ教育の普及に向けて、今後の指針となるインクルーシブモデル中等学校の整備が求められている。

かかる状況から、「レ」国政府は既存5サイト及び新設8サイトの合計13サイトを対象として、インクルーシブ教育の普及に向けた中等学校の整備を行う「中等学校整備計画」につき、我が国に無償資金協力を要請した。

3 調査結果の概要とプロジェクトの内容

JICAは2015年11月～12月に準備調査団を現地に派遣し、サイト踏査を実施した。サイト踏査結果に基づき、学校運営状況、敷地・インフラ条件及び施工条件等による評価を行い、代替要請サイトを含む協力対象候補12サイトを確認すると共に、既存サイトが新設サイトに優先することを確認した。その後の国内解析と概略設計及び概算事業費の積算により、協力対象は既存5サイトとし、対象各サイトの状況に応じて、施設、機材及び構内アクセス歩廊の整備を行う計画とする。

表 計画対象サイト

コード	サイト	県
E1	Abia	Maseru
E2	Motsekuoa	Mafeteng
E3	Mt. Royal	Leribe
E4	St.Catherine	Maseru

調査団は国内解析を通して協力対象の概略設計と概算事業費積算及び事業計画を取り纏め、2017年8月30日から9月8日まで概略設計概要書の現地説明と補足調査を行った。本準備調査報告書に取り纏めたプロジェクトの概要は以下の通りである。

1) 協力対象コンポーネント

本プロジェクトにおいて協力対象とするコンポーネントは、「レ」国の標準中等教育カリキュラムに基づき、インクルーシブ教育を実施する上で最低限必要な施設（教室、理科実験室、ICT実習室、リソースルーム、管理諸室、寄宿舎、厨房、食堂、便所、教員住居、その他高架水槽等の付帯設備）、家具（一般教育家具、車椅子用机）、機材（IE関連機材、一般教育機材、厨房機材）及び構内アクセス歩廊の整備とし、対象各サイトの状況に応じて計画する。

2) 施設計画・機材計画の概要

施設及び家具、機材計画の概要を次に示す。

表 計画施設概要

棟名	コード	サイト別棟数				室構成	1棟当り 面積(m ²)
		E1	E2	E3	E4		
教室棟	2CR		2			教室(40人)x2	186.98
	3CR	1	2			教室(40人)x3	280.46
	2CR+R	1				教室(40人)x2、リソースルーム	218.14
実験・実習棟	SL+ICT	1	1			理科実験室、理科準備室、ICT実習室、ICT準備室	311.63
管理棟	標準諸室					校長室、副校長室、会計室、秘書室、教員室、倉庫、給湯室	
	ADM-E2		1			標準諸室+リソースルーム、IE機材庫	280.46
	ADM-E4				1	標準諸室	249.30
リソースセンター	RC				1	PCルーム、閲覧室、ディスカッション室、事務室、教材準備室、倉庫	209.95
厨房・食堂	KD	1	1			厨房、食堂、パントリー、デリバリーヤード	186.98
寄宿舎	DMM	1	1	1		寝室、シッカハイ、便所・シャワー室、バリアフリー便所、保管庫、舎監室	249.60
	DMM8				1	寝室、便所・シャワー室、保管庫	93.60
	DMF	1	1	1		DMMに同じ	249.60
便所棟	TM4	3				4ブース+小便器	37.98
	TM4D	1	2	1		4ブース+小便器+バリアフリー	61.35
	TF4			1		4ブース	27.74
	TF4D			1		4ブース+バリアフリー	45.83
	TF5	3	3			5ブース	31.33
	TF5D	1	2			5ブース+バリアフリー	51.26
	TS		1			1ブース+小便器/2ブース	28.80
	TMS				1	1ブース+小便器/1ブース/1ブース	29.76
教員住居	SH	1	1			2寝室、居間・食堂、厨房、浴室、便所	88.36
サイト別棟合計	E1 Abia						1,905.31
	E2 Motsekuoa						2,649.52
	E3 Mt. Royal						634.12
	E4 St Catherine's						582.61
総合計	棟合計						5,771.56
	屋根付き渡り廊下(4サイト合計)						864.89
	合計						6,636.45

表 家具

棟	室名	生徒用机	管理職員用机	教員用机	PCテーブル	車椅子用机	閲覧デスク	テーブルL	テーブルM	テーブルS	生徒用椅子	校長用椅子	管理職員用椅子	教員用椅子	来客用椅子	固定スツール	厨房テーブルL	厨房テーブルS	シンク	キャビネットL	キャビネットS	図書ラック	二段ベッド	シングルベッド	ロッカー
教室棟	教室	40		1							40			1											
実験・実習棟	理科実験室															41									
	理科準備室													2											
	ICT実習室			1	40				1		40			1											
	ICT準備室													1								1			
管理棟	校長室		1							1		1			6							2			
	副校長室		1									1		2								3			
	会計室		1									1		2								3			
	秘書室			1										1							2				
	教員室(E2)							1	3					32	4						4				
	教員室(E4)							1						35	4						2				
リソースセンター	PCルーム				40						40														
	閲覧室						6				6												21		
	会議室				4			1			14										3				
	教材準備室				3			2						2								2			
	事務室		1										1		2							3			
	厨房・食堂	厨房													2		2	1	1						
寄宿舍	食堂						8	2		32															
その他	寝室(標準)																						16	32	
	寝室(E4)																						8	8	
	病室																						2		
	E1				6*																				
	E2				20*																				

* 適宜教室等に設置

表 機材

分類	機材名	品目数
リハビリ	マット、補助歩行器、バランスボール、平行棒、ストレッチ用クッション	10
IE	点字世界地図、拡大キーボード、音声付計量計、音声付電卓、マウントバートン、音声付アイテム認識装置、点字ラベルシール作成機、音声録音機、	8
理科実験	電子天秤、顕微鏡、骨格モデル、リップルタンク、オシロスコープ、バンデグラフ静電起電機	8
ICT	デスクトップ PC、ラップトップ PC、プロジェクター、スクリーン、プリンター、コピー機	6
家政科	電気式ミシン、冷蔵庫、電気コンロ付オープン、ガスコンロ付オープン	6

4 プロジェクトの実施体制・工期及び概略事業費

1) 実施体制

本プロジェクトは施設・機材等調達方式（現地企業活用型）による無償資金協力として、日本国政府と「レ」国政府との間で事業実施に係る交換公文（E/N）及び JICA と「レ」国政府との間で贈与契約（G/A）が締結された後、日本国政府の無償資金協力の枠組みに従って

実施される。その後、「レ」国政府は日本法人のコンサルタント企業と契約を締結し、施設・機材の詳細設計が行われる。詳細設計図面と入札図書の完成後、「レ」国において競争入札が行われ、選定された企業と「レ」国政府間で建設工事・機材調達契約が締結され、同契約に従って施設の建設及び機材の調達が行われる。なお、本プロジェクトでは無償資金協力の原則に従い、入札は建設工事と機材調達を分離して行う方針とする。

2) 工期及び概略事業費

本プロジェクトに必要な工期は、贈与契約（G/A）締結後のコンサルタント契約から入札公示まで7カ月、入札公示から工事着工まで5カ月、建設工事に18カ月の合計30カ月と想定される。機材・家具調達に要する期間は、建設工期限内に実施される。

本プロジェクトに必要な「レ」国政府負担事業費は20百万円と見込まれる。

5 プロジェクトの妥当性の検証

1) 妥当性

- 「レ」国政府は「国家戦略開発計画 2012-2016」において、「全ての教育レベルにおける障害者教育のメインストリーミング化」基本方針を打ち出している。また、「教育セクター計画 2016-2026」では2026年までの計画目標として、全国30%の小中校（初等教育25%+中等・職業訓練5%）をインクルーシブ校とすることを掲げている。本プロジェクトは対象既存中等学校においてインクルーシブモデル校として必要な教育環境を整備することにより、インクルーシブ教育の普及を直接的に支援するものであり、上位計画に整合している。
- 我が国は「レ」国に対し、人材育成と社会基盤の強化にかかる支援を打ち出している。本プロジェクトは中等教育環境の整備を通して基礎的人材の育成を図るものであり、我が国の援助政策・方針と整合している。
- 本プロジェクトで整備される施設・機材は運営維持管理に特別な技術を必要とするものではない。本プロジェクトの実施により必要となる追加教員数は5人であるが、特別支援教育を専門とする教員課程修了者数は41人（2015年）であることから、インクルーシブ教育に必要な技能を備えた教員の追加配置は十分に対応可能と考えられる。

2) 有効性

【定量的効果】

本プロジェクトの実施による定量的効果は次の通り想定される。

表 期待される定量的効果

指標	基準値(2015年)	目標値(2021年)	効果
障害者に配慮した基礎的環境を備えた学校数	0	4	4校増加
障害者に配慮した基礎的環境を備え、継続利用されている学校で学んでいる生徒数	0	2,453	2,453人増加

【定性的効果】

- 障害のある生徒にとってバリアの少ない教育・寄宿環境が整備され、学習の質と意欲の向上が期待される。
- 理科実験室・ICT実習室が整備され、学習の質と意欲の向上が期待される。
- ソフトコンポーネントの実施により、対象校におけるインクルーシブ教育の質が向上する。
- 対象校がインクルーシブ教育推進のためのモデル中等学校として「レ」国IE政策の下で活用されることにより、「レ」国インクルーシブ教育の普及に貢献する。

以上の内容により、本プロジェクトの妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

目 次

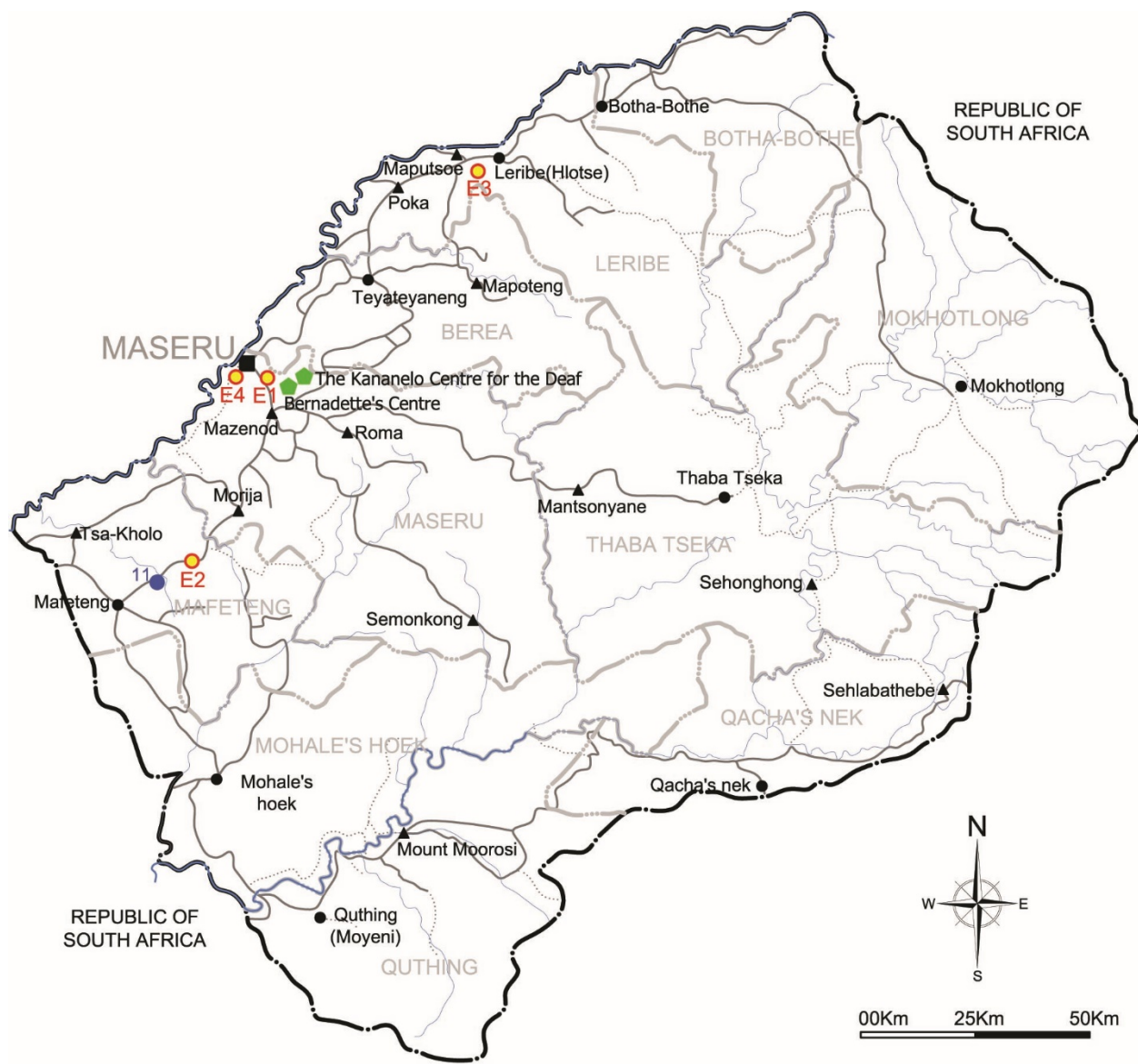
序文	
要約	
目次	
位置図／完成予想図／写真	
図表リスト／略語集	
第1章 プロジェクトの背景・経緯.....	1
1-1 教育セクターの現状と課題.....	1
1-1-1 中等教育およびインクルーシブ教育・特別支援教育.....	1
1-1-2 開発計画.....	20
1-1-3 社会経済状況.....	23
1-2 無償資金協力の背景・経緯及び概要.....	25
1-3 我が国の援助動向.....	26
1-4 他ドナーの援助動向.....	27
第2章 プロジェクトを取り巻く状況.....	29
2-1 プロジェクトの実施体制.....	29
2-1-1 組織・人員.....	29
2-1-2 財政・予算.....	30
2-1-3 技術水準.....	30
2-1-4 既存施設・機材.....	30
2-2 プロジェクトサイト及び周辺の様況.....	32
2-2-1 関連インフラの整備状況.....	32
2-2-2 自然条件.....	33
2-2-3 環境社会配慮.....	35
第3章 プロジェクトの内容.....	37
3-1 プロジェクトの概要.....	37
3-2 協力対象事業の概略設計.....	37
3-2-1 設計方針.....	37
3-2-2 基本計画（施設計画／機材計画）.....	46
3-2-3 概略設計図.....	57
3-2-4 施工計画／調達計画.....	77
3-3 相手国側負担事業の概要.....	91
3-4 プロジェクトの運営・維持管理計画.....	92
3-5 プロジェクトの概略事業費.....	95

3-5-1	協力対象事業の概略事業費.....	95
3-5-2	運営・維持管理費.....	96
第4章	プロジェクトの評価.....	99
4-1	事業実施のための前提条件.....	99
4-2	プロジェクト全体計画達成のために必要な相手方投入（負担）事項.....	99
4-3	外部条件.....	100
4-4	プロジェクトの評価.....	100
4-4-1	妥当性.....	100
4-4-2	有効性.....	101

資料

1. 調査団員・氏名
2. 調査行程
3. 関係者（面会者）リスト
4. 討議議事録（M/D）
 - 4-1 現地調査 I
 - 4-2 現地調査 I-2
 - 4-3 現地調査 II-2（概略設計概要説明調査）
 - 4-4 テクニカルノート（現地調査 I）
 - 4-5 テクニカルノート（現地調査 I-2）
5. 参考資料
6. その他の資料・情報
 - 6-1 敷地測量図
 - 6-2 地盤調査結果

サイト位置図



協力対象サイト

コード	サイト名	県
E1	Abia	Maseru
E2	Motsekuoa	Mafeteng
E3	Mt Royal	Leribe
E4	St. Catherine's	Maseru

凡例

- 協力対象サイト
- ◆ 特別支援校
- 首都
- 県都
- ▲ 町
- 国境
- 県境
- 舗装路
- ⋯ 未舗装路
- 河川

完成予想図



俯瞰図



計画施設外観

写真



E1/Abia 肢体障害生 9 名(内車椅子利用生徒 3 名)在校。



E1/Abia 構内はバリアフリーとなっていない。



E1/Abia 完成したばかりの校舎(右端)。スロープが整備されているが手摺りはない。



E1/Abia 便所棟。バリアフリーとなっておらず、車椅子での利用は困難。



E2/Motsekuoa 敷地は国道沿いの緩い傾斜地。肢体障害生 29 名(内車椅子利用生徒 7 名)在校。



E2/Motsekuoa 既存校舎の内、6 棟は老朽化が著しく、危険な状態である。



E2/Motsekuoa 教室の様子。車椅子生徒の移動には健常生の手助けが必須である。



E2/Motsekuoa 理科実験室。損傷が著しく、機材も限られている。



E2/Motsekuoa 厨房内部。ガスと薪を併用している。



E2/Motsekuoa 増設予定地。



E3/Mt.Royal 聴覚障害生 38 名在籍。



E3/Mt.Royal 多目的ホールを寄宿舎に転用している。



E4/St.Catherine 全盲及び強度の弱視 32 名在籍。様々な年代に建てられた校舎が混在している。



E4/St.Catherine 既存リソースセンターは在籍障害生の規模に対して小さすぎる。



E4/St.Catherine 構内はバリアフリーとなっておらず、障害生にとって危険な状態である。



E4/St.Catherine ICT 実習室(視覚障害生用) 音声入力ソフト等が整備されているが、数は足りない。

図表リスト

表 1-1	初等教育就学傾向指標	3
表 1-2	中等教育就学傾向指標	5
表 1-3	教育セクター戦略計画における目標値と現状（就学）	5
表 1-4	内部効率性指標	6
表 1-5	教育セクター戦略計画における目標値と現状（内部効率）	6
表 1-6	特別支援教育担当職員	8
表 1-7	重度視覚障害児童・生徒受け入れ校	9
表 1-8	重度聴覚障害生徒受け入れ校	10
表 1-9	重度肢体障害生徒受け入れ校	11
表 1-10	重度知的障害生徒受け入れ校	11
表 1-11	本計画対象既存校	11
表 1-12	対象既存校在籍生徒数・教員数（2015年）	12
表 1-13	データ：教育統計（調査時最新版）	14
表 1-14	初等教育要特別支援児童就学人口（障害種、男女、学年別）（2014年）	15
表 1-15	中等教育要特別支援児童就学人口（障害種、男女、学年別）（2014年）	15
表 1-16	「レ」国における障害者の割合	16
表 1-17	年齢別、障害種別人口と割合（2006年）	16
表 1-18	障害者の最高学歴 障害別、地域別（2006年）	17
表 1-19	国家開発計画	20
表 1-20	教育セクター計画	21
表 1-21	教育セクター戦略計画（2005-2015）インクルーシブ教育、特別支援教育方針抜粋	22
表 1-22	教育セクター計画（2016-2026）特別支援教育方針	22
表 1-23	障害者政策文書概要	23
表 1-24	健康・教育指標の近隣諸国との比較	24
表 1-25	我が国の技術協力・有償資金協力実績（教育分野）	26
表 1-26	我が国の無償資金協力実績（教育分野）（単位：億円）	26
表 1-27	我が国の草の根・人間の安全保障無償資金協力実績（教育分野）（単位：万円）	26
表 1-28	インクルーシブ教育・特別支援教育に関する他ドナー事業	27

表 1-29	学校建設に関する他ドナー事業（単位：千 US ドル）	28
表 2-1	国家予算と MoET 予算（単位：百万 LSL）	30
表 2-2	対象サイトの既存施設一覧	31
表 2-3	対象サイトの概況	32
表 2-4	地質調査結果（抜粋）	35
表 3-1	協力対象サイト	38
表 3-2	必要教室数の算定	38
表 3-3	施設コンポーネント	38
表 3-4	対象校の障害生数（人）	40
表 3-5	便器設置計画数	49
表 3-6	計画施設概要	49
表 3-7	主要部仕様比較	54
表 3-8	計画家具内容	55
表 3-9	計画機材リスト	56
表 3-10	「レ」国登録建設施工業者	79
表 3-11	建設工事ロット構成	80
表 3-12	本プロジェクト入札所要期間	82
表 3-13	品質管理項目	85
表 3-14	主要建設資材の調達先	86
表 3-15	主要活動内容	88
表 3-16	「レ」国負担事項	91
表 3-17	中等学校学費上限	92
表 3-18	対象校の予算内訳（単位：LSL）	93
表 3-19	増加クラス数	93
表 3-20	「レ」国側負担経費	95
表 3-21	MoET 年間追加人件費試算	96
表 3-22	対象校の年間追加人件費試算	96
表 3-23	年間電気料金試算	97
表 3-24	年間 LPG ガス使用量算定表	97

表 3-25	年間維持管理費	98
表 3-26	想定経常予算に対する維持管理費の割合 (LSL)	98
表 4-1	期待される定量的効果	101
図 1-1	教育制度・概要図 (2015 学年度現在)	1
図 1-2	初等教育就学者数	3
図 1-3	中等教育就学者数	4
図 2-1	教育訓練省の現組織体制	29
図 2-2	レソト国土区分	33
図 2-3	対象サイトの月間降水量と平均気温	34
図 3-1	事業実施体制	78
図 3-2	施工監理体制	85
図 3-3	ソフトコンポーネント実施体系	89
図 3-4	事業実施工程表	90

略語集

DOE	Department of Environment	環境局
EFA	Education For All	万人のための教育
EFU	Education Facilities Unit	教育施設ユニット
EIA	Environmental Impact Assessment	環境影響評価
E/N	Exchange of Notes	交換公文
ESSP	Education Sector Strategic Plan	教育セクター戦略計画
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GNI	Gross National Income	国民総所得
HI	Hearing Impairment	聴覚障害
HIV	Human Immunodeficiency Virus	ヒト免疫不全ウイルス
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
ID	Intellectual Disability	知的障害
IE	Inclusive Education	インクルーシブ教育
IRIS	Incorporated Research Institutions for Seismology	共同地震研究所
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
JC	Junior Certificate	前期中等修了試験
NUL	National University of Lesotho	国立レソト大学
MoET	Ministry of Education and Training	教育訓練省
PD	Physical Disability	肢体障害
PU	Procurement Unit	調達ユニット
PSLE	Primary School Leaving Examination	初等教育修了試験
SACU	Southern African Customs Union	南部アフリカ関税同盟
SANS	South African National Standard	南アフリカ基準
SEN	Special Education Needs	特別支援教育
LCE	Lesotho College of Education	レソト教育大学
LGCSE	Lesotho General Certificate for Secondary Education	前期中等修了統一試験
LRA	Lesotho Revenue Authority	レソト歳入庁
TSC	Teaching Service Commission	教育サービス委員会
TSD	Teaching Service Department	教育サービス局
VI	Visual Impairment	視覚障害

第1章 プロジェクトの背景・経緯

第1章 プロジェクトの背景・経緯

1-1 教育セクターの現状と課題

1-1-1 中等教育およびインクルーシブ教育・特別支援教育

(1) 教育制度と学校教育の状況

1) 教育制度

レソト王国（以下「レ」国）の教育制度は、初等教育 7 年間、中等教育 5 年間（うち前期 3 年、後期 2 年）であり、2000 年には初等教育が無償化され、2010 年 3 月に国会承認を得た改正教育基本法では初等教育を義務教育化することが定められた。教育の主管官庁は、教育訓練省（Ministry of Education and Training、以下 MoET）であり、中等教育の責任者は、中等教育局の局長（CEO Secondary）である。初等教育修了時、中等教育前期課程修了時、後期課程修了時にそれぞれ国家統一試験があり、次の教育段階へ進むためには試験に合格する必要がある。

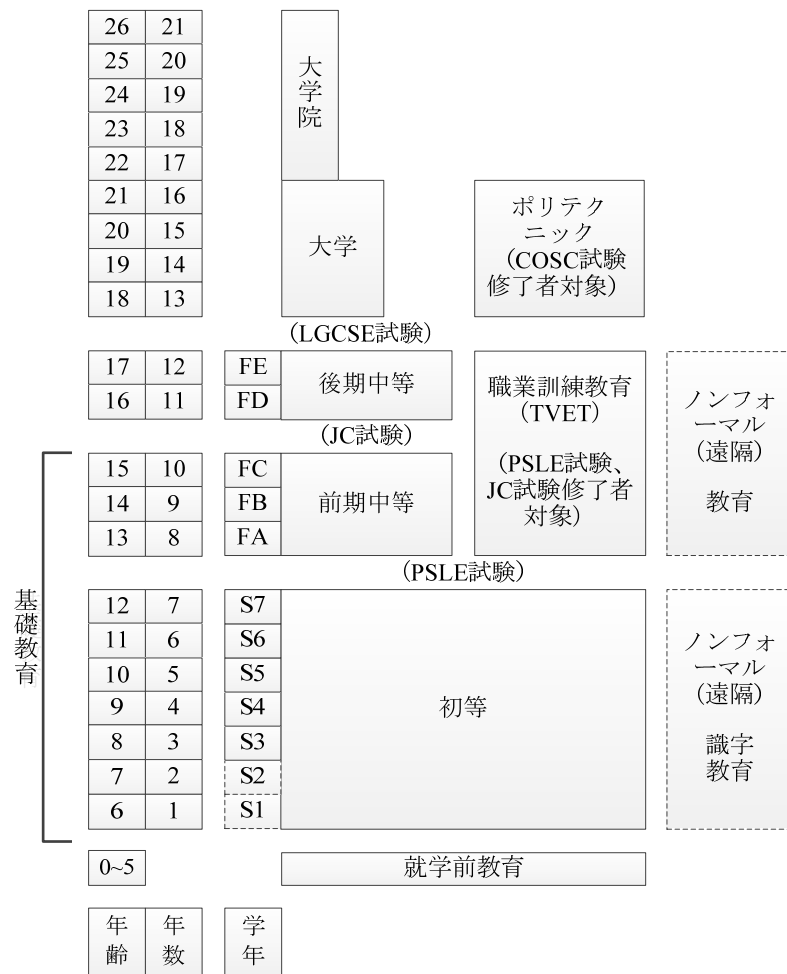


図 1-1 教育制度・概要図 (2015 学年度現在)

「レ」国の中等学校には、3年制の「前期課程中等学校」(セカンダリー・スクール)と、5年制の「前・後期課程中等学校」(ハイ・スクール)がある。前期中等教育の第1から第3学年は、Form A、B、C(以下FA, FB, FC)と呼称され、後期中等教育の各学年は、Form D、E(以下FD, FE)と呼称される。2学期制であるが、それぞれが中休みを挟んで2つの時期に分けられている。2015年は1学期が1月25日から6月16日、2学期が8月1日から11月30日、中休みが3月24日から29日、10月3日から7日であった。

教育セクター計画(2016-2026)によると、以下の教育制度改革が予定されている。まず、初等教育修了試験(Primary School Leaving Examination、PSLE)は廃止され、これが中等教育への進学を促進することが期待される。また、教育の質をあげることを目的として、4年生、7年生、10年生での評価試験が導入される。さらに、前期中等教育期間が現在の3年から4年に延長され、現行の前期中等修了試験(Junior Certificate、JC)が廃止、前期中等4年目(11年生³)は新たな前期中等修了統一試験となるLesotho General Certificate for Secondary Education(LGCSE)の準備に注力される⁴。これに続く後期中等教育は2年と同期間であるものの、内容としては国際的な高校レベルに格上げされ、修了試験として新たにAレベル試験が導入される。また、職業技術訓練も強化される。これらの改革は2016年より試験的に実施されていく予定である。

2) 就学状況および学校数の推移

まず、初等教育の就学状況および学校数の推移について概説する。図1-2は初等教育就学者数の1994年から2014年までの21年間の推移を示す。表1-1は就学数を含めた複数の指標であり、最高値は赤、最低値は青、その他注目に値する数値は黄色でハイライトされている。空欄の年の数値は報告されていない。

図1-2、表1-1から、初等教育の無償化が開始された2000年には新規小学校入学者が急増しているものの、この年の初等1年の総入学率(6歳人口推定値に比した1年生入学者数の割合)が200.9%であることから、多数の入学年齢に当たらない児童が、無償化を機会として入学していることがわかる。この年から小学校入学者の一時的な上昇が起り、初等教育就学児童数が最大値を記録したのは2003年の429,720人である。この後も、2000年に入学した無償化一期生児童が、初等教育最終学年の7年生を迎える2006年までは就学児童数42万人台を維持しているが、その後は順次減少し、2014年には366,048人と、2000年以降で最低値となっている。

初等教育総就学率が最高値を記録したのは、無償化一期生児童が初等教育最終学年を迎えた2006年の127.4%、純就学率は就学者数がピークを迎えた2003年の85.0%である。2014年にはそれぞれ、102.3%、76.6%にまで減少しており、これは2000年以降の最低値となる。2010年に初等教育が義務教育化されると、純入学率(6歳人口における1年生入学者の割合)が60%にまでもちなおしたが、その後は徐々に下がっている。特に2013年以降は初等教育就学者、純就学率、新入生入学率が揃って低下しているが、計画局長によれば、問題は認識されているものの原

³ 学年の呼称も順次変更されており、S(スタンダード)・F(フォーム)から、1年から13年までの通しの数字となっている。ただし調査時(2015年)の資料では旧呼称が使用されていることが多い。

⁴ 現在12年修了時に行われている試験(LGCSE)は、国際的には中学校修了レベルの試験である。これを11年生に実施することにより、その後の後期中等教育2年間で国際的な高校レベル(Aレベル)の学習の新規導入を図ろうとしている。要約すると、現行の5年間の中等教育の内容(国際的な中学レベル)が4年に短縮され、新たに2年の高校レベル(Aレベル)の学習が導入されることになり、中等教育は計6年となる。

因は把握されていないとのことである。学校数は無償化開始後の 6 年間で 200 校近く急増したが、2008 年以降はほぼ横ばいである。

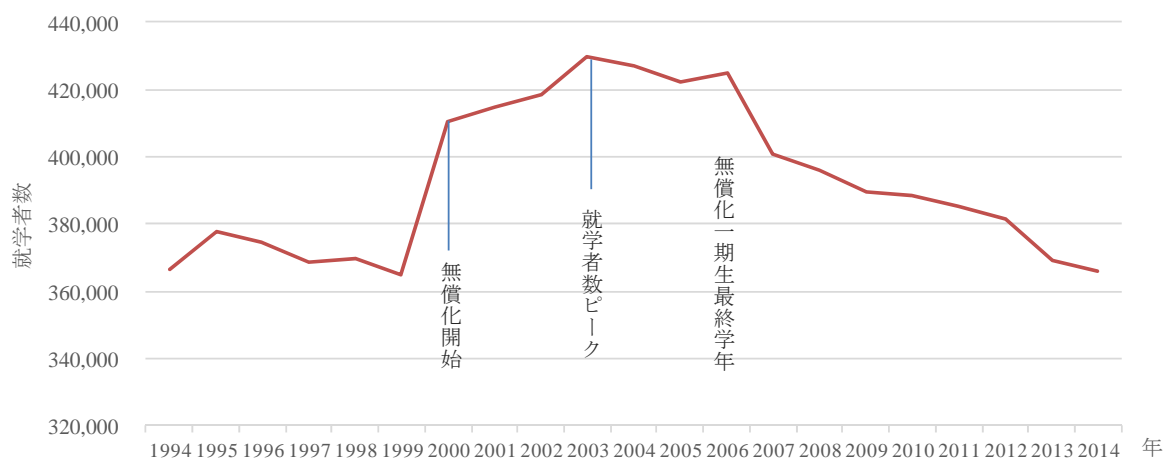


図 1-2 初等教育就学者数

表 1-1 初等教育就学傾向指標

年	就学者数	総就学率	純就学率	新入生	総入学率	純入学率	学校数	イベント
1994	366,569						1,232	
1995	378,011						1,240	
1996	374,628						1,249	
1997	368,895						1,259	
1998	369,515						1,264	
1999	364,951						1,274	
2000	410,745	120.3	82.0		200.9	64.1	1,283	無償化開始
2001	415,007	121.9	82.7		142.1	62.2	1,295	
2002	418,668	123.8	84.0		125.1	61.3	1,333	
2003	429,720	124.9	85.0		121.5	62.1	1,355	小学校就学者数ピーク
2004	427,009	126.6	83.0		126.6	55.8	1,412	
2005	422,278	126.1	83.1		113.6	54.1	1,419	
2006	424,855	127.4	83.9		114.6	56.9	1,455	無償化一期生最終学年
2007	400,934	120.5	81.4		108.3	54.9	1,455	
2008	396,041	119.0	82.0		104.4	55.6	1,472	
2009	389,424	116.2	80.9		102.2	55.0	1,479	
2010	388,681	115.1	81.8	53,911	102.2	60.0	1,473	小学校義務教育化
2011	385,437	113.0	81.6	55,182	102.2	58.5	1,468	
2012	381,690	110.2	81.1	54,675	100.4	57.3	1,469	
2013	369,469	104.9	77.3	51,127	94.0	53.3	1,472	
2014	366,048	102.3	76.6	51,301	96.1	55.0	1,477	

出典： Statistical Yearbook 2010 (Bureau of Statistics 2010)
 Education Statistics Report 2009 (Bureau of Statistics 2011)
 Education Statistics Bulletin 2010 (Planning Unit n.d.)
 Education Statistics Bulletin 2011 (Planning Unit n.d.)
 Education Statistics Bulletin 2012 Statistical Tables (MoET n.d.)
 Education Statistical Report 2013 (MoET n.d.)
 2014 Education Statistics Report (Bureau of Statistics 2015)

次に、中等教育の就学傾向を示す指標をまとめる。図 1-3 は中等教育就学者数の 1994 年から 2014 年まで、21 年間の推移を示す。表 1-2 は就学数を含めた複数の指標であり、最高値は赤、

最低値は青、その他注目に値する数値は黄色でハイライトされている。空欄の年の数値は報告されていない。

中等教育就学者は徐々に増加し、過去 21 年間でおよそ 2 倍になっている。初等教育無償化開始の 2000 年から一時的に増加した初等教育就学者が、中等教育へ進学する時期にあたる 2007 年から数年間、中等教育就学者数の増加が促進されているが、2011 年以降は 127,000 人から 128,500 人の間で推移しており、増加傾向に歯止めがかかっているようにみられる。ただし、就学者数、総就学率、純就学率ともに、データがとられた初年が最低値、2014 年が最高値となっている。2016 年には中等学校がさらに増えて 341 校になっており、そのうち 250 校が 前後期の 5 年間の教育課程を提供するハイ・スクールで、91 校は前期の 3 年間のみのセカンダリー・スクールとなっている⁵。

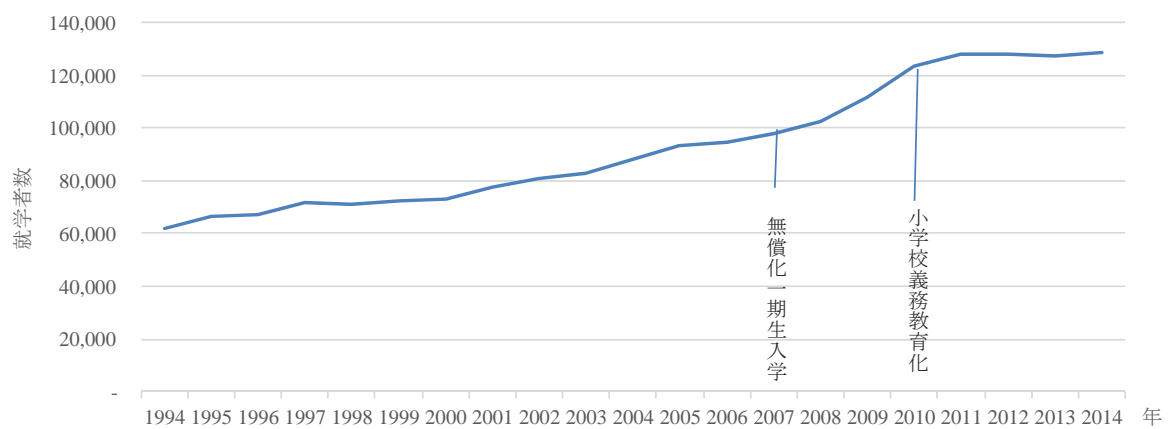


図 1-3 中等教育就学者数

⁵ 出典：教育セクター計画（2016-2026）

表 1-2 中等教育就学傾向指標

年	就学者数	総就学率	純就学率	学校数	イベント
1994	61,615			193	
1995	66,454			195	
1996	67,454			203	
1997	71,475			204	
1998	71,262			205	
1999	72,437			214	
2000	72,992			216	
2001	77,919	32.2	21.3	217	
2002	81,130	33.6	22.0	224	
2003	83,104	34.5	22.8	228	
2004	88,142	36.8	23.8	234	
2005	93,096	39.1	25.4	235	
2006	94,545	39.8	25.7	240	
2007	97,936	41.4	27.0	291	無償化一期中学入学
2008	102,287	43.8	29.0	296	
2009	111,480	47.7	31.5	315	
2010	123,307	53.1	34.2	321	小学校義務教育化
2011	128,172	55.4	35.8	326	
2012	127,852	55.4	36.5	321	中学就学者数初の減少
2013	127,121	55.2	37.3	338	
2014	128,473	55.7	37.7	339	

このように、中等教育へのアクセスは徐々に向上しているものの、下表にあるように、現状では教育セクター戦略計画（Education Sector Strategic Plan、ESSP、2005-2015）の2015年の目標値達成は困難であろうと思われる。中等学校の総就学率、純就学率ともに、ベースラインの2005年からは伸びてはいるものの、2014年の数値は2015年目標値にはほど遠い。

表 1-3 教育セクター戦略計画における目標値と現状（就学）

	ベースライン	現状	2015年目標【ESSP】
中等教育の総就学率	39.1% (2005)	55.7% (2014)	85%
中等教育の純就学率	25.4% (2005)	37.7% (2014)	50%

出典: Education Sector Strategic Plan (MoET 2005), 2014 Education Statistics Report (Bureau of Statistics 2015)

教育セクター計画（2016-2026）では、中等教育のアクセスの障壁として、僻地に中学校が不足していること、有償であることの2点をあげている。2015年11月の調査時には、前期中等教育の無償化も検討されているとのことであったが、これは同計画には含まれていないため、有償の制度が継続すると思われる。一方、小学校卒業試験の廃止が予定されており、これによる進学への促進が期待される。

3) 内部効率性

内部効率性を示す指標を表 1-4 にまとめる。最高値は赤、最低値は青、その他注目に値する数値は黄色でハイライトされている。空欄の年の数値は報告されていない。

「レ」国は自動進級制度をとっておらず、初等教育から留年がある。全国統一試験のない学年の場合は、学校内のテスト等から教員が判断して留年を決める。しかし、近年留年率の削減が目標の一つとして掲げられ、基本的には初等教育の間に留年させるのは一度までが望ましいとの指

針が出されたことから進級率が向上し、2013年から14年にかけての初等教育進級率は90%を超えている。その年に入学した生徒が留年せずに進級し最終学年（7年生）に達した率をみる残存率も、2000年入学の児童は38.8%であるところ、2008年入学児童は57.4%に増加している。ただし進級率の増加が学習達成度の向上を伴っているかは不明である。

初等教育から中等教育への進学者数については、初等教育無償化一期生が中等教育に進学する2007年に大きく増加している。同進学率については、2010年に最高値の75.5%を記録しているが、その後はほぼ横ばいである。これは前項でみられた就学率と同様の傾向である。前期中等教育から後期中等教育への進学は2009年が77.2%と最高値となっているものの、記録のある2001年から比較的高く、全体的にあまり変化はない。

表 1-4 内部効率性指標

年	初等教育		中等進学 (G7→FA)		後期進学 (FC→FD)	イベント
	進級率	残存率	数	率		
2000		38.8				小学校無償化開始
2001		45.3	22,834	66.8	73.0	
2002		49.4	24,046	63.5	74.8	
2003		50.8	23,259	61.6	77.9	
2004		53.8	24,809	66.5	77.2	
2005		54.6	26,585	68.9	74.4	
2006		53.9	25,129	69.6	67.7	
2007		54.6	30,975	67.2	74.0	無償化開始一期生中学入学
2008		57.4	30,052	69.2	75.3	
2009			31,303	73.1	77.2	
2010			32,355	75.5	74.6	小学校義務教育化
2011	82.5		32,325	74.0	71.4	
2012	83.6		31,970	74.8	71.4	
2013	90.4		31,166	74.6	74.9	
2014			31,398	75.4		

出典：表 1-1 と同じ

下表にあるように、教育セクター戦略計画（2005-2015）では2015年までに達成すべき中等教育への進学率、後期中等への進学率をそれぞれ100%、90%と高く設定しているが、達成は非常に困難とみられる。

表 1-5 教育セクター戦略計画における目標値と現状（内部効率）

	ベースライン	現状	2015年目標【ESSP】
前期中等教育への進学率	68.9% (2005)	75.4% (2014)	100%
後期中等教育への進学率	74.4% (2005)	74.9% (2013)	90%

出典: Education Sector Strategic Plan (MoET 2005)

Education Statistical Report 2013 (MoET n.d.)

2014 Education Statistics Report (Bureau of Statistics 2015)

(2) 教育政策・行政の実施関係者

1) 教育訓練省（本省および県教育局）

教育の主管官庁は MoET であり、中等教育を主管するのは中等教育局、障害児童・生徒への教育に関しては中等教育局の下にある特殊教育ユニット⁶（Special Education Unit）が担当している。ただし特殊教育ユニットは中等教育における障害生徒教育のみならず、初等教育、就学前教育における障害児教育も担当している。また、マセルにある本省に加え、10 の県それぞれに県教育局がある。（組織図は図 2-1 参照）

2) 学校運営母体

「レ」国の学校教育の特徴の一つは学校の独立性の強さであるが、これは歴史的成り立ちによるところが大きい。公立中等学校は運営母体に応じ政府立校、コミュニティ立校、教会立校に分類され、2014 年には公立中等学校の過半数の 63%⁷が教会立校、政府立校は 27%、コミュニティ立校は 4%であった。これは、教会が教育に深く関与してきた歴史的背景による。これらの教会立校やコミュニティ立校は政府から公的な中等学校と認定されており、教員の給与、教科書および教材、学校給食、学校補修等の支援を政府から受けるが、運営についてはかなりの自立性を維持している。認可された私立中等学校は 2%とごくわずかであるものの、無認可の私立中等学校も存在し、これらの学校に在籍していても、統一試験を受験、合格することで、認可校と同様の修了資格を取得することができる。

3) 学校委員会

各学校には学校委員会（School Board）が存在する。これは教育法で定められている正式な学校運営機関であり、そのメンバーは学校の運営母体が任命し、大臣の許可を求めることになっている。委員会を構成するメンバーは以下である。

- 学校運営母体の代表 2 名。そのうち 1 名が委員長
- 保護者代表 3 名。そのうち 1 名が副委員長
- 教員代表 1 名
- チーフもしくはその代理
- 地方自治体メンバーもしくはその代理
- 校長。事務局をつとめる。

学校委員会の責務には学校の運営に係る全て、教員の採用、昇進等に関する進言、校長および教務主任に対する懲戒処分、会計監査等が含まれる。年に 4 回以上会合をもつことが決められている。

⁶ 本報告書では、基本的に、要特別支援生徒、障害生徒への教育として「特別支援教育（Special Needs Education）」の用語を用いている。ただし、レソト教育訓練省の所管部署は名称が「Special Education Unit」であることから「特殊教育ユニット」としている。

⁷ 内訳：ローマンカソリック 26%、レソト福音教会 24%、英国国教会 11%、アフリカメソジスト 2%

(3) インクルーシブ教育、特別支援教育

1) 教育訓練省：特殊教育ユニット

インクルーシブ教育・特別支援教育の政策策定と実施監理の所管は MoET 中等教育局内の特殊教育ユニットで、特別支援教育視学官 2 名が従事しており、国の政策や予算等にかかる業務を担当している。この他に、数県をまとめた「地域」に配属されている視学官助手が 4 名おり、それぞれが、聴覚障害、知的障害、肢体障害、視覚障害の専門に特化している。また、学校を巡回して教員を支援する巡回教員が合計 6 名、県教育局に配置されている。「レ」国には 10 の県があるが、残りの山間部 4 県の教育局には専門員は配置されていない。「レ」国教育訓練省において特別支援教育を担当している合計 12 名の職員を下表にまとめる。

表 1-6 特別支援教育担当職員

役職	人数	所属
視学官	2 名	教育訓練省 本省
視学官助手	4 名	中部、北部、南部
巡回教師	6 名	県教育局(マセル、レリベ、モハレスフーク、ベレア、マフェテング、クチン)

2) インクルーシブ教育、特別支援教育の実施状況

障害児童・生徒への対応別に学校を分類すると、①特別支援校⁸、②障害のある児童・生徒を障害のない児童・生徒とともに受け入れる体制が整ったインクルーシブ校、③障害のある生徒を受け入れる体制のない学校に大別できる。ただし、1-1-2 の政策の項で後述されるように、「レ」国にはインクルーシブ教育・特別支援教育に関する具体的な政策が存在しないため、上記の分類も本報告書のための便宜的なものである。特別支援校および重度もしくは多くの障害児童・生徒を受け入れているインクルーシブ校については、特殊教育ユニットが概ね把握している。ただし、インクルーシブ校については教育訓練省からの指定や定義があるわけではないため、調査時に特殊教育ユニット職員から聞き取った学校についての情報のみ本報告書に含まれる⁹。逆に、ここに含まれていないその他の学校においても異なる形(対応内容、レベル等)でインクルーシブ教育を実施している場合もあると思われる。例えば、過去に NGO から特別支援教育に関して支援を受けていた学校、特殊教育ユニットからインクルーシブ教育に関する現職教員研修を受けた学校等があるが、研修後のフォローアップがないこと、後述するように教育統計に問題があることから、これらの学校における障害児童・生徒対応状況は把握されていない。

「レ」国では、ごく限られた数の特別支援校およびインクルーシブ校が、障害種別を限定して受け入れ体制を整えている。山間部の多い地形のため、特に肢体障害や視覚障害の生徒の通学が困難であること、重度障害児童を受け入れる学校が都市部の数校に限られていることから、教育を受けるために親元を離れ、施設に滞在せざるを得ないケースが多い。これは特に初等教育にお

⁸ 本報告書ではレソトにおける特別支援校は障害をもつ子どものための学校、インクルーシブ校は障害を持つ子どもを、障害のない子どもとともに受け入れる体制のある学校を指している。

⁹ 2015 年の調査時には特殊教育ユニットは特別支援校、インクルーシブ校のリストを作成していなかったため、職員からの聞き取りによって調査団がリストを作成した。後日入手した「教育セクター計画」(ドラフト、2016 年 6 月版)には本報告書に含まれる学校にインクルーシブ小学校が 3 校追加されているが、これらに関しては十分な情報がないため本報告書には含めていない。

いては問題として提起されているものの¹⁰、短期的な解決は困難と考えられている。また、これら異なる体制をもつ学校で、どの程度の障害に対応するか、どのような診断を経て特別支援校・インクルーシブ校へ入学するか等の具体的な政府ガイドラインは存在しない。さらに、これらの学校の存在や入学の制度についても、一部の教員や保護者の間でのみ知られている状況のため、適切な支援を受けられる学校への入学機会を逃すケースが多くみられる。ただし、これらの学校の定員が常に一杯であることから、広く告知することができない状況でもある。これらは全て今後インクルーシブ教育を実施していくにあたり早急に改善を必要とする点である。

以下に障害種別ごとに、重度もしくは多くの障害児童・生徒を受け入れている学校の状況をまとめる。中等学校は水色でハイライトされ、障害生徒に特化した特別支援校は「特別」、障害のない生徒もいるインクルーシブ校は「IE」と表記している。生徒数は2015年11月調査時のものである。

【重度視覚障害】

表1-7は重度の視覚障害児童・生徒に対応している学校である。3校とも教会が運営母体となる。表からわかるように、「レ」国では、重度視覚障害のある子どもの進学コースはごく限られている。まず初等教育開始時にリソースセンターにおいて、2年間小学校教育の傍ら点字技術の習得を行う。その後3年生からは、隣接するインクルーシブ校のセント・バーナデッド (St Bernadette) 小学校に編入し、センターと小学校の教員が連携して児童の学習を支援する。中等学校はセント・キャサリン (St Catherine's) 中等学校1校のみで、通常は選抜試験が行われる人気校であるが、視覚障害のある入学希望者は全て受け入れている。中等学校卒業後は国立レソト大学、レソト教育大学に進学する学生もおり、双方点字翻訳者などの体制がある程度整っている。

「レ」国の重度視覚障害者にとって、リソースセンターの寮の定員が教育機会のボトルネックになっている。リソースセンターの寮には、初等1-2年生のみでなく、隣接小学校に編入した3年生以降も継続して滞在する仕組みのため、リソースセンターの寮定員(65人)にマセルにある自宅から通学できる子どもを加えた数の児童のみが、視覚障害に対する支援を伴った初等教育を受けることができる。平均すると1学年10人程度となり、当然これは「レ」国全域の重度視覚障害児童に対応可能な数ではないため、リソースセンターには常時待機児童がいる。これを解消するための、リソースセンターの寮拡大や新設校などは検討されていなかった。

表 1-7 重度視覚障害児童・生徒受け入れ校

学校名	所在地	種別	学年	運営	寮定員	ノート
Resource Centre for the Blind	マセル	特別	初等1-2	RCC ¹¹	65	寄宿生65人に加え、通学生も10人いる
St Bernadette's Primary School	マセル	IE	初等1-7	RCC	0	上記 Resource Centre に隣接。視覚障害生は3年から編入
St Catherine's High School	マセル	IE	中等FA-FE	ACL	124	視覚障害のある入学希望者は全て受け入れ

出典：特殊教育ユニットおよび学校からの聞き取り

¹⁰ 子どもが親と暮らす権利の侵害に加え、子どもが家族や地域とのつながりを育む機会が失われること、親が障害について学ぶ機会を得られないこと、特に聴覚障害においては家族が手話を学ぶ機会がないことから子どもとのコミュニケーションがとれなくなるなど、卒業後に出身地に戻った際の生活に支障をきたすこと、等が問題としてあげられた。

¹¹ RCC:ローマンカソリック、ACL:レソト英国国教会

【重度聴覚障害】

表 1-8 が、重度の聴覚障害児童・生徒に対応している学校である。5 校とも教会が運営母体となる。重度聴覚障害の子どもが通う小学校は 3 県にあり、視覚障害より多少状況は良い。カナネロ (Kananelo) は全寮制の特別支援学校で、寮定員の 75 人が在籍し、セント・ジョン (St John) は、インクルーシブ校で手話通訳士がいるが、寮がないため障害児童は通学生 7 人のみにとどまっている。最大規模で設備も良く整っているのがセント・ポール (St Paul) である。ここは全寮制の小学校で、4 年生まで手話技術および小学校の教育を受けた後、5 年生からはセント・ポールの寮に継続して滞在しながら、近隣にあり聴覚障害児童の受け入れ体制が整備されたマウント・ロイヤル (Mt Royal) 小学校に編入する。中等教育機関はマウント・ロイヤル小学校に隣接する本計画対象校のマウント・ロイヤル中等学校 1 校のみで、入学希望者は全て受け入れている。カナネロは近隣の公立中等学校に卒業生の入学をかけたが拒否されたため、遠方のマウント・ロイヤル中等学校への進学を支援しているとのことである。

聴覚障害においてもボトルネックは小学校の寮定員で、カナネロ、セント・ポールとも寮定員一杯の生徒を受け入れている。特にセント・ポールは寮定員の 150 人を超え、ベッドに 2 人寝かせるなどして 183 人の生徒を受け入れているものの、毎年入学希望者全員を受け入れる事はできていない。マウント・ロイヤル中等学校に通う障害生徒の一部もセント・ポールの寮に滞在している。加えて 2016 年はじめに男子寮で火事があり一部が使用できなくなっている。

表 1-8 重度聴覚障害生徒受け入れ校

学校名	所在地	種別	学年	運営	寮定員	ノート
Kananelo Centre for the Deaf	ベレア	特別	初等 1-7	RCC	75	全寮制
St John's Primary School	マフェテング	IE	初等 1-7	ACL	0	障害生は通学生 7 人のみ
St Paul School for the Deaf	レリベ	特別	初等 1-4	RCC	150	全寮制。寮定員を超えて 183 人が滞在
Mount Royal Primary School	レリベ	IE	初等 1-7	RCC	0	St Paul の寮から通学。聴覚障害生は 5 年から編入
Mount Royal High School	レリベ	IE	中等 FA-FE	RCC	70	女子寮のみ

出典：特殊教育ユニットおよび学校からの聞き取り

【重度肢体障害】

重度肢体障害者を多く受け入れている学校は表 1-9 の通り。4 校とも教会が運営母体となる。2 県にあるが、障害児童・生徒は教会が運営する養護施設(マセルはセント・アンジェラ St Angela、マフェテングはモラペリ Morapeli) に入寮し、これに隣接する小学校および中等学校へ通う形態をとっている。4 校とも、ある程度の自立性、移動性がある生徒に限られているようで、移動できない生徒、文字が書けない生徒等はいなかった。このため、学校からの支援は施設のアクセス補助・整備、字を書くのに時間がかかる生徒に余分な時間を与えるなどの多少の合理的配慮程度であり、専門性のある教員等はいない。学校側に特別な準備があまり必要ない場合、通学にアクセスが良い場所であれば他にも少数の肢体障害の生徒を受け入れている一般校も存在するが、「レ」国は急峻な山間地が多く通学が困難であること、養護施設ではリハビリ等の体制が整っていることから、入寮を希望する保護者が多いとの説明であった。重度肢体障害においても、養護施

寮の寮の定員が教育機会へのボトルネックになっており、調査時にはモラペリ養護施設には 35 人の待機児童がいた。

表 1-9 重度肢体障害生徒受け入れ校

学校名	所在地	種別	学年	運営	寮定員	ノート
Seleso Primary School	マセル	IE	初等 1-7	RCC	0	隣接する St Angela 養護施設から通学
Abia High School	マセル	IE	中等 FA-FE	RCC	0	隣接する St Angela 養護施設から通学。自宅通学性も 1 人
Motsekuoa Primary School	マフェテング	IE	初等 1-7	RCC	0	隣接する Morapeli 養護施設から通学
Motsekuoa High School	マフェテング	IE	中等 FA-FE	RCC	0	隣接する Morapeli 養護施設から通学

出典: 特殊教育ユニットおよび学校からの聞き取り

【重度知的障害】

重度知的障害者を受け入れている学校は政府系の小学校一校のみで、中等学校はない。卒業後は職業訓練校に進学する場合もあるとのことである。現在教育訓練省および学校が協力して知的障害児童のための初等教育カリキュラム作成を行っている。ここも寮の定員が教育機会阻害の要因であったが、2015 年に NGO の支援により寮の定員が 40 から 80 に倍増した。ただし、依然として待機児童はいるとのことである。

表 1-10 重度知的障害生徒受け入れ校

学校名	所在地	種別	学年	運営	寮定員	ノート
Thuso E Tla Tsoa Kae	ボタボテ	特別	初等 1-7	政府	80	全寮制

出典: 特殊教育ユニットおよび学校からの聞き取り

上記から、全ての障害種類において、ごく限られた数の子どものみが教育機会を得ている状況が分かる。問題の深刻さはどこの寄宿舎も定員一杯であること、待機児童がいることから強く推察されるものの、どの程度の人数の子どもが教育機会を与えられていないかは調査されていない。直接的には小学校の寄宿舎の定員が教育機会提供のボトルネックになってはいるものの、全体としては国の中ごく少数の学校のみが重度障害に対応していること、これらが都市部にしかないこと、通学の支援がないこと等、課題は多い。

3) 計画対象既存校の概要

本計画対象校は以下の 4 つの既存中等学校であり、対象障害タイプを原則限定して重度障害生を受け入れているインクルーシブ校である。各学校名および概要は表 1-11 の通り。

表 1-11 本計画対象既存校

コード	学校名	所在地	種別	学年	運営	対応障害
E1	Abia High School	マセル	IE	中等 FA-FE	RCC	肢体障害
E2	Motsekuoa High School	マフェテング	IE	中等 FA-FE	RCC	肢体障害
E3	Mt. Royal High School	レリベ	IE	中等 FA-FE	RCC	聴覚障害
E4	St Catherine's High School	マセル	IE	中等 FA-FE	ACL	視覚障害

前項にもあるように、「レ」国で重度の障害生を多く受け入れている中等学校は表 1-11 の 4 校のみである。先方の要請もこれらの既存サイトを優先としており、整備の必要性は高い。これら 4 校は政府の政策として特別な位置付けがあるわけではなく、教会系の運営によりそれぞれ独自の判断で障害のある生徒を受け入れ、そこから自助努力によって必要な体制を整えてきた。また、政府は聴覚障害（E3）および視覚障害（E4）を受け入れている学校からの要請に応え、手話通訳士等の給与支援や点字機材等の購入費支援を行ってきた。特殊教育ユニット担当官からの聞き取りによると、インクルーシブ教育政策の立案時にはこれらの学校の位置づけを明確にし、その知識・経験を活用できるような体制づくりを検討したいとの意向であった。4 校とも、自主的にインクルーシブ校となっている経緯からも推測されるように、非常に熱意のある教員が揃っており、支援を効果的に活用する条件が整っている印象であった。

既存各校からの聞き取り及び質問票から得られた在校生の内訳は次表の通りである。各校の対象障害タイプは太枠表示し、肢体障害は PD (Physical Disability)、視覚障害は VI (Visual Impairment)、聴覚障害は HI (Hearing Impairment)、知的障害は ID (Intellectual Disability) と表示している。尚、障害生の数は医療機関等の専門家による診断ではなく、各校の教員による主観的な判断に基づくものであり、実際の障害状況を適切に反映しているとは言い難い¹²ものの、既存校が対象としている障害種別の生徒数については信頼がおける。

表 1-12 対象既存校在籍生徒数・教員数（2015 年）

学校名		生徒数			障害生						孤児	奨学生	寄宿生			教員	職員
		男	女	計	PD	VI	HI	ID	他	計			寮	養護施設	下宿		
E1	Abia	430	405	835	9	28	6	17	10	70	315	75	-	8	116	27	10
E2	Motsekuoa	233	501	734	29	56	16	50	54	205	361	129	-	20	149	22	9
E3	Mt. Royal	100	159	259	6	21	28	22	7	84	113	102	72	17	69	21	6
E4	St Catherine's	17	608	625	0	27	2	45	0	74	194	89	124	-	149	32	16

各学校の概要は以下の通り。

アビア校 (E1/Abia High School)

1982 年創立のローマンカソリック系の学校で、対象校の中では最大の規模である。マセル市内に位置しており、入学希望者は原則として全て受け入れている。初学年である FA 入学時にはクラスが最大 70 人程度になるものの、初学年途中の退学者が多く、毎年 45 人程度まで減少している。生徒数が多いことから経営状態は良く、2014 年には学校予算から 2 教室増設した。教員は全て有資格者であるが、1 人を除いて特別支援教育の専門知識を有していない。また、障害に対応する専門の職員もいない。

学校として特にインクルーシブ教育を方針として打ち出しているわけではないが、肢体障害の子どものための養護施設 (St Angela) が隣接しているために、同じく隣接するセレス (Seleso) 小学校共々、同施設に居住する肢体障害生を毎年受け入れてきている。これらの学校・施設は同

¹² 次項においてデータの信頼性に言及。

じローマンカソリック協会の系列だが、運営は各々独立している。障害のある生徒のうち、自宅から通学しているのは車椅子の生徒1人のみで、残りは全て養護施設から通学している。

施設はバリアフリーとなっていないために、車椅子利用生徒は移動に際して他の生徒から支援を受ける必要がある。また、車椅子用のトイレが学校に無いため、車椅子利用生徒はその都度、養護施設のトイレまで行く必要がある。他にも教室や実験室の机の高さが合わない等、改善が必要な事項は多い。

モツェクワ校 (E2/ Motsekuoa High School)

アビア校と同じくローマンカソリック系の学校である。本校も中途退学者が多く、学年開始時は17クラスだったものの、学年末にあたる調査時には13クラスに減少していた。入学希望者は全て受け入れており、施設の許容定員を超えている。生徒数が多いため経営状態は良く、教員は全て有資格者であるが、障害に対応する専門の職員はいない。

系列教会の下で肢体障害の子どものための養護施設、モツェクワ小学校、モツェクワ中等学校、職業訓練校、クリニック、女子寄宿舎が教会敷地内で運営されており、養護施設に滞在している子どもが敷地内の学校に通学するのが当初からの方針である。本校を卒業した後も擁護施設に滞在して職業訓練校に通っている生徒もいる。本校の障害のある生徒は全てこの施設からの通学生である。

アビア校と同様に、バリアフリー環境が整っていないために、椅子利用生徒は他の生徒による日常的な支援を受ける必要がある。車椅子用のトイレが学校に無いため、車椅子利用生徒はその都度、養護施設のトイレまで行く必要があるのも同様である。専門知識を持つ教職員がいないために、障害により参加が難しい活動に対する参加法の工夫の仕方が分からない等、運営技術面での改善も必要である。

マウント・ロイヤル校 (E3/Mt. Royal High School)

本校は重度の聴覚障害の生徒を受け入れている「レ」国で唯一の中等学校である。2009年に初めて聴覚障害の生徒を1人受け入れて以来、全ての聴覚障害生を受け入れるという基本方針の下で在籍する障害生徒も年々増加しており、工夫を重ねながら寄宿舎の整備を行う等の運営努力を図ってきている。ローマンカソリック系の学校で、5学年で259人、9クラス、1クラス当たりは25人から35人程度と「レ」国が基準とするクラス40人に比して小規模である。2009年から入学希望者が減少しているが、その理由を聞き取ったところ、障害のない生徒の保護者が、教員の注意が障害のある生徒に集中し授業に問題がでるのではないかと憂慮したことや、学校の統一試験での成績が下降した等、複数の理由が挙げられた。近年は入学希望者を増やすことに力を入れてきており、成績がもちなおしたこともあってか、入学希望者もやや増加傾向にある。

現在は手話通訳士が6人おり、聴覚障害のある生徒がいる各クラスに配置されている。ただし、長時間の手話通訳は2人が交代で行うことが国際基準であるところ、1人で1日の授業を全て通訳しているため、改善が望まれる。教員はすべて有資格者であるが、手話通訳士を除いて特別支援教育の専門知識がある教員はいない。かつては生徒数も現在より多かったため、教員数も生徒数に対して比較的多い。本校は入学生徒が減少した経験から、保護者を対象とした啓発活動が必須だと考えており、障害のない生徒の保護者へはインクルーシブ教育への理解を、また障害のある

生徒の保護者には子どもへの理解を促進したいとのことである。特に聴覚障害の生徒の保護者は手話を習う機会がないために、親元から離れて教育を受ける子どもとコミュニケーションをとれなくなるケースが多くみられるようである。その他、機材や聴覚障害生徒の苦手とする英語、セソト語の授業法の工夫方法など、改善すべき事柄は多い。

セント・キャサリン校 (E4/St Catherine's High School)

マセル中心部に位置する英国国教会系の学校である。重度の視覚障害生を受け入れている「レ」国で唯一の中等学校である。70年代から視覚障害の生徒を受け入れるようになった。女子校であるが、視覚障害の生徒に限って男子生徒も受け入れている。視覚障害の生徒は全て入学を許可しているが、健常生は入学希望者が多いため成績による選抜を実施している。視覚障害の生徒は全国各地から来ており、健常生と共に寄宿生活を送っているが、障害生の中には入寮できなかったために下宿して通学している生徒もいる。現在7人の点字技能を持つ教員が在籍しているが、専門の訓練を受けているわけではなく、工夫を重ねながら教員同士で教えあって点字技能を習得し、生徒を支援している。視覚障害生のための支援施設としてキャッチ・センターと呼ばれるリソースセンターがあり、専任の点字翻訳者1人が常駐している他、移動法を指導する教員1人も在籍している。施設はバリアフリーとなっていないため、転倒などの事故も時折生じている模様である。

4) 要特別支援生徒の統計

毎年出版される教育統計報告書に、普通校における就学児童・生徒のなかで障害のある子どもの統計が含まれている。ただし、特別支援学校に就学する生徒の統計が含まれないこと、データの質に後述するような問題点があるため、現状では、インクルーシブ教育・特別支援教育計画に利用するのは適切ではない。次表に統計の概要を示す。

表 1-13 データ：教育統計（調査時最新版）

【種別】	教育統計
【タイトル】	2014 Education Statistics Report
【発行元】	Bureau of Statistics
【発行年】	2015
【障害関連項目】	毎年出版される教育統計の中で、メインストリーム校に就学する障害児の数を、学年、男女、障害種別を分けて、初等教育、中等教育の教育レベルごとに示している。教育訓練省のEMISデータベースでは学校毎のデータも入手可能。毎年各学校が年の前半に提出する学校統計報告書がもとになっている。

表 1-14 は、最新の教育統計報告書から、2014年に小学校（1-7年生）に就学している要特別支援児童を障害種、学年、男女別に示したものである。これによると就学児童計366,048人のうち20,357人（5.6%）が障害のある生徒となる。ただし、多くの教員は障害の診断に関して訓練されておらず、加えて学校統計報告書用紙に記入方法のガイドラインも無いため、記入者の判断基準がまちまちであり、データの信頼性が非常に低い。この問題については特殊教育ユニット職員、国立レソト大学の特別教育担当教官からの聞き取りに加え、訪問した学校においても確認されている。学校での聞き取りでは、視力が多少悪く眼鏡を必要とする生徒を視覚障害、学業成績の振るわない生徒を知的障害と判断する例などがみられた。比較的判断の容易な肢体障害の生徒

数が少ないこと、知的障害が特に多く全体の 54%を占めていることもこのような背景から説明できる。

表 1-14 初等教育要特別支援児童就学人口（障害種、男女、学年別）（2014 年）

障害種別	G 1		G 2		G 3		G 4		G 5		G 6		G 7		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
肢体障害	140	75	95	76	114	82	135	88	83	83	70	68	64	73	1,246
視覚障害	225	129	230	200	285	220	332	271	405	328	374	346	283	354	3,982
聴覚障害	125	99	126	117	183	160	236	218	240	268	162	218	152	188	2,492
知的障害	696	378	941	553	1168	617	1511	849	1083	675	828	617	578	496	10,990
その他	172	99	180	98	161	77	171	93	159	72	100	83	106	76	1,647
合計	1,358	780	1,572	1,044	1,911	1,156	2,385	1,519	1,970	1,426	1,534	1,332	1,183	1,187	20,357

出典: 2014 Education Statistics Report (Bureau of Statistics 2015)

同年中等教育では、計 128,473 人の就学生のうち、障害のある生徒は計 8,302 人 (6.5%) となっている (表 1-15)。

表 1-15 中等教育要特別支援児童就学人口（障害種、男女、学年別）（2014 年）

障害種別	Form A		Form B		Form C		Form D		Form E		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
肢体障害	60	62	50	61	42	46	22	25	30	29	427
視覚障害	367	546	286	468	223	406	232	447	201	317	3,493
聴覚障害	139	223	128	192	98	173	91	165	91	141	1,441
知的障害	250	293	238	263	149	238	137	137	94	102	1,901
その他障害	77	170	92	141	83	141	54	115	58	109	1,040
合計	893	1,294	794	1,125	595	1,004	536	889	474	698	8,302

出典: 2014 Education Statistics Report (Bureau of Statistics 2015)

データの信頼性の低さから、就学している障害のある子ども、生徒の中で支援が必要な数、適正に対応できている数等の把握ができておらず、教育計画の障壁となっている。また、データの信頼性が低い問題については、障害の判断に関して国の標準的なガイドラインが存在しないことも根源的な問題としてある。統計の信頼性向上について調査団と協議する中で、教育訓練省が 2016 年の学校統計報告用紙に記入方法のガイドラインを加えることに合意したため、信頼性の多少の向上が期待される¹³。また、特別支援校生徒の統計も必須である。

5) 障害者人口と就学格差

就学していない障害のある子どもに関するデータは存在しないため、障害による就学格差は不明である。ただし、特別支援校や養護施設に常時待機児童リストが存在する「レ」国の現状を鑑みると問題は深刻であると考えられ、今後の教育計画を立てる上で特に重要なデータとなる。以下、存在する障害者に関する統計から推測される事項を纏める。

「レ」国では 10 年毎に国勢調査、その中間にサンプル人口調査が行われる。2006 年の国勢調査、2011 年のサンプル人口調査ではそれぞれ人口の 3.7%、2.6%が障害のあると報告されている

¹³ 教員が統計記入時に障害と判断する指針となる簡易な説明を加えたが、用紙印刷の期日が数日後であったため、信頼性の確認テストは行っていない。

(表 1-16)。どちらの統計においても男性の方が障害を有する割合が高い。2 つの統計の間の差異については説明されていない。次回の国勢調査は 2016 年に行われる。

表 1-16 「レ」国における障害者の割合

統計	年	男	女	合計	統計について
国勢調査	2006	4.2%	3.1%	3.7%	全人口調査。422,371 家族。
人口調査	2011	2.9%	2.3%	2.6%	24,199 家族のサンプル調査

出典: 2006 Lesotho Population and Housing Census: analytical report, volume IIIB socio economics characteristics (Bureau of Statistics 2009)
2011 Lesotho Demographic Survey Analytical Report, vol. I (Bureau of Statistics 2013)

この 2 つの調査では体の部位、機能の欠損に着目した障害種別によって統計がとられた。国勢調査では 11 種、人口調査では 14 種の障害種類が設定されている。診断等はなく、戸口調査員が障害の有無、種類、期間、原因を質問し、チェックリストから選択する方法でデータ収集された。2006 年国勢調査のデータをもとに、学齢期の子どもの人口を障害別に算出したのが下の表である¹⁴。

表 1-17 年齢別、障害種別人口と割合 (2006 年)

	5-9 才		10-14 才		15-19 才	
	人口	%	人口	%	人口	%
指切断	87	2.7	113	2.6	134	3.1
腕切断	122	3.8	200	4.6	182	4.2
手切断	142	4.4	174	4.0	217	5.0
つま先切断	51	1.6	35	0.8	52	1.2
下肢切断	280	8.7	326	7.5	403	9.3
四肢麻痺	399	12.4	448	10.3	494	11.4
全盲・弱視	515	16.0	727	16.7	697	16.1
聾	624	19.4	866	19.9	662	15.3
言語障害	383	11.9	340	7.8	277	6.4
精神障害	106	3.3	235	5.4	268	6.2
精神遅滞	415	12.9	753	17.3	814	18.8
その他	97	3.0	144	3.3	126	2.9
	3,218	100	4,353	100	4,330	100

出典: 2006 Lesotho Population and Housing Census: analytical report, volume IIIB socio economics characteristics (Bureau of Statistics 2009) p.119 をもとに算出¹⁵

障害種別割合を見ると、全盲・弱視、聾、精神遅滞がどの年齢グループにおいても高い(表中、赤でハイライト表示)。ただし、指切断から四肢麻痺までを肢体障害としてまとめた場合には、この合計がどの年齢においてもほぼ 50% を占める。このうちどの程度が学校教育を受けているかに関するデータは無いが、障害が理由で教育機会が無い子どもの数は相当数に上ると考えられる。例えば全盲・弱視は 5-9 歳で 515 人、10-14 歳で 727 人と 1 学年当たり 100 人を超えている。

¹⁴ 人口調査は居住地を単位として統計をとるため、2011 年の人口調査ではサンプルに障害のある子どもが居住する学校宿舎もしくは養護施設が含まれるかどうかで結果が変動する。この理由からここでは 2006 年の統計を使用している。

¹⁵ 国勢調査にはパーセンテージ表記のみのところ、人数を逆算してあるため、人口は概数である。

このうちどの程度が全盲もしくは重度の弱視で特別な支援が必要であるかは不明であるものの、その記述 (blind / partial blind) からある程度重度のケースが多いことが推測される。この数に比して、重度視覚障害の小学1年生を受け入れているのはリソースセンター (Resource Centre for the Blind) のみであり、その寮は7学年合わせて65人が定員、通学生を含めても1学年当たり平均10人程度となり、1学年100人を超える全盲・弱視人口に対応できていないことが推測される。同様に聾 (deaf) は1学年平均120人以上となるが、既存校で聾の小学1年生を受け入れている学校の収容能力は3校を合計しても1学年35人程度となり、2つの数字の乖離が大きい。肢体障害、知的障害についても同様の問題があり、障害による就学格差の存在が強く推測される。また、前述した特別支援校やインクルーシブ校、養護施設の待機児童の存在もこれを裏付ける。

また、2006年国勢調査では15歳以上を対象にその最高学歴を調べた (表1-18)。ただし、このデータは大人になってから障害を持った人も多数¹⁶含まれると考えられること、15歳以上を調査対象にしているため現在の教育状況を必ずしも反映していないことから、解釈には注意が必要である。これを踏まえても、障害の有無、性別、障害種別、居住地域という複数の要因が複合的に学歴と大きな関係があることがわかる。第一に、障害を有すること、また男性であるということによる就学格差が強く示唆される。就学経験のない人口¹⁷の割合が最も少ないのは障害のない女性で4.7%であるが、同割合が最も多い障害のある男性では35%と7倍以上になる。

また、障害種別、居住地¹⁸も学歴と関係がある。障害があることで教育機会が制限されることが推測されるが、特に地方¹⁹においてその傾向が強い。障害種別では特に就学経験がない割合が高いのが言語障害と精神遅滞で、特に地方部においては40%を超える。逆に、中等教育以上の学歴を有する人口の割合をみたときに突出しているのが都市居住の全盲・弱視人口で、10%以上となる。これは中等教育機関の調査からも裏付けられる。前項で見たように、重度の視覚障害に対応している中等教育機関はセント・キャサリン高校のみであるが、数十年前から障害生徒を受け入れ、かつ学校の教育達成度の評価も高く、毎年のように視覚障害生徒から大学進学者を輩出している。これに対し、聴覚障害に対応しているマウント・ロイヤル高校が聴覚障害の生徒を受け入れるようになったのは6年ほど前であることから、ようやく1期生が大学進学を検討している段階で、これまでマウント・ロイヤル高校から大学へ進学した聴覚障害生徒はいない。

表 1-18 障害者の最高学歴 障害別、地域別 (2006年)

統計	なし	初等教育	中等教育	中等以降
障害なし (男)	17.2	50.6	28.1	4.1
障害あり (男)	35.0	51.3	12.2	1.5
障害なし (女)	4.7	56.6	34.5	4.2
障害あり (女)	16.9	67.3	13.7	2.1
以下、障害別、地域別				

¹⁶ 障害をもった年齢についてのデータはないが、先天性による障害と報告されている割合が比較的低い事 (下肢切断0%、四肢麻痺16.6%、全盲・弱視11.2%、聾21.3%、精神遅滞65.1%)、原因が炭鉱による事故等大人であることを示唆するため、学齢期後に障害を有した人口が相当数含まれると推察される。

¹⁷ 国勢調査には明記されていないが、データおよび調査票の質問項目から、「初等教育」には初等教育1学年以上修了した者が含まれていると考えられる。このため「なし」にあたるのは就学経験が全くない、もしくは小学校1年を修了していないものと推定される。

¹⁸ ただし、レソトの重度障害対応校は都市部のみであり、多くは寮、養護施設に居住しており、その出身地は全国各地になる。国勢調査は居住地 (この場合は都市部の寮など) で調査されるため、都市人口に地方出身の15歳以上学校在学者が含まれることになる。

¹⁹ 計68,400人の障害者の内、17%が都市部に住み、83%が地方に居住している。

指切断	都市	16.3	60.7	20.1	2.9
	地方	32.9	59.1	7.5	0.5
腕切断	都市	13.7	64.4	19.0	2.9
	地方	26.3	65.4	7.7	0.6
手切断	都市	14.1	58.9	22.1	4.9
	地方	26.5	63.2	9.5	0.8
つま先切断	都市	13.7	64.4	19.0	2.9
	地方	30.9	60.1	8.6	0.5
下肢切断	都市	15.2	59.6	19.9	5.3
	地方	28.2	62.4	8.0	1.3
四肢麻痺	都市	15.4	60.1	18.4	6.2
	地方	25.8	64.3	8.4	1.4
全盲・弱視	都市	9.6	57.2	22.7	10.4
	地方	25.9	64.7	7.6	1.6
聾	都市	18.5	61.5	17.1	2.8
	地方	29.7	63.1	6.7	0.5
言語障害	都市	37.1	50.5	9.7	2.2
	地方	47.5	48.1	4.0	0.3
精神障害	都市	12.7	64.1	19.2	3.6
	地方	26.3	64.0	9.0	0.8
精神遅滞	都市	30.5	56.8	10.7	1.4
	地方	43.3	50.9	5.4	0.3

出典:2006 Lesotho Population and Housing Census: analytical report, volume IIIB socio economics characteristics
(Bureau of Statistics 2009)

これらのデータから、間接的にはあるが、障害による就学機会の制限、障害種別による就学格差の問題が存在することがうかがわれる。適正な計画策定のためにも、より信頼性の高いデータの収集が必須である。

6) 教員養成・採用および配置

以下に「レ」国における新規教員養成、継続教育、教員採用および配置について、特にインクルーシブ教育・特別支援教育に焦点を当てて纏める。

【新規教員養成】

国立レソト大学（National University of Lesotho：NUL）、レソト教育大学（Lesotho College of Education：LCE）の2校が主に新規教員養成を行っているほか、レソト農業大学でも少数の教員養成が行われている。国立レソト大学では後期中等教育の教員資格である学士課程、レソト教育大学では初等教育および前期中等教育の教員資格であるディプロマ課程が実施されている。国立レソト大学では、通常の教員課程にはインクルーシブ教育・特別支援教育の授業が1コマも組み込まれておらず、同大学の特別支援教育担当講師が問題として指摘しているものの、一方で、大学と交渉するには政府がその必要性を政策として明示することが必須であるとしている。一般の教員課程とは別に、特別支援教育を専門とする課程（Bachelor of Education in Special Education）があるが、養成数は初年度の2013年71人、2014年54人、2015年41人と定員を減らしており、今後は25人程度にしていく予定である。この理由としては教育の質の担保のほか、卒業生が専門を活かせる就職先が国内にごく限られていることがあげられた。対照的に、レソト教育大学では一般の教員養成課程に特別支援教育の必修授業が組み込まれている。ただし卒業生は主に小学校で勤務しているとのことから、本案件対象校の教員として配置される可能性は低い。また、レ

ソト教育大学では教員免許取得者に対して、1年間の特別支援教育ディプロマ課程コースを実施していたが、入学希望者が減少したため現在は中断している。この課程の過去の卒業生は1人を除いて全て小学校教員とのことである。

【現職教員養成】

教育訓練省は現職教員の研修を行っている。研修は Save the Children UK から支援を受けていた時期に開発されたものが基になっており、当時の研修マニュアルが 2011 年にユニセフの支援で改定されている。ただし、以前は 4 週間あった研修が予算の都合により 5 日間に短縮されている。予算も多くはドナーからの支援に頼っており、対象は小学校教員が主である。モニタリング等は行われていないため、その効果、実施状況は不明であるが、教育訓練省は研修を実施した学校をインクルーシブ校とみなしている。

【教員採用・配置】

公立学校の教員は、政府が給与を支払う場合と学校が独自の予算から支払う場合があり、これにより採用のルールが違う。改正教育基本法（2010 年）によると、政府が給与を支払う教員の採用、異動、昇進に関しては、Teaching Service Commission（TSC）が最終的な決定を行う権限を有し、実務は、Teaching Service Department（TSD）が担当している。これらの学校の教員の新規採用、配置に関する基本の業務フローは以下の通りとなっている。

- ① TSD は教員配置が必要と考えられるポスト数を取りまとめ、次官、教育訓練省財務局に申請（3 月）
- ② 次官は、予算確保されたことを確認し、教員新規採用予定の通知を出す（4 月）
- ③ 通知を受け、教育訓練省はホームページ上で募集広告を掲示
- ④-1 政府直営校：TSD が一括して選定を行い、各学校へ教員を配置
- ④-2 その他運営校：応募者は各学校に応募書類を送付。各学校の学校委員会（School Board）が候補者選定を行った上で、結果を TSC に報告し、承認を得る

ただし、学校が要請する数の教員を雇用するための予算確保ができるとは限らないため、予算確保まで数年待つ場合や、まずは学校予算から採用した後に政府からの給与支給を申請する場合と実際は様々なケースがあるようである。学校予算から給与を支払う場合には、教員資格等の要件は同じであるものの、学校委員会が直接採用し、給与設定等を行う。政府が給与を支払う教員に関しては、政府主導の一括採用選定に変える議論が始まっているものの、教会やコミュニティ立校の反発があるとのことで、実現の目途はたっていない。また、一旦配置されると、本人の転職希望、生徒数の減少に伴う教員過多による異動等の例外を除き、同じ学校に長期間勤務する場合が多い。

「レ」国のインクルーシブ校・特別支援校への教職員配置に関しては、手話通訳士等の技術職を含め全て一般校と同じ教員資格が要件となっている。一方、その他の特別支援教育に関する知識等は要件とはなっていない。

政府直轄の学校の教員配置は政府が行うものの、これまで政府直轄の障害児童・生徒対応校は知的障害の特別支援校一校のみであることから、インクルーシブ校の教員配置についての過去の事例は無い。ただし、教員採用・配置担当部署からは、特別支援教育を専攻していたものの、そ

の知識を必要としないポストにいる現職教員や、例年の採用数の少なさから雇用されていない特別支援教育を履修した国立レソト大学卒業生を含めれば、人材のプールは充分であることを確認している。新設校に関しては教員採用・配置担当部署と特殊教育ユニットが共同で配置計画を検討するとのことである。また、重度の障害のある教員も数名現職にいるが、これらの教員が採用された場合、補助教員と一緒に配置する仕組みが存在する。

1-1-2 開発計画

(1) 国家開発計画

「レ」国のマクロ国家開発計画としては、長期国家計画である「ビジョン 2020」(2003-2020) および中期国家計画である「国家戦略開発計画 (2012/13-2016/17)」がある。どちらも経済開発のための人的資源の開発手段として、教育の重要性を掲げており、障害者の教育機会の均等についても述べられている。

表 1-19 国家開発計画

【種別】	長期国家計画
【計画名】	Vision 2020
【施行年】	2003 - 2020
【概要】	2020 年までによりよく開発された人的資源を基礎とした、民主的で平和な安定した国家をつくり、その上で経済的な繁栄を目指す。教育は最重要項目として挙げられ、「潜在的能力が開拓され、的確な技術が身に付いた生産的な労働力」となる人的資源を供給することが目標とされている。生涯教育・職業・技術教育・起業家教育等を重視し、それにつながる基礎教育を、平等・無償・義務教育として提供することを目標としている。障害者については特に差別の撤廃、教育機会均等の点で言及されている。
【種別】	中期国家計画
【計画名】	National Strategic Development Plan (NSDP)
【施行年】	2012/13 - 2016/17
【概要】	【概要】 貧困、不平等、失業、保健問題、高い死亡率といった喫緊の課題に直面したレソトの、今後 5 年間で方向付けるマクロ開発計画。教育に関しては特に経済発展のための人材育成に重点がおかれており、「全ての段階における特別支援教育のメインストリーミング」も目標の一つとして掲げられている。また、ジェンダー、子ども、若者、障害者と高齢者のニーズへの対応を横断的課題として認識 (6-3 で障害問題に対する行動指針を明示) しており、この中で障害者の教育機会、教員教育、および教材について言及している。

(2) 教育セクター計画

1) 中等教育に係る計画

上記の国家計画を受け、教育訓練省は世界銀行の支援のもと、2005 年 3 月に「教育セクター戦略計画 (Education Sector Strategic Plan 2005-2015 : ESSP)」を策定した。ただしこの計画は包括的な教育セクターの開発の方向性を示してはいるものの、政策実現優先度を含む具体的なアクションプランや予算計画を含まないものであった。中等教育に関しては、遠隔地や人口集中地域に学校を建設し、アクセスを改善させることが最重要課題として挙げられていた。

教育のためのグローバル・パートナーシップ（GEP）コンサルタントの支援のもとで、教育セクター戦略計画（2005-2015）に続く教育セクター計画（2016-2026）が策定されている。中等教育に関しては、初等教育修了試験の廃止による前期中等教育への自動進学、前期中等教育期間を現在の3年から4年に延長、現行の前期中等修了試験（Junior Certificate、JC）のかわりに前期中等4年目（11年生）に新たな前期中等修了統一試験となる Lesotho General Certificate for Secondary Education（LGCSE）、これに続く後期中等教育の2年を国際的な高校レベルに格上げ、この修了試験として新たに A レベル試験の導入といった大がかりな制度改革が予定されている。

表 1-20 教育セクター計画

【種別】	教育分野中期計画
【計画名】	Education Sector Strategic Plan（教育セクター戦略計画）
【施行年】	2005 - 2015
【概要】	教育分野における上位計画としてまとめられたもので、人的資源の開発のための教育の役割が重視されている。中等教育に関しては、遠隔地や人口集中地域に学校を建設し、アクセスを改善させることが最重要課題として挙げられている。
【種別】	教育分野中期計画
【計画名】	Education Sector Plan（教育セクター計画）
【施行年】	2016 - 2026
【概要】	教育分野における上位計画としてまとめられたもので、教育の質の向上とこれによる教育の効率改善、職業訓練の強化など、教育の内容の妥当性向上を主眼としている。中等教育は現在「レ」国では12年時修了時試験が国際的な前期中等レベル試験であるところ、この試験を11年生で実施することにより、国際的な後期中等レベルの教育と A レベル修了試験を新たに導入することが計画されている。これにより、中等教育が現行の5年（前期3年、後期2年）から6年（前期4年、後期2年）となる。中等教育ではこの他に地域的なアクセス改善のための寄宿舎建設、公平で質の高い教育のための理科実験室・ICT ラボの建設、既存校のインクルーシブ施設環境の整備等が唱われている。

2) インクルーシブ教育・特別支援教育に係る計画

現地調査時点で「レ」国にはインクルーシブ教育・特別支援教育にかかる、国の包括的な方針を示す政策文書は存在していない。特別支援教育政策に近いものとして、1989年に策定された「特殊教育に係る実施計画」があるが、これは長期にわたる政策として策定されたものではないため、現在は実効性が無い。これ以降は、各種教育政策文書などでインクルーシブ教育・特別支援教育について断片的な方針や活動計画が示されているものの、国として一貫した戦略は開発されていない。

現行の政策では、「国家戦略開発計画（National Strategic Development Plan）2012/13-2016/17」において、「教育の全段階で障害のある生徒をメインストリームしていく」基本方針がうちだされているものの、その具体的な戦略や計画には言及されていない。一方、「教育セクター戦略計画（2005-2015）」には、活動としてインクルーシブ教育政策書および特別支援教育政策書の策定が含まれていたが、どちらも未着手のままセクター計画期間終了を迎えた。同計画にはリソースセンターの設立、人員の増加を含むその他の活動も示されていたが、全体としての方針や整合性が不明であるうえ、多くは実行されなかった。以下に「教育セクター戦略計画（2005-2015）」

に示された中等教育のインクルーシブ教育・特別支援教育に係る主な活動と、現状および現地調査時の聞き取りで示された今後の方向性を記述する。

表 1-21 教育セクター戦略計画（2005-2015）インクルーシブ教育、特別支援教育方針抜粋

計画に示された基本方針	現状および今後の方向性
インクルーシブ教育政策文書および特別支援教育政策書を策定	未着手。包括的なインクルーシブ教育政策文書に一本化する方向。
中等教育における要特別支援生徒の教育の需要について調査	未着手。
中等レベルの特別支援校を創設	未着手。中等レベル以降はインクルーシブ教育校に一本化する方向。
学校教員への支援の仕組みとして、特別支援教育の巡回教師を小学校 10 校に 1 人、中等学校 15 校に 1 人の割合で配置	現在は全国で 6 人のみ。
3 つのリソースセンターの設立	未着手。リソースセンターの機能や位置付けも不明。

出典: Education Sector Strategic Plan (MoET 2005)および聞き取り

後継の教育セクター計画（2016-2026）では、インクルーシブ教育・特別支援教育に関しては、「特殊教育からインクルーシブ教育へ移行する必要性は認識しているものの、インクルーシブ教育実施に必要なリソースが入手可能となるまでは、重度の障害生徒のため特殊教育の制度を維持する」としている。ただし、現在の体制では、重度障害の子どもに十分な基礎教育の機会を提供できていないことには触れられていない。特に、点字や手話など、専門の訓練が必要とされるケースにおいて、どのような体制で対応していくのか等、国としての方針が依然不明である。

表 1-22 に同教育セクター計画（2016-2026）に記載された、特別支援教育の方針を示す。同計画に示された各目標の下には活動が示されているが、これは同表では省略している。インクルーシブ教育政策については、2017 年までの開発が目標として掲げられている。

表 1-22 教育セクター計画（2016-2026）特別支援教育方針

戦略上位目標	戦略目標	目標
良質な特殊教育へのアクセス向上	教育システムへのインクルーシブ教育の導入拡大	2026 年までに少なくとも 30% の学校(初等教育 25%+中等・職業訓練 5%) がインクルーシブ校になる
	インクルーシブ教育の実施強化	2026 年までにインクルーシブ教育政策を開発する
	特殊教育ユニットの人員増加	2026 年までに特殊教育ユニットの人員を増やすと共に、分散化を行う
	特殊教育ユニットの能力強化	2026 年までに特殊教育ユニットのスタッフは最新のインクルーシブ教育について訓練される

出典: Education Sector Plan (MoET 2016-2026)

また、教育セクター以外の障害者関連の政策文書においてもインクルーシブ教育・特別支援教育が言及されているため、参考のためここに記述する。主要なものは、社会開発省が主管となっている障害者戦略およびこの実施計画書である（表 1-23 参照）。ただし、これらもインクルーシブ教育政策書の開発がその活動の第一にあげられる等、具体性が乏しく、かつ現実的な計画や投入の分析がされていないこと、教育訓練省の特殊教育ユニットがこれを自分たちの政策と位置付けていないことなどから、その実効性は疑わしい。

表 1-23 障害者政策文書概要

【種別】	障害者政策文書
【計画名】	The National Disability and Rehabilitation Policy: Mainstreaming Persons with Disabilities into Society
【施行年】	2011
【概要】	<p>国連障害者権利条約批准に沿って、単なる社会福祉や施しによる従来の障害観を改め、人権、社会開発の観点から障害問題を捉えなおそうという動きから、政府（旧・保健社会福祉省、教育訓練省）、障害当事者団体、国立レソト大学、レソト教育大学等が構成員となった国家協議会での議論を経て制定された。ノルウェー障害者団体（Norwegian Association of Disabled）および世界保健機関が策定過程を支援。所掌は社会開発省。障害者が彼らの能力を最大限に伸ばして暮らせる環境を整えるために必要な、様々な公共政策や制度を設計、実施および評価する際の指針を示す。優先的な 11 分野の 4 番目が能力開発にあてられており、ここで、教育・訓練、経済的エンパワメント、雇用について記述されている。ただし、十分な現状分析（社会・経済・文化的要因、従来の取り組みとその結果及び反省、各省庁の能力や財政状況等）がないため、重要課題が戦略的に絞り込めていない。</p>
【種別】	障害者政策計画文書
【計画名】	The National Disability Mainstreaming Plan
【施行年】	2015
【概要】	<p>上記政策の計画書に該当。教育についても政策文書に比較すると活動内容が整理されてはいるものの、インクルーシブ教育政策の開発が活動の第一に挙げられていることから分かる通り、総括的な戦略が不明瞭である。また、現状分析や計画に伴う投入の検討が行われていないため、具体性に欠ける。また、教育訓練省の特殊教育ユニットはこの文書の開発に関わっておらず、文書自体も持っていなかったことから、省庁間の連携の問題が推測された。</p>

1-1-3 社会経済状況

(1) 社会状況

「レ」国はアフリカ南部に位置する立憲君主制をとる国家で、周囲を南アフリカ共和国（以下南ア）に囲まれた、国土面積 3 万平方キロメートル（関東平野の約 9 割）の小国である。全土がドラケンスバーグ山脈の山中に位置するため、平地が一切なく、全土の標高が 1,400m を超える。1966 年にイギリスから独立し、非同盟中立を宣言している。人口は約 211 万人で、15-19 歳の人口が最も多く（12.4%）20 歳以下が人口の 50.7% を占める（国家統計 2006 年）。

2014 年 8 月、政権内の政治的対立などから「レ」国国防軍による軍事行動が発生し、不安定な国内情勢が続いたが、同年 8 月末から 10 月にかけて南部アフリカ開発共同体による仲介が行われたことで事態は安定化し、同年 10 月、約 4 か月ぶりに議会が再開された。2015 年 2 月に行われた総選挙は平和裏に実施された。

「レ」国で最も深刻な問題の一つが HIV 感染である。感染者が 1990 年代以降激増、2014 年には 15 歳から 49 歳人口の 22.9% が HIV 感染者と推定されており、これは世界で最も高い国の一つである。近隣国に比較して人間開発指数が最も低く、南部アフリカで一番高いボツワナが中位

人間開発国の中ではトップであるのに対し、低度人間開発国となっている。表 1-24 で近隣国と健康・教育指標を比較する。

表 1-24 健康・教育指標の近隣諸国との比較

	人口	出生時平均余命	5歳未満児死亡率	HIV感染率 15-49歳	成人識字率 15歳以上	対GNP教育支出	人間開発指数 ランキング	ジェンダー 不平等指標
データ年	2014	2014	2013	2013	2005-13	2005-14	2014	2014
単位	百万	年	1,000人当たり	%	%	% of GDP	188国中	188国中
「レ」国	2.1	49.8	98.0	22.9	75.8	13.0	161	125
スワジランド	1.3	49.0	80.0	27.4	83.1	7.8	150	128
南アフリカ	53.1	57.4	43.9	19.1	93.7	6.2	116	83
ボツワナ	2.0	64.5	46.6	21.9	86.7	9.5	106	106
ナミビア	2.3	64.8	49.8	14.3	76.5	8.5	126	81

出典：人間開発報告書（UNDP 2015）

※人間開発指数（HDI= Human Development Index）…長寿で健康な生活、知識へのアクセス、人間らしい生活の水準という3つの基本的な側面に着目して、人間開発の達成度をまとめてあらわす指標。

※ジェンダー不平等指数（GII= Gender Inequality Index）…性と生殖に関する健康、エンパワーメント、労働市場への参加におけるジェンダー間の不平等により、人間開発の成果がどの程度失われているかを示す指標。

(2) 経済状況

「レ」国は後発開発途上国の一つであり、度重なる干ばつ等により慢性的な食糧不足に悩んでいる。国民の過半数は自給自足の農牧民である。1人当たり GNI は 1,330 US ドル（低所得国）であるが（世銀 2014 年²⁰）、所得格差は大きく国民全体の 57.1%が貧困ライン以下（1日 1.25 US ドル以下の収入）にある（世銀 2010 年）。主産業は製造業（繊維産業）、農業（メイズ、小麦、サトウモロコシ）、建設業に加えて、わずかながらダイヤモンド等の鉱物資源も産出する。南ア鉱山への出稼ぎ労働者の収入が「レ」国経済の重要な収入源となっていたが、近年は減少傾向にある。また、現地通貨ロチが南ア通貨ランドと連動していることによるインフレも課題である。

製造業では南アや米国向けの衣類や靴（輸出の約 70%を占める）が主力製品である。米国のアフリカ成長機会法の恩恵を受け、繊維産業は急成長を遂げたが、2005年1月1日、WTO 多国間繊維協定が終結し、アジア系企業の米国への直接輸出が可能となると、「レ」国に進出していた台湾や中国系企業は相次いで撤退、「レ」国経済は大打撃を受けた。

水資源や水力発電による電力を南アに供給する河川開発計画「レソト・ハイランド・ウォーター・プロジェクト」は、建設業を始めとする経済を牽引した。同プロジェクトは、1986年に「レ」国・南ア政府が共同建設及び南アへの水資源の輸出等に係る協定を締結したことにより開始され、2015年末に第3番目の巨大ダムが完成した。

²⁰ 出典：世界銀行のデータバンク (<http://data.worldbank.org/>)

「レ」国は南ア、ボツワナ、ナミビア、スワジランドと共に「南部アフリカ関税同盟」を形成している。これらの国々は、「レ」国の貿易主要相手国であり、また、この同盟からの交付金収入は「レ」国財政収入の約 50%を占めている。²¹

1-2 無償資金協力の背景・経緯及び概要

「レ」国は長期国家計画である「ビジョン 2020」(2003-2020)において、人的資源を基礎とした民主的で平和な安定した国家と経済的な繁栄を目指すとしており、教育をそのための最重要項目として挙げている。また、中期国家計画である「国家戦略開発計画(2012/13-2016/17)」では教育を通じた人材育成の中で、全ての教育レベルにおける障害者教育のメインストリーミング化を目標の一つとして掲げている。「レ」国はかかる目標達成のための活動計画として「教育セクター計画」(2016-2026)を策定し、中等教育にかかる目標として、地域的なアクセス改善のための寄宿舎建設、公平で質の高い教育のための理科実験室・ICT ラボの建設、既存校のインクルーシブ施設環境の整備等を唱っている。

「レ」国の初等・中等教育では多くの普通校(メインストリーム校)においてインクルーシブ化が行われているが、施設環境や体制が整っているわけではなく、一般校が軽度の障害生を受け入れてきた実状を反映している。一方で重度の障害生は入学できる初等教育施設も特別支援学校もしくは一部のインクルーシブ校に限られており、中等学校においては本プロジェクト要請対象校である 4 校のみである。これら 4 校は MoET の政策の下でインクルーシブ化が図られたわけではなく、従来普通校として運営されてきたものの、近隣に障害児養護施設がある等の事由により、自発的にそれぞれ肢体、聴覚、視覚の各障害タイプに特化して障害生を受け入れてきたものである。そのため、これら対象既存校は障害生のための施設環境が整備されていないことに加えて、施設の老朽化や教室不足による過密状況の日常化など、障害生のみならず、健常生にとっても施設環境の改善が必要な状況となっている。また、「レ」国はインクルーシブ教育を普通校で実施していくメインストリーミング化を目標として掲げているものの、対象 4 校を除いて十分な経験や体制、環境を備えた既存中等学校は皆無であり、インクルーシブ教育の普及に向けて、今後の指針となるインクルーシブモデル中等学校の整備が求められている。

かかる状況から、「レ」国政府は既存 5 サイト及び新設 8 サイトの合計 13 サイトを対象として、インクルーシブ教育の普及に向けた中等学校の整備を行う「中等学校整備計画」につき、我が国に無償資金協力を要請した。

JICA は 2015 年 11 月～12 月に準備調査団を現地に派遣し、サイト踏査を実施した。サイト踏査結果に基づき、学校運営状況、敷地・インフラ条件及び施工条件等による評価を行い、代替要請サイトを含む協力対象候補 12 サイトを確認すると共に、既存サイトが新設サイトに優先することを確認した。

その後の国内解析と概略設計及び概算事業費の積算により、協力対象は既存 4 サイトとし、対象各サイトの状況に応じて、施設(教室、実験実習室、管理棟、寄宿舎、食堂、便所)及び機材の整備を行うと共に、必要に応じて構内のアクセス歩廊整備を行う計画とする。

²¹ 出典:レソト年次財政報告書 2013 年

本プロジェクトは障害生に対する主要な受け皿となっている対象既存校の整備により、障害生が通学可能な中等教育施設環境の改善を図り、もって教育格差の是正に寄与することを目的とする。

1-3 我が国の援助動向

我が国の「レ」国に対する支援は、1977年に日本赤十字社経由で実施した災害緊急援助を目的とする無償資金協力が最初であり、1982年からは、同国から高い評価を受けている食糧援助を継続的に実施している。同国は食料輸入依存度が高く、近年の国際的な食料価格高騰による貿易収支の悪化や、度重なる干ばつの影響による慢性的な食料不足が問題となっているため、これらの課題克服を支援することは、人間の安全保障や貧困削減、持続的成長の観点から重要である。

我が国の支援基本方針は、2012年5月に「レ」国が発表した今後5年間の経済開発の方針を示す国家戦略開発計画を踏まえ、人材育成と生活基盤の強化を通じ、経済成長や貧困削減に重点をおいている。分野としては、地方貧困層および社会的弱者の基礎教育サービス向上を目的とし、アクセス、質、マネジメントの観点から教育行政の運営改善に取り組み、人材育成を支援する。同時に、人口の約80%が従事する農業分野の人材育成を支援するとともに、保健等の社会的サービスの拡充を支援する。現在は、食糧援助に加え、主に、学校建設等を通じた教育環境の改善、モニタリング評価の強化のための研修によるHIV/エイズ対策等を支援している。2013年度までの援助実績の累計額は無償資金協力115.87億円、技術協力11.71億円である。以下に2004年以降の援助をまとめる。

表 1-25 我が国の技術協力・有償資金協力実績（教育分野）

協力内容	実施年度	案件名/その他	概要
研修員受入	2003-08	ケニア共和国理数科教育強化計画プロジェクト（第三国研修）	理数科教授法改善に関する実践的研修
協力準備調査	2008	レソト王国・スワジランド王国教育プログラム準備調査	教育分野協力内容の検討

出典：外務省ホームページ

表 1-26 我が国の無償資金協力実績（教育分野）（単位：億円）

実施年度	案件名	供与限度額	概要
2004	小学校建設計画	10.06	小学校17校（229教室、校長室、職員室、倉庫等）
2007	中等学校建設計画	7.15	中等学校7校（70教室、理科実験室、教職員室、食堂、寮等）
2011	中等学校建設・施設改善計画	10.69	7県合計12校（新設6校、施設増設6校）

出典：外務省ホームページ

表 1-27 我が国の草の根・人間の安全保障無償資金協力実績（教育分野）（単位：万円）

実施年度	案件名	金額
2004	マボイ小学校教室建設計画	950
2004	ソモロロ小学校教室建設計画	810
2005	リホアツァネン小学校給水施設建設計画	120
2005	ホロツェ・メソジスト小学校教室建設計画	940
2008	マプツォエ地区小学校教室建設計画	790

2008	マセル地区小学校教室建設計画	790
2009	モハレ地区中高等学校教室建設計画	750
2010	カチャズネック地区教員養成リソースセンター建設計画	690
2011	マプツォエ小学校3教室建設計画	880
2012	マセル地区小学校5教室拡張計画	920
2012	マノニャネ地区マボトング小学校拡張計画	990
2013	マフェテング地区モツェクワ小学校拡張計画	960
2013	モハレホック地区マシタ小学校拡張計画	930

出典：外務省ホームページ

1-4 他ドナーの援助動向

「レ」国においてインクルーシブ教育・特別支援教育を支援するドナーはごく限られている。「レ」国の特別支援教育において特に重要な役割を果たしたのは Save the Children UK である。この支援では、1993 年に小学校 10 校がインクルーシブ教育パイロット校として指定され、「レ」国の特別支援教育の基礎を築いた。インクルーシブ教育現職教員研修の開発・実施、点字や手話を学ぶリソースセンターの創設などが行われた。現在特別支援校、インクルーシブ校として機能している多くの学校がこのプロジェクトの支援校である。また、特殊教育ユニットの創設もプロジェクトの働きかけによる。しかし、同団体が 2004 年に支援を終了、「レ」国から撤退した後は、「レ」国のインクルーシブ教育・特別支援教育の分野においてあまり大きな発展がみられない。

近年は少数のドナーが支援を行っているが、その活動はごく限定的といえる。ユニセフ等複数のドナーが主に小学校教員を対象としてインクルーシブ教育現職教員研修を実施する資金援助を行っている。ただし、Save the Children UK が開発した時には 4 週間であった研修が 5 日間に短縮されているうえ、研修後のフォローアップがないためその効果は不明である。また、ユニセフが 2011 年に Save the Children UK が開発した研修マニュアルの改定を行い、グローバルファンドからの出資では、点字機材等が支援された。

本プロジェクトにとって重要な支援は、2016 年 2 月実施の JICA によるインクルーシブ教育政策開発ワークショップを受けて、ユニセフがその継続のためのコンサルタントの雇用を表明したことであり、2017 年 1 月時点で政策開発中である。以下に過去の主なドナーによるインクルーシブ教育・特別支援教育に対する支援を纏める。

表 1-28 インクルーシブ教育・特別支援教育に関する他ドナー事業

実施年度	機関名	案件名	金額	援助形態	概要
毎年	ユニセフ	チャイルドフレンドリー スクール	年 M30 万 程度	技術 協力	現職教員研修、研修マニュアル改定、遠隔 教育の点字テキスト支援等
2009-2014	グローバルフ ァンド	HIV・結核プログラム	M 2,436,024	無償	HIV 教育、ライフスキル教育の一環として、 SEN 児童・生徒対象に教材支援、機材支 援、現職教員研修
2009-2011	スキルズ・シェ ア	不明	不明	技術 協力	レソト教育大学に SEN アドバイザー派遣
1996-2004	セーブザチル ドレン UK	特別教育支援	不明	技術 協力	教員研修プログラム開発、パイロットスクール 支援等

出典：特殊教育ユニット聞き取り

また、現在中等学校建設支援を行う他ドナーは存在しないことが確認された。アフリカ開発銀行の支援が 2016 年まで行われているが、既に収束段階とのことである。近年の主な学校建設に関連する国際協力事業は下表の通り。

表 1-29 学校建設に関する他ドナー事業 (単位：千 US ドル)

実施年度	機関名	案件名	金額	援助形態	概要
2006-2010	EFA-FTI 触媒基金	万人のための教育 ファストトラックイ ニシアティブ (第 1 次)	11,600	無償	HIV 教育、教員教育、小学校建設、家具 及びテキスト調達等
2007-2016	アフリカ 開発銀行	総括的教育プロジェ クト III/教育支援プロ ジェクト III	4,732	無償 有償	総括的なセクター支援プロジェクト。中等 学校 35 教室 (新設 7 校、既存 5 校)、教 員住居 19 棟、便所、2 女子寮の建設を含 む。
2008-2010	中国	Thuathe 中学校および TVET センター建設	636	無償	中学校 1 校および職業訓練校の建設
2010-2011	アイリッシ ュ・エイド	教育	2,980	無償	小学校 16 校での教室増設等
2010-2015	GPE	教室増設	26,000	無償	小学校に 200 教室およびトイレの増設

出典：教育訓練省計画局聞き取り

第2章 プロジェクトを取り巻く状況

第2章 プロジェクトを取り巻く状況

2-1 プロジェクトの実施体制

2-1-1 組織・人員

【教育訓練省（MoET）】

先方実施機関は教育訓練省（MoET）である。本プロジェクトは中等教育局（Department of Secondary Education）が統括し、インクルーシブ教育については特殊教育ユニット（Special Education Unit: SEU）が担当する。また、MoET 地域局にあたる組織として全国 10 県に県教育局が設置されている。MoET の現組織図は下図のとおり。

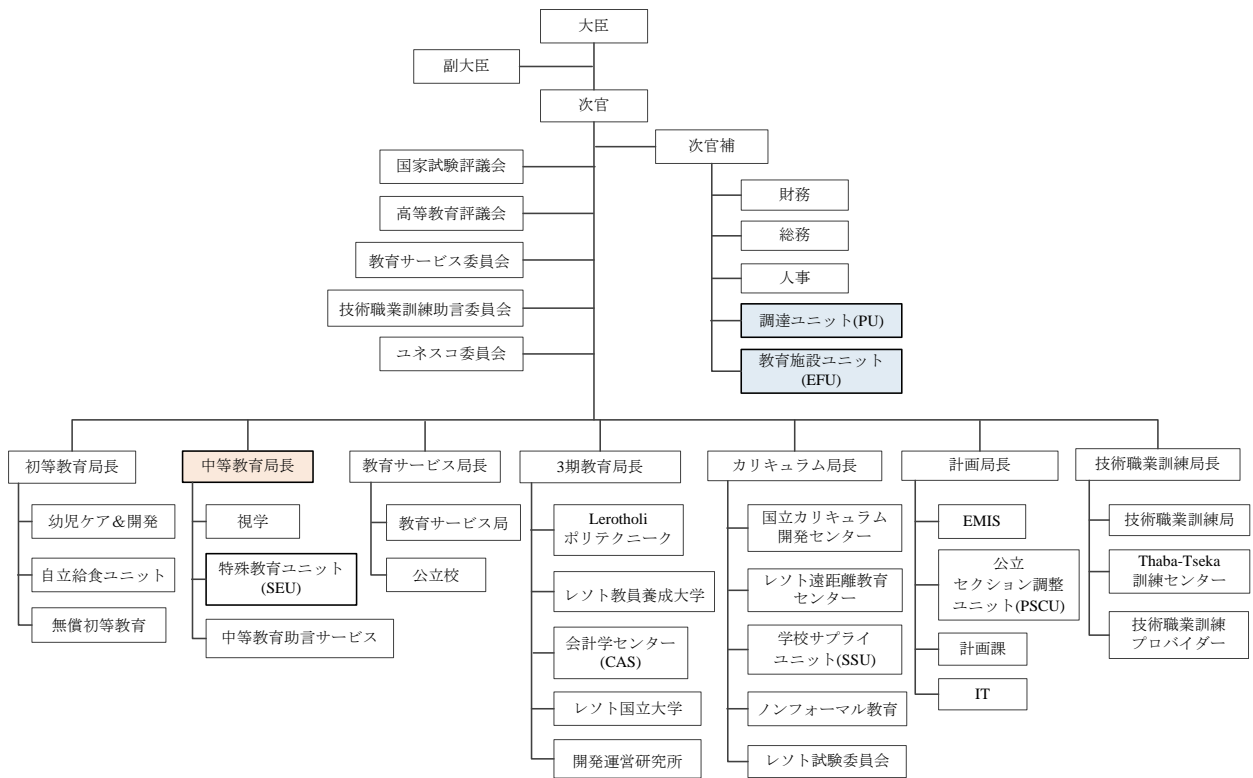


図 2-1 教育訓練省の現組織体制

【調達・施工監理担当】

本プロジェクトにおける施工業者等の調達は MoET の調達ユニット（Procurement Unit: 以下 PU）が行い、技術的な業務は教育施設ユニット（Education Facilities Unit: 以下 EFU）が担当する。PU は事務官 17 名が標準配置のところ、3 名が空席のため、14 名で運営されている。この内、ドナー案件担当者は 5 名（現在は 3 名）である。EFU は 20 名のスタッフを擁しており、建築技師 1 名、QS3 名、現場監理技師 4 名が在籍している。

2-1-2 財政・予算

MoET 予算は国家予算の大凡 20%内外が毎年振り向けられており、これは全省庁の中で最大の予算規模となっている。「レ」国政府が教育を重要視していることが窺えるが、限られた国家予算の中で初等、中等教育における政府の財政支出は大半が教職員等の人件費に充てられており、施設整備等の投資は開発パートナーの支援が不可欠な状況が続いている。

表 2-1 国家予算と MoET 予算（単位：百万 LSL）

	2010/11	2011/12	2012/13	2013/14
国家予算	9,008 (797)	8,181 (724)	8,330 (737)	10,174 (900)
前年比		91%	102%	122%
MoET 予算 (B)	1,685 (149)	1,911 (169)	1,947 (172)	1,949 (172)
前年比		113%	102%	100%
対国家予算比		23%	23%	19%
人件費総額(S0)	1,039 (92)	1,198 (106)	1,433 (127)	1,463 (129)
(S0)/B	62%	63%	74%	75%
初等+中等人件費(S1)	996 (88)	1,147 (102)	1,379 (122)	1,404 (124)
(S1)/(S0)	96%	96%	96%	96%

出典：レソト財務省ホームページ及び MoET 資料より作成

注：2010/11 年度は実績、2012/13, 2013/14 は見込み額。

注：下段（ ）内は換算円貨、単位：億円、為替レート 1LSL=8.85 円

2-1-3 技術水準

EFU は過去 2 回実施された我が国の無償協力案件においても、先方技術担当部署としてプロジェクトを担当しており、着実にプロジェクトの実施経験を積んでいる。よって、本プロジェクトの実施能力は十分にあると判断できる。

2-1-4 既存施設・機材

(1) 施設

「レ」国はコンクリートブロックを主体とした組積造による標準設計を有しているが、対象サイトでは学校やコミュニティにより建設された規格外の施設が大半を占めており、教室の広さなども様々である。既存教室は標準設計によるものも含めて、全て出入口は 1 カ所しかなく、室内の床レベルは雨仕舞いを踏まえて前面ポーチからさらに高くなっているため、とりわけ肢体障害をもつ生徒にとって日常的に大きな障害となっている。最近建設された標準設計による教室の中にはポーチにスロープを設けた例も見られるが、手摺りは設置されていない。既存校舎の大半はコンクリートブロックによる組積造と木製トラス小屋組による構造だが、E4 は歴史が古いために昔建てられた石積みによる校舎も残っている。便所棟は都市下水が整備されている E4 を除いて全てピット式便所であるが、いずれも施設状態が悪く、建て替えが必要である。また、対象全校で給食が提供されているが、厨房の熱源は E4 を除いて造り付けの竈による薪を利用しており、E4 は電気とガスを併用している。

対象各校はそれぞれ提供している選択科目が異なるために施設構成も異なっている。下表に既存施設構成の一覧を示す。施設状態の評価は、継続使用の上で問題のないものは○、構造躯体の状態に支障はないが、求められる機能を満たしていないものは△、損傷が著しく、継続使用の上で懸念されるものは×とした。

表 2-2 対象サイトの既存施設一覧

サイト		E1/Abia		E2/Motsekuoa		E3/Mt. Royal		E4/St.Catherine	
既存施設		室数	状態	室数	状態	室数	状態	室数	状態
管理諸室	校長室	1	○	1	×	1	○	1	○
	秘書室	1	○	1	×	1	○	1	○
	副校長室	1	○	-	-	1	○	1	×
	会計室	1	○	-	-	1	○	1	×
	教員室	1	○	1	△	1	○	1	○
教育諸室	一般教室	17	○	13	-6	14	○	14	-1
	理科実験室	2	○	1	×	2	○	1	○
	生物実験室	-	-	-	-	-	-	1	○
	木工室	1	○	-	-	1	○	-	-
	金属加工室	1	○	-	-	-	-	-	-
	製図室	1	○	-	-	1	○	-	-
	家庭科室	1	○	1	○	-	-	1	○
	裁縫室	1	○	1	○	-	-	1	○
	コンピュータ室	1	○	1	×	1	○	2	○
	図書室	1	○	1	○	1	○	1	○
	リソースセンター	-	-	-	-	-	-	1	△
	多目的ホール	-	-	1	○	1	○	1	○
便所	教員便所	1	×	1	×	1	×	1	△
	男子便所棟	2	×	1	×	2	×	-	-
	女子便所棟	2	×	1	×	2	×	2	○
厨房	1	○	1	×	1	○	1	○	
寄宿舎	女子寄宿舎	-	-	-	-	1	×	1	○
	男子寄宿舎	-	-	-	-	-	-	1	○
	食堂	-	-	-	-	ホール利用	ホール利用	ホール利用	ホール利用
教職員住宅	5	○	9	-3	3	○	13	○	

凡例- ○：良好、△：不具合あり、×：要建替、マイナス数字は要建替室数

(2) 機材

視覚障害生を受け入れている E4 には、教職員用の点字教材作成用のコンピューター、点字プリンター、生徒用の文字拡大機、コンパクト文字拡大機、点字タイプライター等が障害生徒の支援を目的としたリソースセンターに配置されており、常時使用されている。言語聴覚障害生を受け入れている E3 には、授業の可視化を図ることを目的としたプロジェクターやスクリーンが配置されており、また、職業訓練の一環として家庭科機材（アイロン、ミシン等）、ICT 機材（コンピューター）、農業機材（鋤、鋤、如雨露等）、木工・鉄工機材（電動のこぎり、電動やすり等）が配置されている。E1、E2 は肢体障害生を受け入れているが、リハビリ用具等の障害者用機材

は整備されていない。いずれも障害生は隣接する養護施設から通学しており、養護施設において非常勤の理学療法士がリハビリ指導を行っている。

2-2 プロジェクトサイト及び周辺の状況

2-2-1 関連インフラの整備状況

(1) アクセス状況

E1 は首都マセル近郊の住宅地域に位置しており、一部に未舗装路もあるが、アクセス上の問題は無い。E2 はマセルから地方都市マフテンに向かう国道 A2 に面しており、マセルから車で約 45 分の距離にある。E3 は地方都市フロツェの市街中心部に立地しており、マセルからは国道 A1 を利用し、約 1.5 時間の距離である。E4 はマセルの市街中心部に位置している。いずれのサイトも通年の工事車両通行に問題は無い。

(2) 敷地・周辺状況

対象サイトはいずれも緩斜面を成しており、周辺状況に応じて適切な造成・外構計画が必要となる。また、工事着工前に相手国負担による既存構造物等の撤去が必要となる。

(3) インフラ整備状況

電力： いずれのサイトも近隣の低圧配電網から引込み済みである。
 給水： サイトにより、井水または都市給水を利用している。
 通信： 通信手段は基本的に携帯電話に依っている。

(4) 土地確保状況

いずれも既存校の学校敷地であり、土地確保にかかる問題は無い。

(5) 治安状況

サイトの立地に拘わらず、治安状況は概ね同じである。いずれのサイトも外周塀が設置されているが、PC や理科実験機材等に対しては鉄格子等の一般的な防護措置を考慮する必要がある。

表 2-3 対象サイトの概況

サイト		E1/Abia	E2/Motsekuoa	E3/Mt. Royal	E4/St Catherine's
サイト位置		Maseru 郊外	Maseru から 55km の国道沿い	Hlotse 市内 (Maseru から 90km)	Maseru 市内
アクセス状況		良好	良好	良好	良好
敷地	形状	矩形	矩形	矩形	矩形
	面積	3.34ha	4.04ha	2.59ha	2.32ha
	勾配	平坦地+緩勾配	緩勾配	緩勾配+傾斜面	緩勾配+傾斜面
インフラ状況	電気	有り	有り	有り	有り
	水	都市給水+井水	井水	都市給水+井水	都市給水
	公共排水	無し	無し	無し	有り

2-2-2 自然条件

(1) 国土・気象

「レ」国は国土全域が標高 1,400m を超える山岳地形を成しており、低地 (Law Land)、山麓部 (Foothills)、山地 (Mountains)、溪谷部 (Senqu river valley) の大きく 4 つの地域に分類される。対象 5 サイトはいずれも低地に位置しており、ケッペン気候区分による温暖湿潤気候 (Cfa) に分類される。10 月～4 月の夏季に降雨が多いが、冬季は乾燥している。対象サイトの気象は概ね同じであり、月間平均気温は 7°C (7 月) ～22°C (1 月)、月間降雨量は 15mm (7 月) ～125mm (1 月) である。山間部では積雪が見られるが、これまで観測されているのは標高 2,000m 以上の地域に限られており、計画対象地域での積雪は観測されていない。

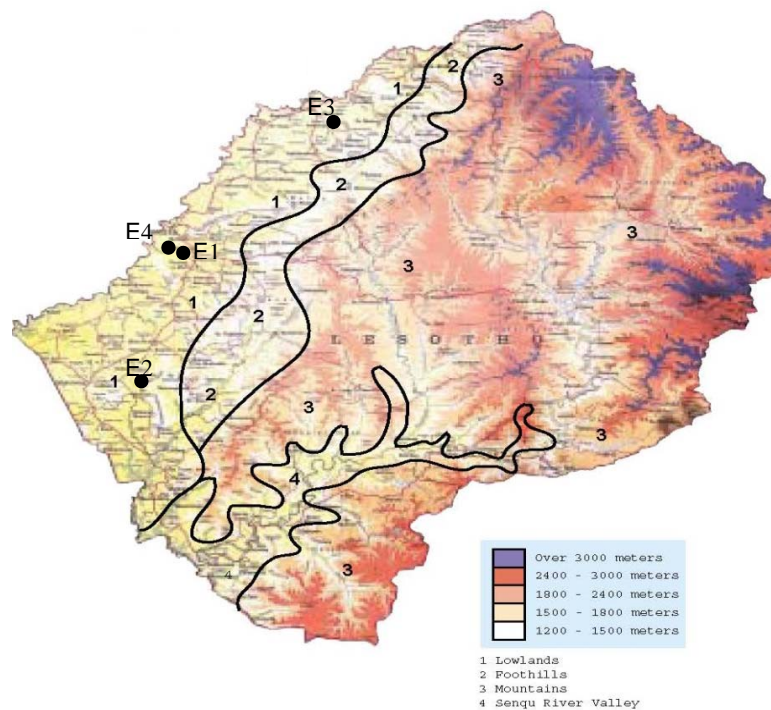


図 2-2 レソト国土区分

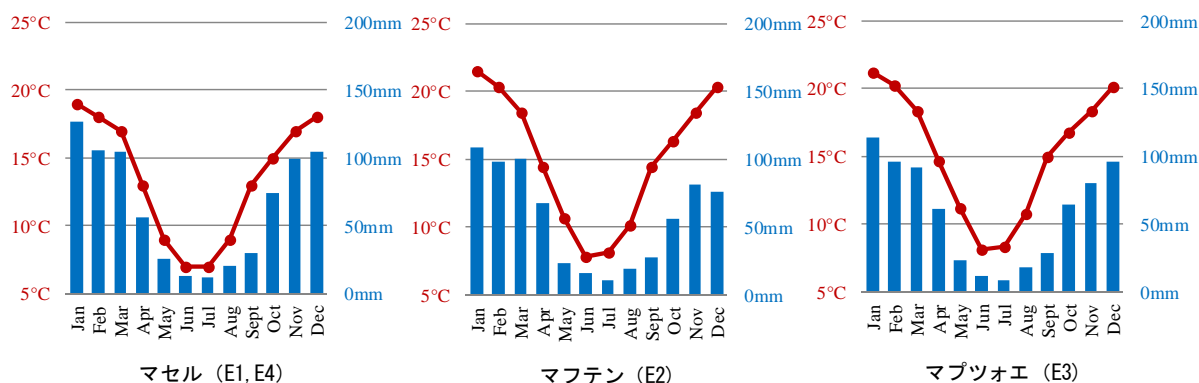


図 2-3 対象サイトの月間降水量と平均気温

(2) 自然災害

サイト踏査時のヒアリングにて自然災害の被災歴は確認されなかった。但し、「レ」国では一般的に降雨時の雨水浸食によるワジやドンガが少なくないことから、施設配置、雨水排水処理、法面処理、構内通路の配置・レベル等、外構計画に対する留意が必要である。

(3) 自然条件調査

1) 敷地測量調査

南アの測量会社への再委託により全サイトでの地形測量調査（平板及びレベル測量）を実施した。レベル測量は5mグリット、等高線は0.5mピッチとし、緯度・経度・方位及び既存建築物・樹木・障害物・インフラを表記する測量図を作成した。測量は対象校担当者立会いの下で確認した敷地境界に基づき行った。

2) 地盤調査

建物の最適な基礎設計のために、南アのエンジニアリング会社への再委託により地盤調査を実施した。調査方法は平屋建ての施設建設を想定した掘削底2.0mでのダイナミック・コーン貫入試験を1サイト当たり9カ所を実施すると共に、各サイトで不攪乱サンプル3箇所を採取して、ラボ試験（アッターベルグ限界、粒度分析、三軸圧縮試験の3項目）により土の物性を確認した。また、各サイト2箇所で土壌の浸透性試験を実施して、適切な排水処理計画の策定に必要な土壌の浸透性能を確認した。

調査により、E2以外はシルト質砂質土が主体の良好な地盤で、地盤支持力100~150kPaが期待できる。但し、E4は表土下1.2m程度まで砂質粘土層が認められたため、粘土層を避けて基礎底レベルを設定する。E2は表土から2.6mまで高い膨張性を有するシルト質粘土であることが確認された。E2のコンクリートブロック組積造による既設校舎のいくつかには複数の構造クラックが発生しているが、膨張土が原因と推察できる。

調査結果（抜粋）は次表に一部記載すると共に、本報告書資料として添付する。

表 2-4 地質調査結果（抜粋）

サイト	E1/Abia	E2/Motsekuoa	E3/Mt. Royal	E4/St Catherine's
地質 (浅)	シルト質砂質土	膨張土	シルト質砂質土	シルト質砂質土
	シルト質砂質粘土			砂質粘土
(深)				粘土質砂質土
想定地耐力(kPa)	150	100	150	150
判定	良好	土壌置換が必要	良好	概ね良好。基礎レベルに留意
浸透性	△	×	○	×

2-2-3 環境社会配慮

(1) 環境社会配慮に係る法制度

現在の「レ」国環境法制は、「環境法（Environment Act, No.10 of 2008）」を基本法としている。同法は、持続可能な生活と開発の達成を打ち出した「国家環境政策（NEP1998）」の土台に立ち、同政策の実現と環境保全・管理行政の全般に及ぶ枠組み規定を定めた「環境法（No.15 of 2001）」を改訂したものである。

環境影響評価（以下 EIA）の基本方針は、NEP1998 と 2001 年施行の環境法に提示され、2008 年の改訂環境法に変わらず引き継がれた²²。その後 EIA 法案²³が旧環境法の下で準備されたが、成立には至っていない。また、同国の環境行政を監督する環境局（Department of Environment: 以下 DOE）の前身である国家環境事務局（National Environment Secretariat: NES）が、「環境法 2008」の EIA 規定の実施指針として、EIA ガイドライン²⁴を 2009 年に作成し、現在の DOE 行政にも引き継がれているが、DOE の EIA 担当官によれば、これも現在改訂中であり、参考文書扱いに留まっている。このように、個別法と実施関連文書は具体化の動きが停滞しており、EIA 関連の手続き・手順は、現在も「環境法 2008」の関連規定が公式参照文書となっている。

「環境法 2008」の付表 1A に、17 項目の EIA が求められる事業及び活動のタイプが一覧されているが、この中には学校建設案件事業は示されていない。従って、基本的には本プロジェクトは EIA の適用対象外と判断される。ただし、付表 1A の 1 番と 17 番²⁵については、当該事業が EIA に該当するかどうか、個別に確認を要する記述となっており、その判断は EIA の監督官庁である DOE が行う。

²² EIA に関する規定は、同法‘Part V- Environmental Impact Assessment, Audits and Monitoring’と同付録‘First schedule Part A; Types of Projects and Activities for which an Environmental Impact Assessment is required’が該当する。

²³ Draft EIA Regulations 2006; Pursuant to section 122 of the Environment Act 2001 が、旧環境法のための EIA 個別法案として準備されたが、2015 年現在まで、成立に至っていない。

²⁴ Guidelines for EIA, National Environment Secretariat of Ministry of Tourism, Environment & Culture, 2009

²⁵ 付表 1A の 1 と 17 について。「1. 一般に； a) 周囲の特徴を逸脱した活動、b) 周囲の事物の規模と調和しない構造物、c) 土地利用の主要な改変。 17. 中央または地方当局が指定した区域や地物に影響を与える事業・活動」とある。

(2) 本件に求められる手続き

環境法 2008 に示される通り、環境管理行政全般と EIA の監督官庁は、DOE²⁶である。DOE は、観光・環境・文化省に属しているが、通常は省内の組織としてではなく、独立した機関として活動している。環境法でも、DOE の局長が、環境行政と EIA 関連の決定権を持っていることが明示されている。

具体的な EIA の手続きフローと必要日数は、EIA 個別法と指針に定められていないので、法律として明記されていないが、DOE の EIA 担当官によれば、標準的な手順は以下の通りであり、プロジェクト申請から承認の判断までの所要日数は、30 営業日である。

- a. 教育訓練省から DOE に、プロジェクト申請をする(プロジェクト概要書を提出)。
- b. DOE スタッフがサイト踏査・確認を実施する。
- c. 問題なければ、EIA は求められない。
- d. DOE 局長から、プロジェクト承認(Project Approval)が出る。(環境法 第 20 条第(3)項)

本プロジェクトの対象サイトは全て既存校であるため、こうした DOE と MoET の協議を通じ、EIA の適用対象外であることが確認された。

(3) 対象サイトにかかる予備評価

計画対象サイトはいずれも既存校敷地内における拡張工事であり、また、本プロジェクトは現状生徒数に基づいた計画であることから、環境や社会への望ましくない影響は殆どない。JICA 環境社会配慮ガイドラインに照らして、本プロジェクトサイトはすべてカテゴリ C 相当と評価する。

²⁶ 以前は、国家環境事務局(National Environment Secretariat: NES)と呼ばれていた。

第3章 プロジェクトの内容

第3章 プロジェクトの内容

3-1 プロジェクトの概要

(1) 上位目標とプロジェクト目標

「レ」国は中期国家計画である「国家戦略開発計画（2012/13–2016/17）」において、教育を通じた人材育成として、全ての教育レベルにおける障害者教育のメインストリーミング化を目標の一つとして掲げている。「レ」国はかかる目標達成のための活動計画として「教育セクター計画」（2016-2026）を策定し、中等教育にかかる目標として、地域的なアクセス改善のための寄宿舎建設、公平で質の高い教育のための理科実験室・ICT ラボの建設、既存校のインクルーシブ施設環境の整備等を唱っている。本プロジェクトはこれらの「レ」国上位計画に則り、障害生に対する主要な受け皿となっている対象既存校の整備により、中等教育におけるインクルーシブ施設環境の改善を図り、もって教育格差の是正に寄与することを目的とする。

(2) プロジェクトの概要

本プロジェクトは上記目標を達成するために「レ」国から要請された既存 5 サイトと新設 7 サイトの合計 12 サイトの内、既存 4 サイトを対象に、対象各サイトの状況に応じて、施設（教室、実験実習室、管理諸室、リソースルーム、寄宿舎、食堂、便所、教員住居、その他高架水槽等の付帯設備）の建設と教育家具及び機材の整備を行うものである。施設は障害生に配慮した教育環境の整備を図ることとし、必要な障害生用の家具及び機材と構内のアクセス歩廊整備を合わせて行う計画とする。

3-2 協力対象事業の概略設計

3-2-1 設計方針

(1) 基本方針

構内のバリアフリーを基本に、各障害タイプを想定したインクルーシブデザインによる施設計画案を策定する。策定にあたっては現地事情を踏まえて、堅牢かつ維持管理負担の少ない仕様を基本とする。既存サイトの中には、調査により車椅子の自力移動を想定したバリアフリー化を図るのは困難なサイトもあることが判明している。各サイト固有の事情・条件を踏まえて必要施設の増設と構内のアクセス整備を行う。各サイトの計画規模は現地調査時点における生徒数に基づいて算定することとし、既存施設の改修は軽微な再塗装等を除いて行わない方針とする。

(2) 協力対象範囲、全体規模の設定

1) 協力対象サイトの選定

先方からは既存 5 サイトと新設 7 サイトの合計 12 サイトが要請され、既存サイトを優先することが確認された。算出した概算事業費と事業予算を踏まえて、協力対象サイトは既存 4 サイトとする。尚、E5（マセナテ校）管理棟の建替の必要性が高かったことから概要説明時には同管

理棟を協力対象サイトに含めたが、その後の外務省における検討の結果、本計画対象サイトからE5は除くこととなった。

表 3-1 協力対象サイト

コード	サイト	県
E1	Abia	Maseru
E2	Motsekuoa	Mafeteng
E3	Mt. Royal	Leribe
E4	St Catherine's	Maseru

2) 必要教室数の算定

MoETは「教育セクター計画（2016-2026）」において、前期中等教育期間を現行の3年制から4年制に延長することを掲げているが、今後の実施状況は不確定である。本プロジェクトは現行制度に基づき、必要規模の算定を行う。

既存校各サイトの現地調査時点における就学状況と既存施設の評価に基づき、増設が必要な教室数は以下の通りである。1クラスあたり生徒数は「レ」国標準に基づき、40人として算定した。

表 3-2 必要教室数の算定

サイト	生徒数 (人) s	教室数					
		必要数 a=s/40	既存 b	不足 a-b=c	要建替 d	要新設 c+d	計画 新設数
E1 Abia	835	21	17	4	0	4	5
E2 Motsekuoa	734	18	13	5	6	11	10
E3 Mt. Royal	259	6	14	-8	0	0	0
E4 St Catherine's	625	16	14	2	0	2	0

3) 協力対象コンポーネント・規模の設定

【施設】

算出した概算事業費と事業予算を踏まえながら、各サイトの既存施設状況並びに各サイト固有の諸条件を踏まえて計画対象施設・規模を以下の通り計画する。

表 3-3 施設コンポーネント

サイト	教室 (室数)	理科実験室・ ICT 実習室	管理棟	リソースルーム/ リソースセンター	寄宿舎	厨房・食堂	便所	教員住居 (棟数)	構内アクセス整備
E1 Abia	5	1	-	1	2	1	○	1	○
E2 Motsekuoa	10	1	1	1	2	1	○	1	○
E3 Mt. Royal	-	-	-	-	2	-	○	-	○

E4	St Catherine's	-	-	1	1	1	-	○	-	○
----	----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

a) 教室

E1、E2 は共に肢体障害を対象としているが、教室を含む既存施設はバリアフリーとなっていないため、障害生にとって大きな負担となっている。E1 の不足教室数は 4 と算定されるが、インクルーシブ環境整備の観点から 1 教室／学年として 5 教室を整備する。E2 の不足教室数は 11 と算定されるため、2 教室／学年として 10 教室を整備する。E3 は 8 教室余った状況にある。既存教室は出入りが 1 カ所しかなく、肢体障害を想定すれば避難計画の観点から好ましいとは言えないが、本校は聴覚障害が主対象であることを踏まえて、新たな教室の整備は行わないこととする。視覚障害を対象とする E4 の不足教室数は 2 と算定されるため、管理棟の整備に伴い移転する現教員室等を先方スコープにより改修の上、教室として使用することとし、増設整備は行わない。

b) 理科実験室

実験室を使用する標準理科系教科は LIC Science（前期中等課程 FA-FC）と Biology 及び Physical Science（後期中等課程 FD-FE）であり、Physical Science は物理と化学の 2 科目により構成されている。1 ストリームにおけるこれら科目の実験室使用コマ数は 14 コマ／週である。

肢体障害を主対象とする E1 は 4 ストリームの規模を有するため、 $14 \times 4 = 56$ コマとなり、全コマ数 45／週を超えるため理科実験室は 2 室必要となる。現状で 2 室あるものの各室の出入りは 1 カ所しかなく、車椅子利用を前提とするには避難計画上好ましくない。1 室を増設整備する。E2 は 3 ストリーム超の規模を有するため、 $14 \times 3 = 42$ コマとなり、利用率は $42/45 = 93\%$ とかなり高くなるが、1 室で対応可能である。既存施設 1 室は建て替えが必要と判定されるため、1 室を整備する。E3 は既存 2 室が改修中であることから、新たな整備は行わない。E4 は 3 ストリームの規模だが、Combined Laboratory と Biology Laboratory が各 1 室ある。共に新たな整備は行わない。

c) ICT 実習室

ICT は選択教科であるが、対象既存校の全校において実施されている。2 ストリーム以上の規模を有する全国 164 校中 100 校 (64%) で整備されている。既存各校とも丁寧に機材の維持管理がなされていることから、必要に応じて整備を行う。履修コマ数は 25／ストリームであるため、2 ストリームにおける履修コマ数は 50 コマとなり、利用可能な総コマ数 45 コマを超えてしまうが、上記 100 校中 99 校は 1 室しか有していない。教室での座学もあることを踏まえて各サイト 1 室を標準とする。

E1 は既存 1 室があるが、理科実験室同様、車椅子の利用には適していない。また、E2 の既存 1 室は建て替えが必要である。それぞれ 1 室を整備する。E3、E4 は既存施設を継続使用する。

d) 管理諸室

必要諸室は校長室、副校長室、会計室、秘書室、教員室およびその他倉庫等である。E2、E4 の既存施設の一部は建れ替えが必要であることに加え、諸室が分散しており、機能的な運営が損なわれていることから、それぞれ整備する。E1、E3 の既存施設は特段の支障はないため、継続使用とする。

e) リソースルーム (E1、E2) /リソースセンター (E4)

インクルーシブ教育環境における必須コンポーネントとして整備する。E1、E2 は肢体障害生のリハビリを主体とした利用を想定し、小規模なリソースルームを整備する。E3 は余剰教室を活用することとし、新たな整備は行わない。E4 には CATCH Centre と呼ばれる既存リソースセンターがあり、専任スタッフが常駐しているが、施設が手狭なため建て替えが必要である。現在は他棟に分散している視覚障害生のための ICT 実習室と障害生用の教材作成室も含めて整備する。

f) 寄宿舎

「レ」国は国土の大半が山岳地帯であり、通学困難な地域も多い。そのため寄宿舎の需要も高く、全国 339 校中 82 校 (24%) が寄宿舎を運営している。とりわけ障害を持つ生徒にとって寄宿舎の恩恵は大きく、インクルーシブ教育の普及を図る上で必要性は高い。一方、「レ」国の中等学校は教員給与を除いて独立採算制となっているため、寄宿生からは授業料とは別に寄宿費を徴収してはいるものの額には限度があり、寄宿舎の運営が学校の財政的負担ともなっている。MoET との協議ならびに寄宿舎を運営している既存校からのヒアリングにより、寄宿舎が安定的に運営されるためには 2 ストリーム (生徒数 400 人) 以上が望ましく、40~60 人程度の規模が妥当であることが確認された。また、寄宿舎には舎監が配置されるが、障害生に対する生活支援は原則として健常寄宿生によって行われる。生活支援を必要とするのは主に肢体障害生だが、障害生 1 人に対して必要な健常生の割合は障害の程度に応じて概ね 2 人~4 人である。

表 3-4 対象校の障害生数 (人)

対象校		障害生数			
		障害種	男	女	計
E1	Abia	肢体	6	3	9
E2	Motsekuoa	肢体	13	16	29
E3	Mt. Royal	聴覚	14	24	38
E4	St Catherine's	視覚	25	7	32

出典：対象校からのヒアリング (2016 年度)

E1、E2 は共に寄宿舎がないため、障害生は全員が隣接する養護施設に寄宿しながら通学している。これらの障害生が新たに整備される寄宿舎に移ることで養護施設の収容規模が増え、障害児童に対する受け皿の拡大を図ることができる。

E3 は女子のみを対象とし、建て替えが必要な既存寄宿舎と多目的ホールを転用した寄宿舎により構成されており、24 人の女子聴覚障害生のうち 15 人と健常生 (大半が孤児) 57 人の合計 72 人が寄宿している。男子聴覚障害生 14 人は、全員が近隣の養護施設に寄宿して

いる。既存寄宿舍は元来寄宿用の施設ではないため、便所やシャワー等の設備は付帯しておらず、損傷も見られる。本校は2010年に障害生の受け入れ開始以来、生徒数が減少しており、現地調査時点における全生徒数は259人であったが、新学期に入ると345人に増加しており、今後は学校運営の安定に伴い生徒数の増加が予想できる。現時点で2ストリームに満たない規模だが、寄宿舍を運営してきた実績を踏まえて整備する。

E1、E2、E3の寄宿舍は男女別棟とし、規模は各校の障害生徒数と施設計画を踏まえて2段ベッド×4台を基本単位とする平面構成を念頭に、2段ベッド×4台×4ユニット=32人/棟、男女合計64人とする。

E4は女子校であるが、視覚障害生に限って男子も受け入れている。男女寄宿舍があり、現地調査時点で女子107人、男子17人が寄宿していたが、新学期に入ってから男子障害生は25人となっている。既存男子寄宿舍の収容規模20床に対し、23人が寄宿（3人は床にマットレスを敷いて起床）、2人は民間に下宿している。5人分が不足しているため、男子寄宿舍のみ整備する。収容規模は視覚障害のある男子入学希望者は全員を受け入れる学校方針を踏まえて余裕を見込むこととし、シングルベッド×4台×2ユニット=8人とする。

g) 厨房・食堂

対象校では給食プログラムが実施されており、また、新設される寄宿舍用に食堂と厨房が必要となる。E1は既存の給食用厨房があるものの食堂はなく、新設寄宿舍予定位置からも離れているため、肢体障害生にとって移動負担が大きいため新たに整備する。E2の既存給食用厨房は建て替えが必要であるため、新設整備する。E3の給食及び既存寄宿舍用の厨房は新設寄宿舍の予定位置からは離れているが、聴覚障害生が主体であることを踏まえ、新設寄宿舍用の厨房として継続使用する。E4は既存の食堂・厨房を継続使用する。

h) 便所棟

E1、E2、E3の既存VIP（Ventilated Improved Pit）便所はいずれも建て替えが必要である。既存水洗便所（E1、E3教員用、E4生徒・教員用）は継続使用する。但し、E4の現状では、女子生徒用の一部を男子生徒用及び教員用として兼用しているため、新設整備する。

i) 教員住居

E1およびE2には敷地内に複数の教員住居を有するものの、校長は施設の不足により敷地外に居住している。構内の日常的な監視の観点からも敷地内の教員住居は現地の標準的な整備対象となっており、とりわけ校長用住居の必要性は高い。1棟/サイトを整備する。

【家具】

● 一般教育家具

新設される計画施設コンポーネントに必要な家具を整備する。但し、教員住居用家具は入居者負担により整備されることとし、協力対象外とする。

● 障害生徒用家具

肢体障害を対象とするE1、E2に車椅子用の高さ調節可能机を現状の障害生数に基づき、2台/1人（教室、ICT実習室）整備する。

【機材】

要請機材はインクルーシブ教育機材を中心に、カリキュラムに必要な一般教育機材である。先方と合意した以下の選定基準に基づき、対象インクルーシブ校の運営に不可欠な機材を整備する。

<選定基準>

- IE 教育またはカリキュラムの実施に必要である
- 施設運営・維持管理に不可欠である
- 使用者の技術レベルが十分である
- 維持管理が比較的容易である（特殊技術や高価で調達困難な消耗品を必要としない）
- 費用対効果が適正である
- 機材設置に必要なスペース及び施設各室における配置スペースが確保されている
- 日本の無償資金協力として妥当である

a) IE 関連機材

各既存学校で対象としている障害向け機材の整備を行う計画とする。E1 と E2 は肢体障害生徒向け機材、E3 では聴覚障害生徒向け機材、E4 では視覚障害生徒向け機材を整備する。なお、E4 では既に点字プリンター等の IE 機材が整備されており、また世銀による視覚障害生用デスクトップ PC の供与が予定されている。対象機材は既存機材との重複がないように計画する。

b) 一般教育機材

消耗品や先方による調達がさほど困難でないと思われる機材を除いて、各科目のカリキュラム実施の上で必要不可欠な機材を整備する。

c) 施設関連機材

厨房用調理器具（コンロ及び電気ポット）を建築工事として整備する。

(3) 自然環境条件に対する方針

1) 気象条件への対応

「レ」国は国土全域が標高 1,400m を超える山岳地形を成しており、低地（Low Land）、山麓部（Foothills）、山地（Mountains）、溪谷部（Senqu river valley）の 4 つの地域に分類される。標高 2,000m 以上の山間部では積雪が見られるが、対象既存校 5 サイトは標高 1,600m 前後の低地に位置しており、積雪は観測されていない。対象地域の月間平均気温は最高 20°C、最低 7°C であり、冬季は外気温が低いことから、既存校の管理諸室などではヒーターが使用されている。ただし、生徒用校舎でのヒーター利用はない。年間降雨量は 700~770mm 程度で多くないものの、集中豪雨もあり、「レ」国の中でも落雷のリスクが高い地域である。本プロジェクトでは以下の方針で施設計画を行う。

- 自然通風による室内自然換気を基本とする。屋根下には現地標準仕様である断熱材を敷設する。
- 自然採光を基本とし、視覚障害生（弱視）に配慮して十分な室内照度の確保を図る。朝夕

の直射日光を避けるために東西軸に沿った配置を基本とするが、傾斜敷地についてはコスト削減の観点から傾斜に沿った配置を行うこととし、直射日光に対しては室内カーテンで対処することとする。

- 集中豪雨時の雨音に対する遮音を踏まえた屋根下地の仕様とする。
- E1、E2 の新設エリアは屋根付き屋外通路によりアクセス可能な仕様とする。
- PC が設置される ICT 実習室、理科実験室、管理棟には避雷導体を設置する。

2) 自然災害への対応

サイト踏査時のヒアリングにて自然災害の被災歴は確認されなかった。他方、対象エリア全般に渡ってワジやドンガ周辺において雨水による浸食が多く見られることから、施設配置、雨水排水処理、法面処理、構内通路の配置・レベル等、適切な外構計画を策定する。また、現地調査では地震による被災履歴は確認されなかったが、IRIS²⁷によれば過去にごく僅かではあるが、地震が記録されている。南ア建築基準の地震ゾーンマップによれば、「レ」国西部は地震力を考慮する必要のあるゾーン I に属していることから、南ア建築基準に基づき、地震時水平力を踏まえた計画を行う。

3) 地形・地盤条件への対応

対象サイトはいずれも傾斜を成している。各サイトの地形条件を踏まえて配置計画を行う。地盤調査による分析の結果、確認された地盤耐力は 100~150kPa であり、平屋建ての計画施設に対しては十分な支持力と言える。但し、E2 の計画エリアは全般的に膨張土であることが地盤調査により判明しているため、適切な対応を図る。

- サイトの傾斜に応じて各棟のレベル設定を行うことを基本とするが、IE の観点から過度のレベル差は設けないこととし、必要に応じて最小限の造成を行う。
- 雨水に対しては施設周囲に適切な排水溝を設けると共に、各サイトの周辺状況を踏まえて適切な敷地外排水を計画する。
- 着工に先立って載荷試験を実施し、必要地盤支持力を確認する。
- E2 の新設建物周囲は設定 GL-1.5m までの土壌を砕石及び良質土に置換する。既存校舎間の新設歩廊下部は費用対効果を踏まえて土壌置換は行わない。不具合が生じた場合は「レ」国による補修を前提として、補修の容易な仕様とする。

4) 社会経済条件に対する方針

ICT 実習室は PC が集中して配置されているため、既存校の中には民間警備システムを導入している学校もある。本プロジェクトでは一般的な盗難対策として、理科実験室、ICT 実習室、管理棟などの盗難の恐れがある諸室には防犯グリルを設置する。

²⁷ Incorporated Research Institutions for Seismology

(4) 建設事情／調達事情に対する方針

1) 建築許可

提出先及び審査機関は管轄する市の審議会もしくは県管理局である。通常2ヶ月程度の審査期間を要しているが、公共事業である本プロジェクトは短縮される見込みである。必要図面は、サイト位置図、配置図、一般図（平面図・立面図・断面図）及び敷地図である。

2) 建築基準等

【建築基準】

「レ」国には独自の構造基準等、施設設計に係る規定は存在せず、一般的に南ア基準（South African National Standard: 以下 SANS）が準用されている。本プロジェクトでは SANS を踏まえながら計画案の検討を行う。

【学校施設基準】

必要諸室や教室面積等に係る技術的基準はない。施設計画に当たっては既存校の状況や標準設計の内容を精査し、現地事情・条件を踏まえたインクルーシブ教育実施のための適切な協力案を策定する。

3) 建設事情・調達事情

マセル市内では博物館や民間による大型プロジェクトが進行中であるが、その数は限られている。施工業者へのヒアリングによれば、コンスタントに公示されているのはマセル郊外における住宅建設程度であり、建設市況は良好とは言えない。一般的に、大型案件の選定は施工業者・コンサルタント共に過去の大型類似案件の実績を高く評価される傾向があるため、中・小規模の会社の受注は困難な状況である。したがって、これら中・小施工業者は、民間の住宅建設や比較的小規模のドナー案件を中心に受注している。本プロジェクトへの関心については、国内最大手の施工業者を始め、ヒアリングを実施した全ての会社が興味を示している。

建設に必要な資機材は、輸入品を含め大半のものが国内で調達が可能である。ただし、国内で生産される主要資材は、骨材、焼成煉瓦、天然石、材木等に加えてコンクリートブロック等の二次製品に限定され、その他の主要資材（セメント、鉄筋、合板、建築用仕上げ資材、設備・電気資機材等）の大半は南アからの輸入品である。南アとの地理的な条件、また南部アフリカ関税同盟（South African Customs Union: SACU）により加盟国からの輸入品に対する関税が免除される等の理由により、南アからの資機材の輸入は日常的に行われている。本プロジェクトでは、国内調達可能な材料の中から現地生産品ならびに汎用輸入品を採用する方針とし、施工性、経済性及び維持管理に配慮して使用材料を選定する。

(5) 現地業者の活用に係る方針

1) 現地施工業者

現地施工業者は公共事業交通省（Ministry of Public Works and Transportation）に登録されており、最上位カテゴリーに属する施工業者を中心に、本プロジェクト同等規模の工事を施工する技術力、

財務力を十分に有する会社が複数存在する。本プロジェクトの施工を行う上で適切かつ妥当な基準の下に施工業者の選定を行う。

2) 現地サプライヤー

建設資材のサプライヤーは、南アに国境を接する首都マセルに集中しており、大・中規模の会社が複数存在する。調達可能な資機材も豊富で、学校施設建設に用いられる資機材については概ね本サプライヤーで調達が可能である。他方、施工業者の多くは工事を受注した後、直接南ア等の第三国から自社で材料を調達するのが安価且つ一般的であり、サプライヤーからの調達はごく限られた資材、二次製品及び不足材の補填等に限定される。

家具サプライヤーは国内で自社製作する大規模工場もあり、また、南アより既製品を納入する調達代理業者も多い。MoET の調達実績によれば、「レ」国のサプライヤーからの調達実績が大多数であり、一部机の天板が破損などのマイナーな指摘はあるものの、納品後の大きな問題は発生していない。他方、前案件では南アより既製品を納入する調達代理業者を通じて納品されている。これらの納入実績より、本プロジェクトの家具は現地家具サプライヤー調達で対応が可能であると判断されるため、MoET の最新の家具仕様をベースとした仕様を計画する。尚、肢体障害者等への配慮がなされた特別な家具仕様について現地での製作実績も確認されているが、自社製作する業者は極めて限定されている。本プロジェクトでは入札の競争性確保の観点から、既製品及び現地製作品双方を含めて家具業者の選定を行う。

機材サプライヤーは MoET の調達実績のあるメーカー代理店が「レ」国内に複数存在する。但し、一部インクルーシブ関連など対象機材のメーカー代理店が存在しないか、あるいは代理店数が限られ、入札で適正な競争が成立せず、公正な入札が確保されない恐れがある機材については、第三国製品の調達を認める要件を適用し、隣国である南アからの調達を計画する。

3) 現地コンサルタント

コンサルタントは産業省（Ministry of Trade and Industry）へのライセンス申請により事務所の開設が可能である。施工業者とは異なりカテゴリー分けはされていない。本プロジェクトの実施に当たっては、これら現地コンサルタントを有効に活用して施工監理を行う。

(6) 運営・維持管理に対する対応方針

施設の保守が容易であり、設備機器の運転、維持管理に特殊な技術を要しない仕様を基本とし、メンテナンスや消耗品の入手が困難な資機材は採用しないものとする。また、運営・維持管理コストの低減を図るために、自然採光、自然換気、通風を確保するとともに、機械設備の使用を必要最小限とし、電力消費を抑えた施設計画とする。

(7) 施設・機材等のグレード設定に係る方針

施設グレードは現地における標準的な材料を用いながら、堅牢性を確保すると共にインクルーシブデザインに必要なグレードとする。家具は現地標準仕様を基本とするものの、補修・交換にかかる先方負担を考慮した仕様とする。実験・実習機材は現地標準を基本とし、障害生用機材は現地で維持管理可能な仕様とする。

(8) 工法／調達方法、工期に係る方針

1) 工法／調達方法

現地標準設計はコンクリートブロックや石による組積造であり、地震力は考慮されていない。一方、南ア建築基準では「レ」国は地震ゾーンのカテゴリーIに属しており、加えて最新版の同基準では教育施設の組積造は原則として禁止している。本プロジェクトでは自然採光のための広い開口部を確保するために、RC柱梁フレームとコンクリートブロックを組み合わせた工法を採用する。

2) 工期

前案件の施工実績に対する解析と、現地調査において実施した現地協力コンサルタント・施工業者・コンサルタントスタッフ・調達代理機関からのヒアリングも含めた調査結果に基づき、建設工期として4サイト18ヶ月程度が妥当と判断される。

3-2-2 基本計画（施設計画／機材計画）

(1) 建築計画

1) 配置計画

敷地内の施設配置は以下の原則に則り、サイト毎の固有条件（敷地の広さ、形状、傾斜、接道条件、既存施設の配置状況など）を勘案して適切な計画を行う。

- 傾斜地形サイトは等高線に沿った配置を原則として極力造成を抑えた配置を優先する。但し、E1は既存校舎群との整合を踏まえて計画する。
- 朝夕の直射日光を避けるために、建物の長手方向を東西軸と平行に配置することを基本とする。
- 新設校舎エリアは等高線に沿った2列配置を基本とし、中庭を挟んで外廊下が面する配置として施設間の移動距離を抑える計画とする。
- 便所棟は校舎に近い位置として障害生の移動負担を抑えることを基本に、既存施設配置を踏まえて計画する。
- 新設給食厨房の周辺にはランチのためのオープンスペースを整備する。
- リソースルームは教員室に隣接させると共に、他の生徒の目に触れやすく、アクセスしやすい位置に計画する。E4のリソースセンターは空地となっている敷地中央に独立配置する。
- E1、E2は肢体障害生に配慮して新設各棟は屋根付き外廊下で連結する。
- メンテナンスや来客のための最小限の駐車スペースを確保する。
- 既存樹木は極力存置する。

2) 平面計画

標準設計を参照しつつ、諸室の施設機能とインクルーシブデザインを踏まえた適切な計画とする。各棟の諸室内容、サイズは下記の方針に従い、活動内容及び家具レイアウトを考慮して以下のとおり設定する。尚、施設面積、諸室面積は柱または壁芯面積として計算した。

- 自然採光・通風の確保を基本に、片廊下式の平面構成とする。

- 教室・実験実習室は1~2人の車椅子障害生の利用を想定して計画する。
- 教室・実験実習室はIEの観点から前後2カ所に出入口を設け、ドアは内開きとして有効開口900mmを確保する。
- 機材類が保管される実験実習室、管理棟は防犯グリルを設ける。

a) 教室棟

- 「レ」国標準である40人／教室とし、前期中等3学年、後期中等2学年を踏まえて、3教室棟及び2教室棟の2棟構成とする。
- E1の2教室棟はリソースルームを含めて整備する。肢体障害生のリハビリを主用途として、同時に4人程度が使用できる規模とする。

b) 実験・実習棟

- 理科実験室とICT実習室から成る1棟構成とし、中央部に各準備室を配置する。
- 実験台、PCデスクは教員の演示が見やすいように教卓に対して直角な配置とする。
- 理科実験室は1クラス定員である40人＋車椅子利用1~2人を想定した規模を確保する。
- ICT実習室は40人規模とし、車椅子生徒が利用する際は標準PCデスクを車椅子用デスクに交換する。
- 理科実験室用ガスボンベは屋外設置とする。

c) 管理棟

- 校長室、副校長室、会計室、秘書室、教員室、倉庫、給湯室から成る管理諸室による1棟構成とし、E2はリソースルーム、IE機材庫を加えて整備する。
- E2のリソースルームはE1と同じく、肢体障害生のリハビリを主用途として、同時に4人程度が使用できる規模とする。
- 校長室は校内が見やすい外廊下側に配置する。また、試験用紙等を保管するための専用倉庫を設ける。
- 秘書室はプリント／コピー室を兼ねるため、必要規模を確保する。また、管理棟の受付も兼ねることから、来客用小窓を設置する。
- 教員室の各教員用スペースはデスクの間に間仕切り壁を設置して書類棚を上部に設ける仕様とし、6席／ユニットとして計画する。現教員数はE2：26人、E4：33人（共に2016年度）であることから、将来の増員を鑑みてE2：6×5ユニット=30人、E4：6×6ユニット=36人分のスペースを確保する。また、接客用4人掛けテーブル×1を設置する。

d) リソースセンター（E4）

- 既存リソースセンターの諸室（リーディングルーム、ディスカッションルーム、事務室、倉庫）と、別棟にある障害生用PCルーム及び障害生用教材準備室を一体的に整備する。
- PCルームの障害生用デスクは視覚障害を踏まえて固定アクセス（各人の席を固定）による1台／人とし、学年別グループ配置とする。調査時点で32人の障害生が在籍しているが、1グループは偶数による構成として8席とし、8×5学年=40席のスペースを確保する。
- リーディングルームは点字図書室と自習室を兼ねた仕様とし、書棚及び自習・閲覧用カウ

ンターデスクを設置する。夜 6 時の閉館後も本室だけは 9 時まで利用されるため、専用の出入り口を設ける。

- ディスカッションルームは主に健常生が当日授業の板書き内容を障害生に伝達する場として使われる。6~8 人／グループとし、2 グループ分のスペースを確保する。話し声や点字タイプライターによる音を考慮し、PC ルームと区画する。

e) 厨房・食堂

- 先方要請により調理用熱源は電気を主体とし、停電時にはガスも利用可能な計画とする。主食となるトウモロコシを調理するための電気ポット 1 台、電気コンロ 3 台、ガスコンロ 2 台、シンク、調理台、配膳用カウンターを整備し、隣接してパントリーとバックヤードを設け、駐車場からのアクセスを確保する。給食時の配膳カウンターと食堂への配膳カウンターを別個に設ける。
- 厨房前面は屋根付きの給食配膳スペースとし、生徒用の手洗い場を備え付ける。
- 食堂は寄宿生専用とし、32 人×2 回転として室面積を確保する。

f) 寄宿舎

【E1、E2、E3】

- 寮室、水場（便所、シャワー、洗濯）、病室、倉庫及び舎監室から成る 1 棟構成とし、男女別棟とする。
- 1 棟当たりの収容人数は 2 段ベッド×16=32 人とし、寮室は大部屋とするものの、間仕切り壁と個人ロッカーにより 2 段ベッド×2 台／ユニットに分節された構成とする。
- 水場には共用の便所及びシャワーブースの他、アイロン掛け等に使用する作業台と洗濯機置き場を整備する。また、障害生用の便所、シャワーを独立して整備する。
- 病室（シックベイ）はシングルベッド 2 台分のスペースとする。

【E4】

- 現状の不足状況を踏まえて収容人数 8 人の男子寄宿舎とし、寮室、水場（便所、シャワー）、倉庫から成る 1 棟構成とする。舎監は既存舎監室を継続利用する。
- 寄宿生は全て視覚障害生であることを踏まえてシングルベッドとし、個人ロッカーにより分節する。

g) 便所棟

- 現地標準は VIP（Ventilated Improved Pit）Toilet と呼ばれるもので、穴（ピット）を掘って上屋を建て、ピットに臭突を設けたタイプであるが、臭突を設けても臭気の発生は避けられないため、校舎から十分な距離を置いて設置する必要がある。また、穴がいっぱいになったら建屋共々廃棄する使い捨てが基本である。本プロジェクトでは、公共排水網が整備されている E4 を除き、ピットに代えて南アで生産されている既製品のトイレユニットシステム（Enviro-Loo）を採用する。水分は全て蒸発させるため土壌汚染を引き起こすことがなく、固形分は細菌による分解を伴ってスラッジ化させることにより、体積は当初の 5%程度まで縮小される。また、これらを促す強力な自然換気機能により、臭気が極めて少ないメリットがある。2004 年に南アで実施された「リンポポ州小中学校建設計画」におい

て整備した実績があり、効果は確認済みである。

- Enviro-Loo の採用により、各便所棟は校舎に隣接して設置することとし、インクルーシブの観点から障害生の移動負担を抑えた計画とする。
- 衛生機器は現状生徒数に基づいて整備することとし、便器は Enviro-Loo の 1 基あたり最大対象人数 20 人を踏まえて必要数を整備する。また、障害生の移動距離を踏まえてバリアフリーブースを適宜設置する。

表 3-5 便器設置計画数

サイト		対象人数				生徒用					教職員用				
		生徒		教員		男子			女子		男			女	
		男	女	男	女	WC	U	Lv	WC	Lv	WC	U	Lv	WC	Lv
E1	Abia	430	405	11	16	17	17	9	21	9	-	-	-	-	-
E2	Motsekuoa	233	501	7	15	9	9	5	26	11	1	1	1	1	1
E3	Mt. Royal	100	159	4	17	4	4	2	8	4	-	-	-	-	-
E4	St Catherine's	17	-	9	23	1	1	1	-	-	1	1	1	1	1

凡例：WC：大便器、U：小便器、Lv：手洗器

- 生理用品のための焼却炉を女子便所、教職員便所に隣接して設置する。

h) 教員住居

- 標準設計に基づき 2 寝室、居間・食堂、厨房、浴室、便所により構成される平屋住宅を整備する。設計仕様は標準設計に準ずることとするが、1 棟当たりの面積は縮小する。

計画施設の概要は次表の通り。

表 3-6 計画施設概要

棟名	コード	サイト別棟数				室構成	1 棟当り面積(m ²)
		E1	E2	E3	E4		
教室棟	2CR		2			教室(40 人)x2	186.98
	3CR	1	2			教室(40 人)x3	280.46
	2CR+R	1				教室(40 人)x2、リソースルーム	218.14
実験・実習棟	SL+ICT	1	1			理科実験室、理科準備室、ICT 実習室、ICT 準備室	311.63
管理棟	標準諸室					校長室、副校長室、会計室、秘書室、教員室、倉庫、給湯室	
	ADM-E2		1			標準諸室+リソースルーム、IE 機材庫	280.46
	ADM-E4				1	標準諸室	249.30
リソースセンター	RC				1	PC ルーム、閲覧室、ディスカッション室、事務室、教材準備室、倉庫	209.95
厨房・食堂	KD	1	1			厨房、食堂、パントリー、デリバリーヤード	186.98
寄宿舎	DMM	1	1	1		寝室、シックベイ、便所・シャワー室、バリアフリー便所、保管庫、舎監室	249.60
	DMM8				1	寝室、便所・シャワー室、保管庫	93.60
	DMF	1	1	1		DMM に同じ	249.60
便所棟	TM4	3				4 ブース+小便器	37.98

	TM4D	1	2	1		4ブース+小便器+バリアフリー	61.35
	TF4			1		4ブース	27.74
	TF4D			1		4ブース+バリアフリー	45.83
	TF5	3	3			5ブース	31.33
	TF5D	1	2			5ブース+バリアフリー	51.26
	TS		1			1ブース+小便器/2ブース	28.80
	TMS				1	1ブース+小便器/1ブース/1ブース	29.76
教員住居	SH	1	1			2寝室、居間・食堂、厨房、浴室、便所	88.36
サイト別 棟合計	E1 Abia						1,905.31
	E2 Motsekuoa						2,649.52
	E3 Mt. Royal						634.12
	E4 St Catherine's						582.61
総合計	棟合計						5,771.56
	屋根付き渡り廊下 (4サイト合計)						864.89
	合計						6,636.45

3) 断面計画

- 敷地条件並びにバリアフリーの観点から、全て平屋建てとする。
- 校舎は片流れ屋根として壁面開口を大きくすることにより、視覚障害生に配慮した自然採光による室内照度の確保を図る。加えて、外廊下側に片流れ屋根の庇を持ち出すことによって広い屋根付き通路を提供すると共に、室内への自然採光を遮らない計画とする。
- E1 および E2 の新設校舎及び外廊下はレベル差のない一体のプラットフォームを敷地条件に応じて異なるレベルで接続する構成を基本とする。各レベルはスロープ (1/15-1/20 勾配) で接続する。
- 室内と外廊下のレベル差は 20mm とし、段差部分はテーパーを設ける。また、外廊下の水勾配は 1/100 を標準とし、最大 1/50 以下とする。

4) 構造計画

a) 構造形式

- 基本形式：鉄筋コンクリート柱梁架構+独立フーチング、鉄骨単材による片流れ屋根、コンクリートブロック帳壁
- 寄宿舍：鉄筋コンクリート柱梁架構+独立フーチング、木製トラス切妻屋根、コンクリートブロック帳壁
- 教員住居：煉瓦組積造+布基礎、木製トラス切妻屋根 (現地標準設計)

b) 構造基準

「レ」国に構造にかかる建築基準はなく、一般的には SANS が準用されている。本計画では SANS の荷重条件 (地震荷重、風荷重) に基づき、鉄筋コンクリート構造計算基準 (日本建築学会) を準用する。資材規格は SANS を準用する。

- 地盤支持力：現地再委託による地盤調査結果に基づき、根切り底 1m の深さにおける地盤支持力を 100kPa とし計画する。

- 風荷重 : SANS に基づき、基準風速 28m/s、地表面粗度区分 (Zg) =250 として算定する。
- 地震力 : 「レ」国西部は SANS の地震ハザードマップにおけるゾーン I に該当する。本計画では標準せん断力係数 Co=0.1g として地震時水平力による構造解析検討を行う。

c) 構造材料

構造材料は現地規格によるものとして以下のように計画する。

- コンクリート : 設計強度は 21MPa とする。
- 鉄筋 : 現地で流通している汎用品は SANS 規格品が一般的であるため、本プロジェクトでもこれを採用する。
 - 異形鉄筋 450MPa
- 鋼材 : 流通している SANS 規格品を採用する。
 - 形鋼 Grade S355 (355MPa)
 - ボルト Grade88 (800MPa)
- コンクリートブロック : 現地既製品を採用する。
- 煉瓦 : FBS カテゴリー (圧縮強度 30MPa)

5) 電気設備計画

a) 受変電設備

- 計画施設と既存施設の電気系統は分離することとし、計画施設用の KIOSK を新たに整備して近隣の低圧配電網から受電する。学校施設用の電力メーター (プリペイド型) は既存と分離して新設 KIOSK に設置される。
- 教員住居は各住戸内に個別電力メーター (プリペイド型) を設置する。

b) 幹線動力設備

- 受電盤から各分電盤 (電灯分電盤、動力制御盤) へ以下の通り配電する。幹線、動力配線は電線管を敷設し、必要箇所にハンドホールを設置するとともに配管内ケーブル配線を行う。

電灯動力幹線 : 3 相 4 線 400/230V

照明コンセント : 単相 3 線 230V

給排水衛生動力 : 3 相 4 線 400V

c) 電灯設備

- 標準机上面平均照度は 250lx を目安とし、教室最前列は視覚障害生に配慮して 500lx を目安に器具を設置する。廊下、便所等は 150lx とする。照明は不必要な点灯を避けるため、各室内のスイッチ系統を適宜分離する。屋外灯は自動点滅器による点灯とする。各部屋の照明器具は経済的かつ現地で一般的に入手できる蛍光灯を主に用いる。
- 管理棟、リソースセンター、食堂、寄宿舎に誘導灯を設置する。

d) コンセント設備

- コンセントは現地で一般的な SANS 規格品によるものとし、教室等は 4 カ所を標準として設置する。
- コンピューターや実験機材等の設置箇所には専用コンセントを設置する。さらに、多数の配管、配線が必要となる理科実習室、ICT 実習室は床に配管、配線のためのトレンチを設け、維持管理の容易さに配慮するとともに、将来的な配置変更に対応可能な計画とする。
- 電気ヒーター用コンセントを管理棟諸室、その他準備室等、教員用諸室および寄宿舍の寮室に設置する。また、空調機用コンセントを ICT 実習室およびリソースセンターの PC ルームに設置する。

e) 通信設備

- 有線電話設備：先方スコープとし、整備対象外とする。
- インターネット設備：先方スコープとし、整備対象外とする。

f) 弱電設備

- 教員住居にテレビ視聴用の空配管を計画する。端部はプレート止めとし、アンテナ及びテレビ本体の実装は先方負担工事とする。

g) スクールベル設備

- 管理棟を整備する E2, E4 サイトは授業の開始・終了を知らせるチャイムを計画する。操作は管理棟で行い、スピーカーは外壁面に各サイト 2 カ所設置する。

6) 空調換気設備計画

a) 空調・暖房設備

- 先方スコープとし、整備対象外とする。電源コンセントのみ整備する。

b) 換気設備

- 厨房及び教員住居に壁付け換気扇を設置する。また、理科実験室にはドラフトチャンバーを整備する。他は基本的に建築的自然換気による。

7) 給排水衛生設備計画

a) 給水設備

- 計画施設と既存施設の構内給水網は分離する。計画施設への配水は新たに整備する受水槽及び高架水槽による重力給水方式を基本とし、新設受水槽までの給水を先方工事、受水槽以降を本工事とする。ただし、市水による十分な水圧が見込める E4 については水道本管直結とし、水道メーターまでを先方工事、メーター以降の構内配管を本工事とする。想定給水源は以下の通り。

E1：既設ポンプ交換の上、既存井戸を継続使用。もしくは市水（WASCO）利用。

E2：井戸の新設。

E3：既設ポンプ交換の上、既存井戸を継続使用。もしくは市水利用。

E4：市水利用。現引込みメーターから分岐して計画施設まで新設整備する。

- 便所棟を除く各棟の外部に、現地で一般的な雨水貯留槽を適宜設けて雨水の有効利用を図る。

b) 給湯設備

- 寄宿舎及び教員住居に電気式給湯器を設置する。

c) 衛生設備

- 大便器は全て洋式とする。生徒用小便器はステンレス製造り付け、生徒用手洗いはコンクリート製造り付け、教職員用は陶器製既製品とする。全ての水栓はインクルーシブデザインの観点からレバーハンドルタイプとする。

d) 排水設備

- 汚水：E4を除いてトイレユニットシステムによる蒸発・固形化处理とする。E4は既存排水枡へ接続の上、前面道路下の公共下水道へ放流する。
- 雑排水：浸透枡を整備して敷地内浸透処理とする。理科実験室の雑排水は薬品用希釈槽、厨房及び教員住居はグリーストラップを介して浸透枡に接続する。
- 雨水：構内排水溝を経由して浸透枡による敷地内処理を原則とし、オーバーフローは適切に場外へ排出する。

8) ガス設備計画

- 理科実験室、厨房にガス配管を整備する。ガスボンベは外部ボンベ置き場に設置し、室内に配管用トレンチを設ける。

9) 火災報知・消火設備計画

「レ」国には火災報知設備・消火設備にかかる設置基準はない。本プロジェクトでは類似施設の実例を踏まえながら、以下の通り計画する。

- 屋内消火栓（30m）を適宜設置する。但し、消火ポンプは計画せず、高架水槽又は市水管からの直結とする。
- 粉末消火器（9kg）を、便所を除く新設施設を対象に適宜設置する。また、新設 ICT 実習室に CO2 消火器（5kg）を設置する。
- 理科実験室、食堂、寄宿舎寮室・舎監室に煙感知器を設置、厨房に熱感知器と消化布を設置する。尚、これらの自動火災報知機はバッテリーを内蔵した独立型とし、火災警報盤による管理は行わない。寄宿舎の煙感知器は警報音に加えてフラッシュランプを備えた仕様とする。
- 押しボタン式警報ベル及び警報ランプを屋内消火栓に隣接して適宜設置する。

10) 避雷設備

- コンピューター機器の使用が想定される実験・実習棟、リソースセンター及び管理棟に避雷設備を計画する。

11) 建築資材計画

建築材料の選定にあたっては、維持管理の容易さ、施工性を考慮し、現地で調達可能な材料を基本として計画する。類似案件および既存建物との仕様比較を以下の表に示す。

表 3-7 主要部仕様比較

部位	前回案件(コミ開)	本計画	採用理由	
外部仕様				
屋根	カラー鋼板(IBR) t=0.58mm	同左	現地工法として広く普及しており、施工的にもメンテナンス上も、適切な仕様といえる。野地板により雨音の軽減を図る。	
外壁	天然石積み現し	コンクリートブロック+モルタル+塗装	現地の標準的な材料・工法である。	
窓	鋼製枠突き出し窓	アルミ枠ジャロジー、木枠 嵌め殺し	IEの観点から壁面より突き出すことがなく、かつ換気上も有効である。冬季は冷え込むことから、適切な気密性を備えた仕様とする。	
ドア	鋼製枠+木製框ドア	鋼製枠+鋼製フラッシュドア、防犯グリルドア	車椅子等による破損防止と安全上の扉窓を確保する上で適切である。	
外廊下床	廊下なし	コンクリート直押え	車椅子等のIE観点より、経年劣化による段差が生じにくい仕様とする。	
内部仕様				
床	リノリウム張り、 モルタル金コテ	コンクリート直押え	現地の技術水準に照らして問題はない。	
壁	標準	モルタル+塗装	同左	標準的な仕様である。
	便所	モルタル+塗装、一部タイ ル貼り	同左	清掃の容易な材料を用いて維持管理負担の軽減を図る。
天井	一般部	石膏ボード+塗装	化粧石膏ボード	吸音効果の高い材料を選定する。

(2) 家具計画

現地標準に準じて、学校運営に最低限必要な教育用家具を整備する。また、障害生用家具として車椅子利用者用の高さ調節機能付き学習机を現状の車椅子利用者数に応じてE1、E2に整備する。使用場所は教室とICT実習室となるため、2台/人とする。

表 3-8 計画家具内容

棟	室名	生徒用机	管理職員用机	教員用机	PCテーブル	車椅子用机	閲覧デスク	テーブルL	テーブルM	テーブルS	生徒用椅子	校長用椅子	管理職員用椅子	教員用椅子	来客用椅子	固定スツール	厨房テーブルL	厨房テーブルS	シンク	キャビネットL	キャビネットS	図書ラック	二段ベッド	シングルベッド	ロッカー
教室棟	教室	40		1							40			1											
実験・実習棟	理科実験室															41									
	理科準備室												2												
	ICT実習室			1	40				1		40		1												
	ICT準備室												1								1				
管理棟	校長室		1							1		1			6							2			
	副校長室		1									1			2							3			
	会計室		1										1		2							3			
	秘書室			1										1							2				
	教員室(E2)							1	3				32	4							4				
	教員室(E4)							1					35	4							2				
リソースセンター	PCルーム				40						40														
	閲覧室						6				6											21			
	会議室				4			1			14										3				
	教材準備室				3			2					2									2			
	事務室		1										1		2							3			
厨房・食堂	厨房														2		2	1	1						
	食堂							8	2		32														
寄宿舎	寝室(標準)																						16	32	
	寝室(E4)																							8	8
	病室																							2	
その他	E1					6*																			
	E2					20*																			

* 適宜教室等に設置

(3) 機材計画

インクルーシブ教育実施に必要な IE 関連機材と理科実験等の科目に必要な一般教育機材、その他必要機材として厨房と教員室の機材を整備する。E4 の視覚障害生用 PC は現有 PC と世銀から供与予定のパッド型 PC で対応する計画とし、本プロジェクトの整備対象外とする。

表 3-9 計画機材リスト

番号	機材コード	名 称	計画数量	単位	番号	機材コード	名 称	計画数量	単位
E1 Abia					E3 Mt. Royal				
1	AB-2	マット	1	個	24	MR-1	プロジェクター	2	台
2	AB-3	補助歩行器	1	セット	25	MR-2	スクリーン	2	台
3	AB-4	バランスボール	1	個	26	MR-3	コピー機	1	台
4	AB-5	平行棒	1	台	27	MR-5	デスクトップ PC	20	台
5	AB-6	ストレッチ用クッション	1	セット	28	MR-8	顕微鏡	6	台
6	AB-7	電子天秤	10	台	29	MR-9	ラップトップ PC	2	台
7	AB-8	顕微鏡	10	台	E4 St Catharine's				
8	AB-9	骨格モデル	2	台	30	SC-5	点字世界地図	1	個
9	AB-10	電気式ミシン	20	台	31	SC-9	拡大キーボード	17	台
10	AB-11	電気コンロ付オープン	4	台	32	SC-10	音声付計量計	5	台
11	AB-12	冷蔵庫	1	台	33	SC-11	音声付電卓	10	台
E2 Motsekuoa					34	SC-12	マウントバートン	1	台
12	MO-2	マット	1	個	35	SC-13	音声付アイテム認識装置	10	台
13	MO-3	補助歩行器	1	セット	36	SC-17	点字シール作成機	1	台
14	MO-4	バランスボール	1	個	37	SC-18	音声録音機	16	個
15	MO-5	平行棒	1	台	38	SC-19	プリンター	1	台
16	MO-6	ストレッチ用クッション	1	セット					
17	MO-8	顕微鏡	3	台					
18	MO-9	リップルタンク	1	個					
19	MO-10	オシロスコープ	1	セット					
20	MO-11	バンデグラフ静電起電機	1	個					
21	MO-12	電気式ミシン	20	台					
22	MO-13	電気コンロ付オープン	1	台					
23	MO-14	ガスコンロ付オープン	1	台					

3-2-3 概略設計図

(1) 配置図

E1 Abia

E2 Motsekuoa

E3 Mt. Royal

E4 St Catherine's

(2) 平面図、立面図、断面図

教室棟

実験・実習棟

管理棟

リソースセンター

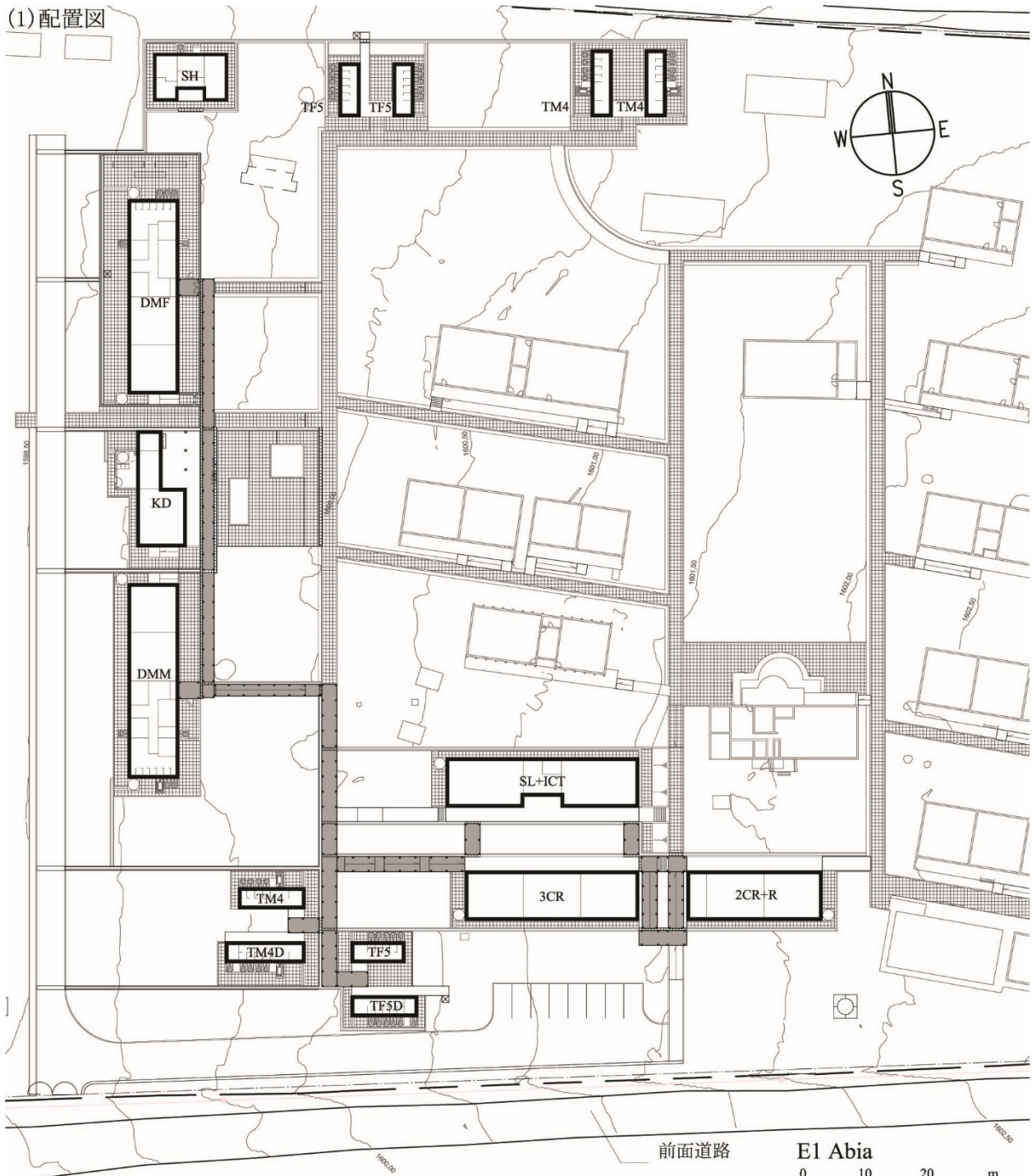
厨房・食堂

寄宿舍

便所棟

教員住居

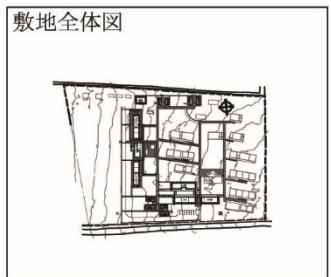
(1) 配置図

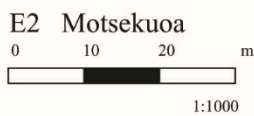
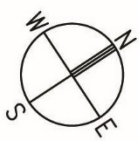
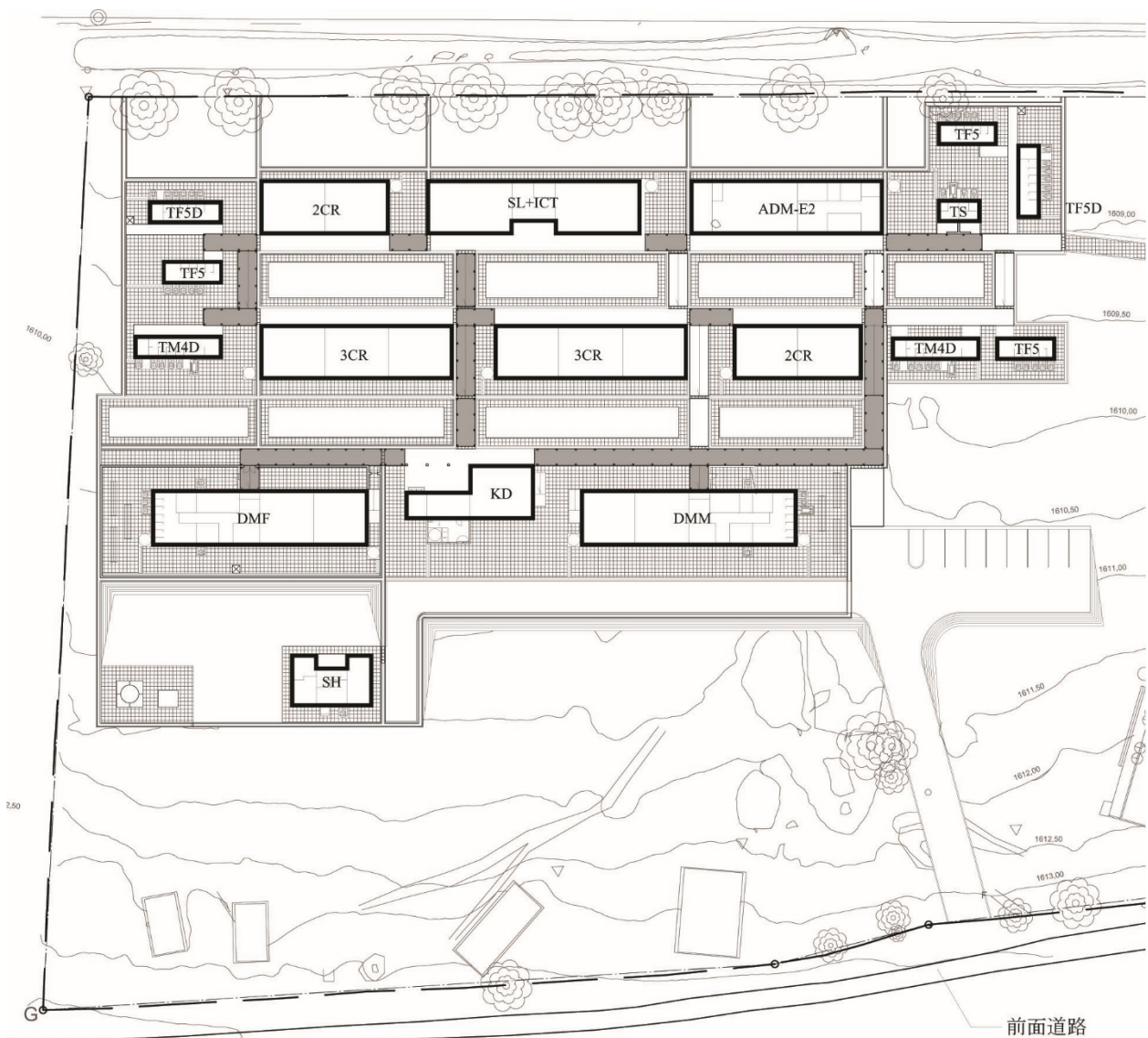


凡例

2CR+R	2教室・リソースルーム棟	TF4	女子便所棟
3CR	3教室棟	TF4D	女子便所棟
SL+ICT	理科実験・ICT実習棟	SH	教員住居
KD	給食厨房・食堂棟		計画建物
DMM	男子寄宿舎棟		屋根付き渡り廊下
DMF	女子寄宿舎棟		敷地境界
TM4	男子便所棟		外周フェンス
TM4D	男子便所棟		

敷地全体図



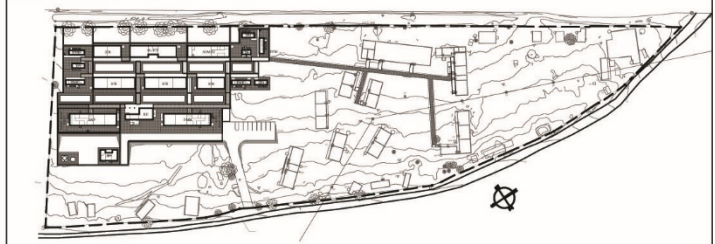


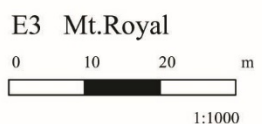
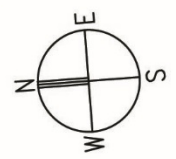
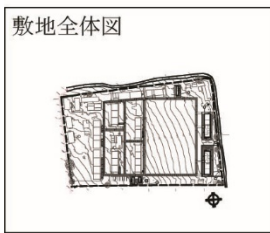
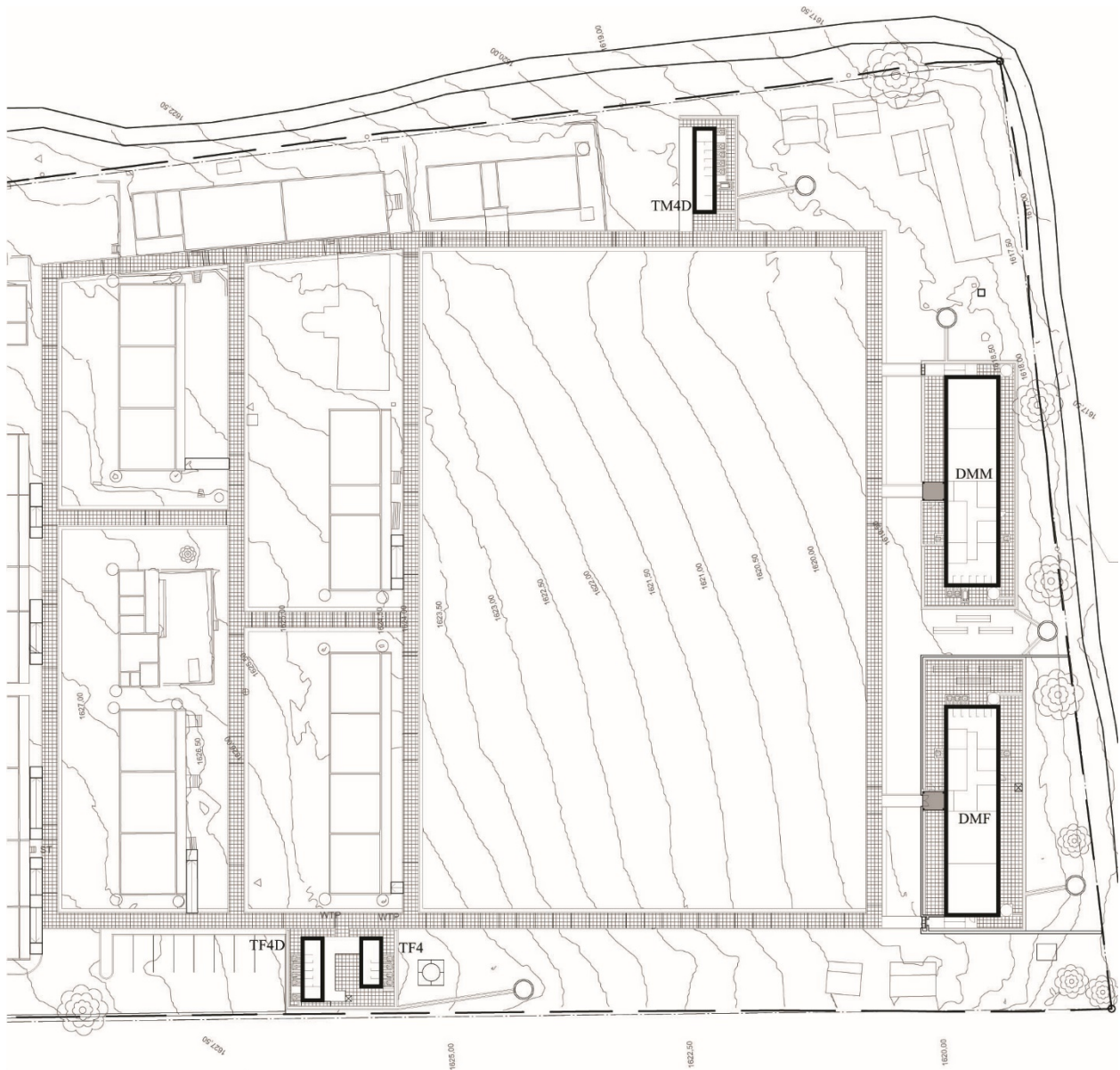
凡例

- 2CR 2教室棟
- 3CR 3教室棟
- SL+ICT 理科実験・ICT実習棟
- KD 給食厨房・食堂棟
- ADM-E2 管理棟
- DMM 男子寄宿舎棟
- DMF 女子寄宿舎棟
- TM4D 男子便所棟

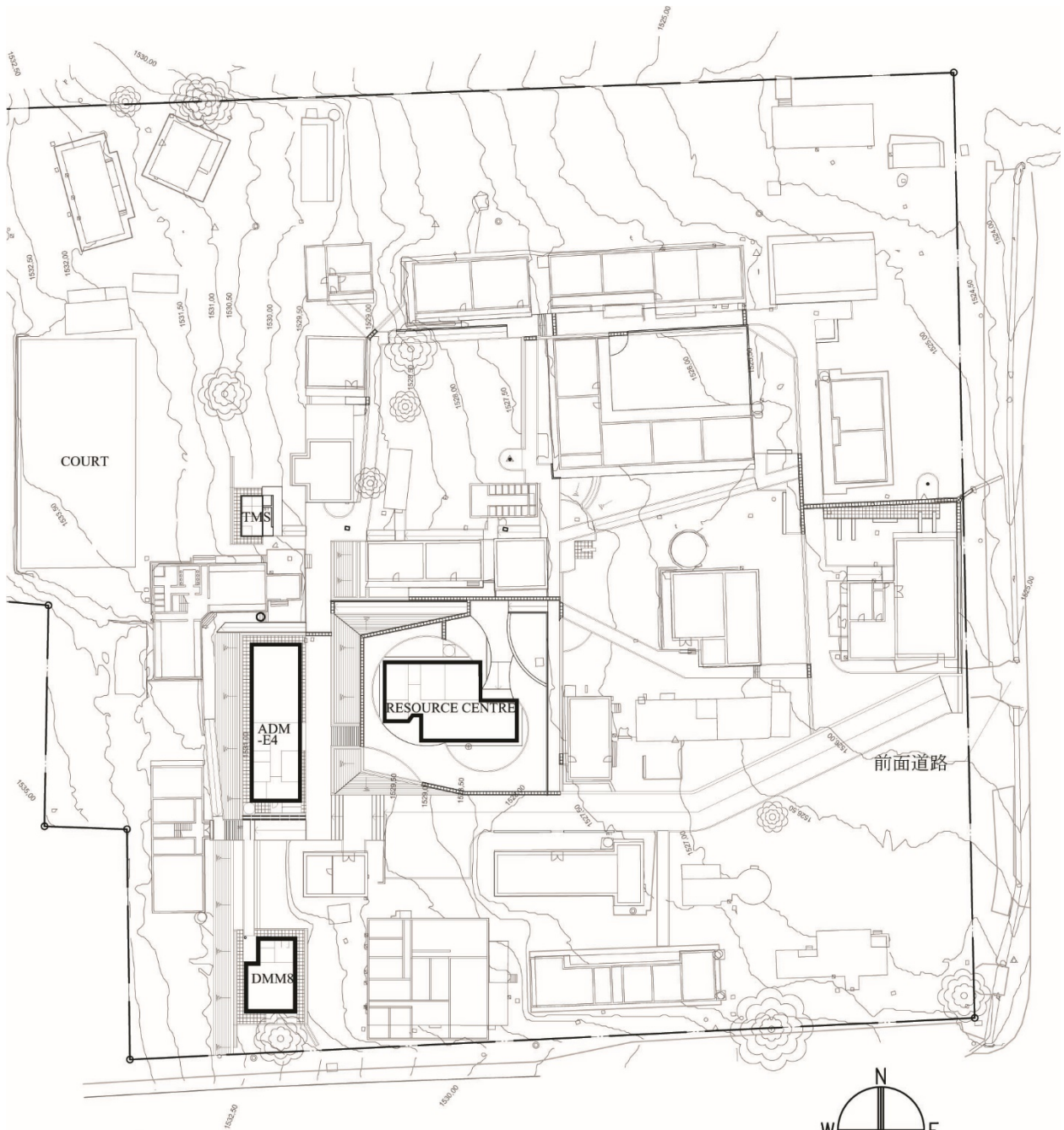
- TF5 女子便所棟
- TF5D 女子便所棟
- TS 教職員便所棟
- SH 教員住居
- 計画建物
- 屋根付き渡り廊下
- 敷地境界
- 外周フェンス

敷地全体図





- | | | | |
|------|--------|---|----------|
| 凡例 | | | |
| DMM | 男子寄宿舎棟 | □ | 計画建物 |
| DMF | 女子寄宿舎棟 | ■ | 屋根付き渡り廊下 |
| TM4D | 男子便所棟 | — | 敷地境界 |
| TF4 | 女子便所棟 | — | 外周フェンス |
| TF4D | 女子便所棟 | | |



E4 St. Catherine

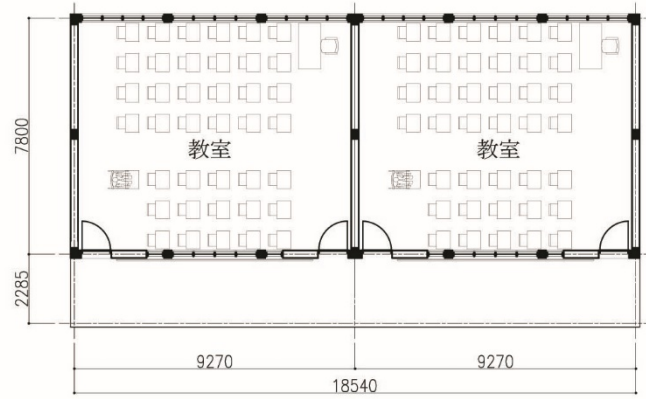


1:1000

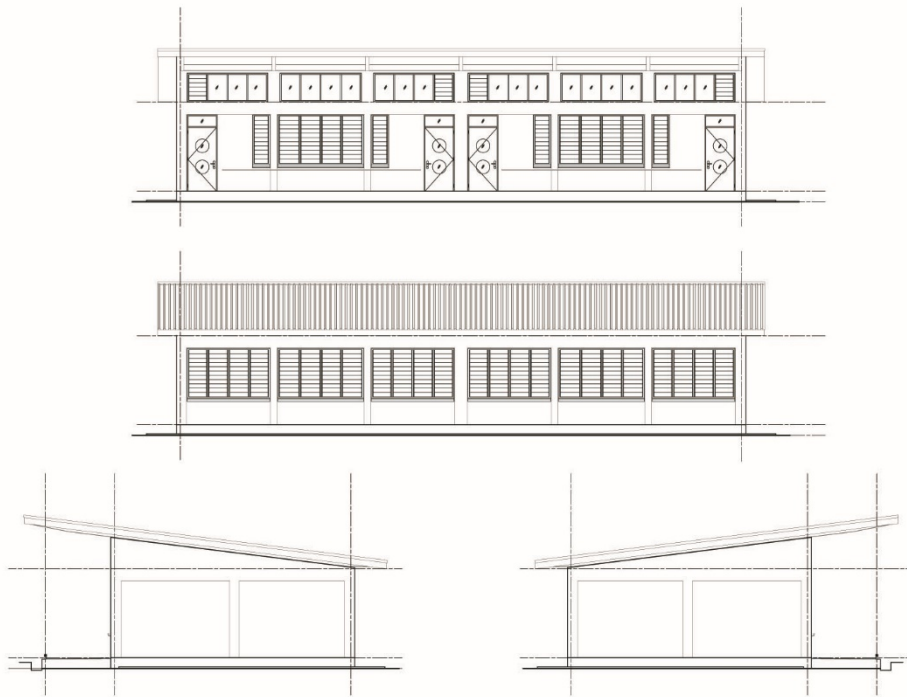
凡例

RESOURCE CENTRE	リソースセンター棟		計画建物
ADM-E4	管理棟		屋根付き渡り廊下
DMM8	男子寄宿舎棟		敷地境界
TMS	教職員便所棟		外周フェンス

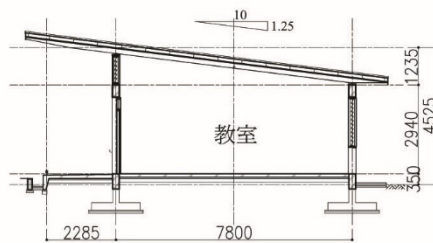
(2) 平面图、立面图、断面图



平面图



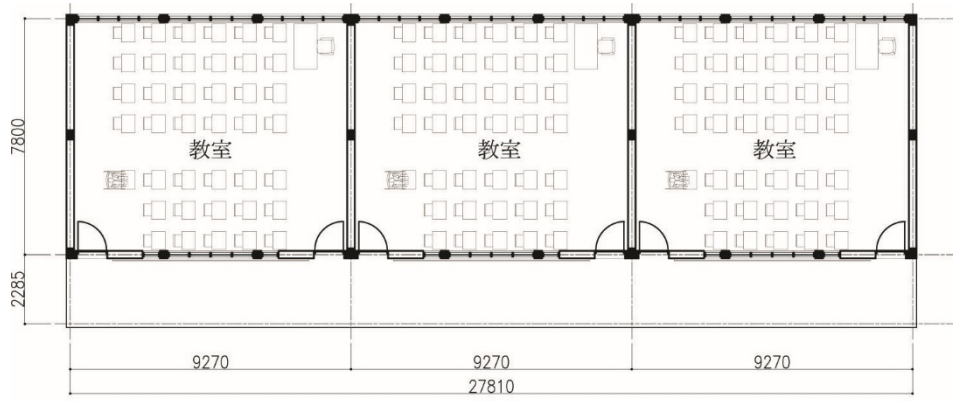
立面图



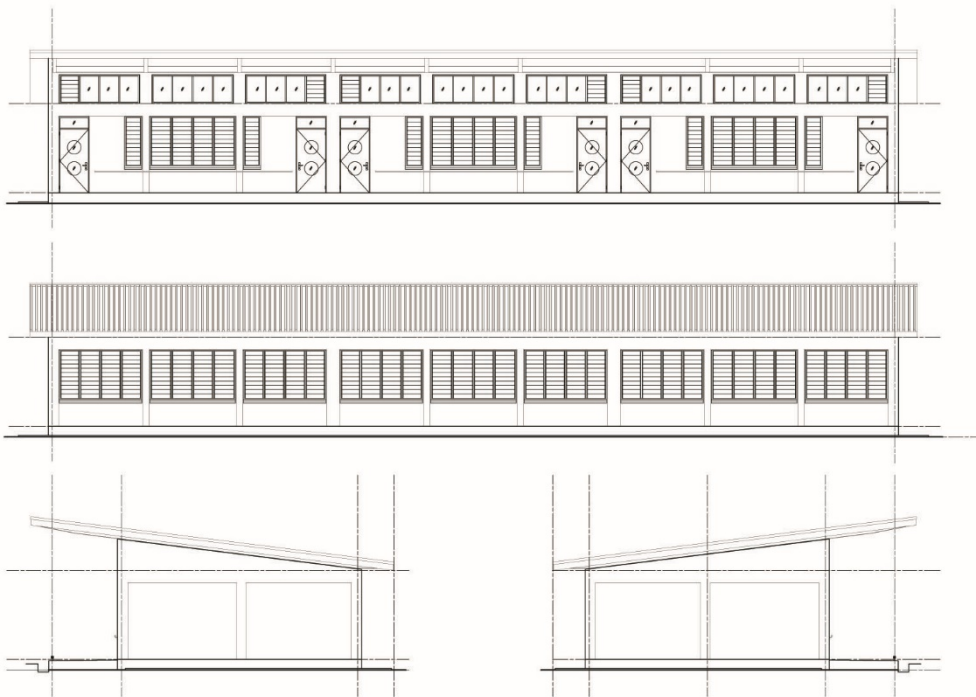
断面图

教室棟 2CR

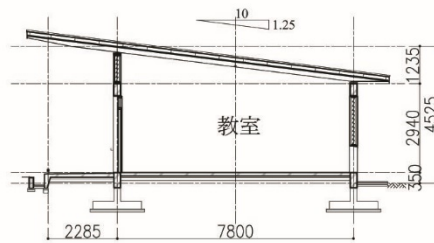




平面图



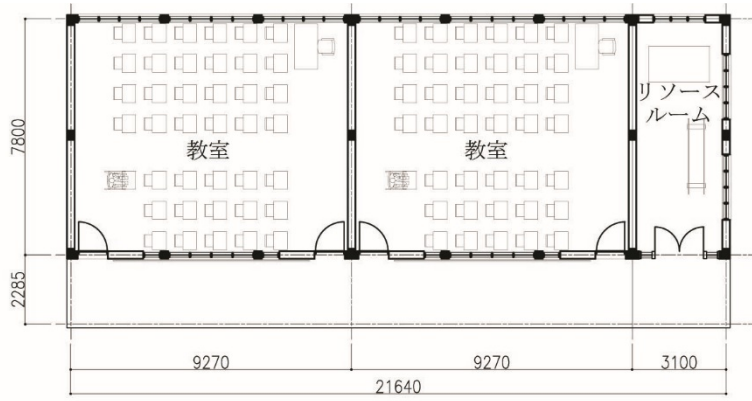
立面图



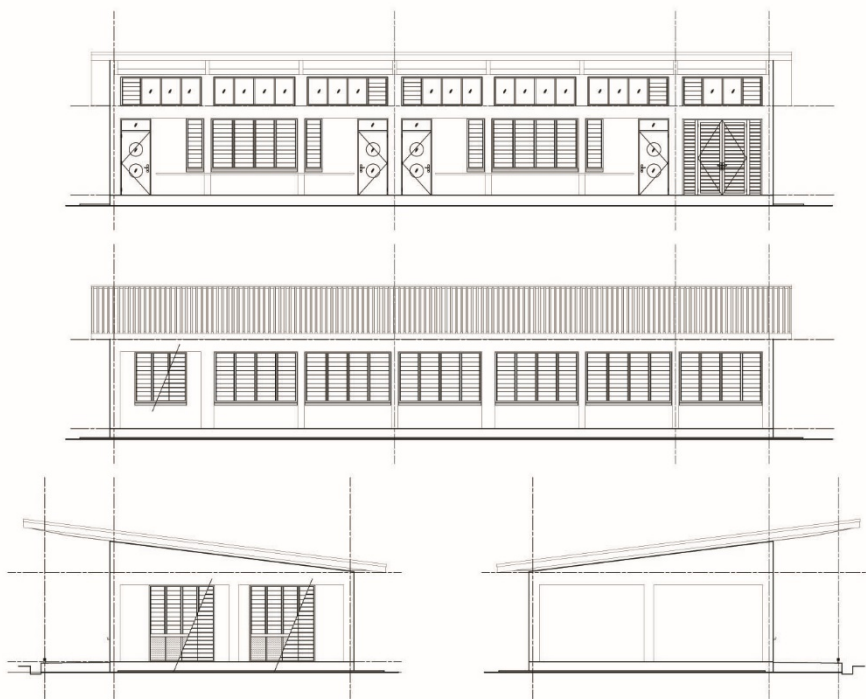
断面图

教室棟 3CR

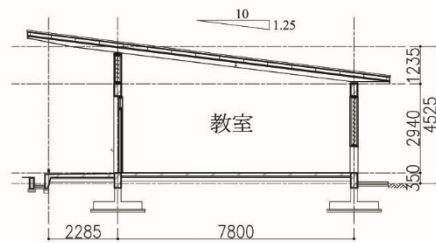




平面図



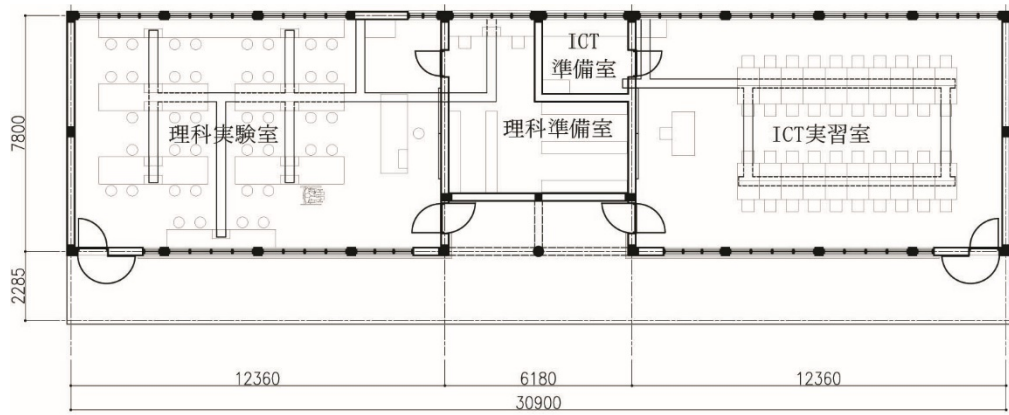
立面図



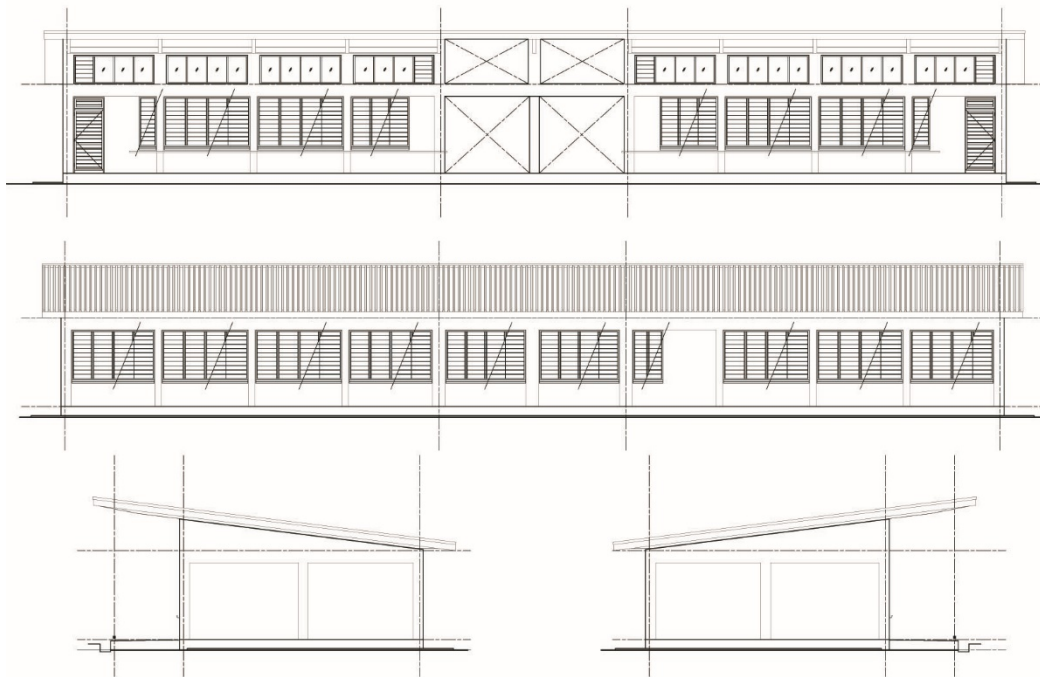
断面図

教室棟 2CR+R

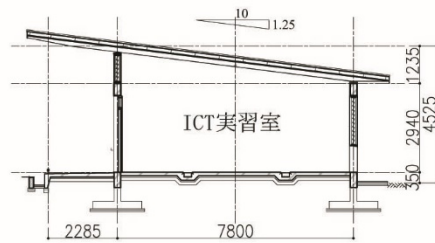




平面図



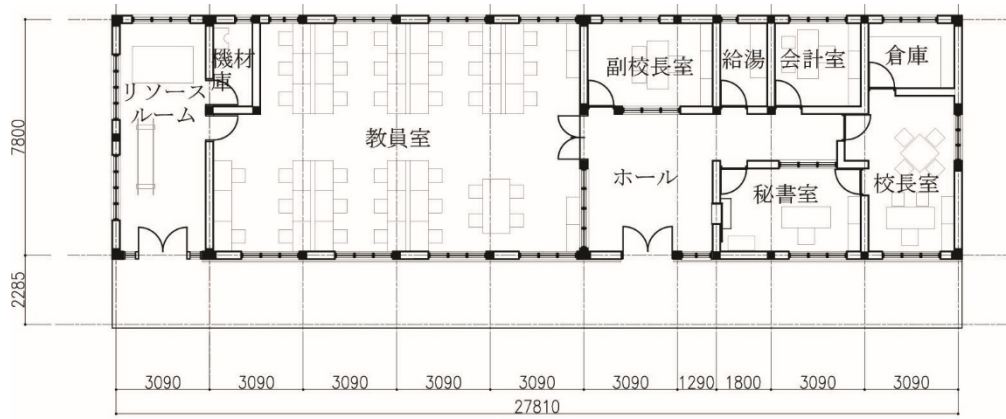
立面図



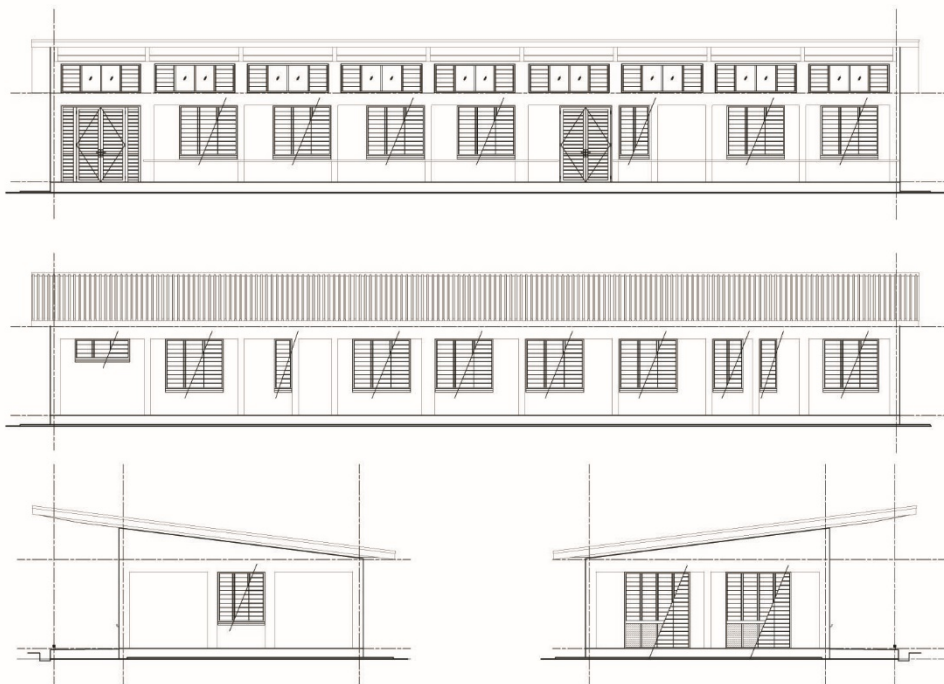
断面図

実験・実習棟 SL+ICT

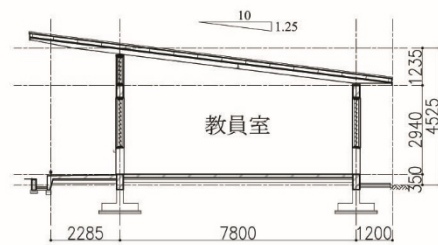




平面図



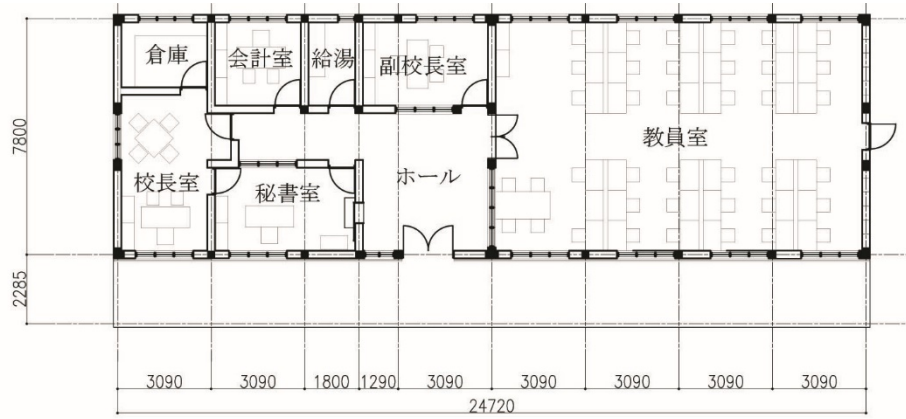
立面図



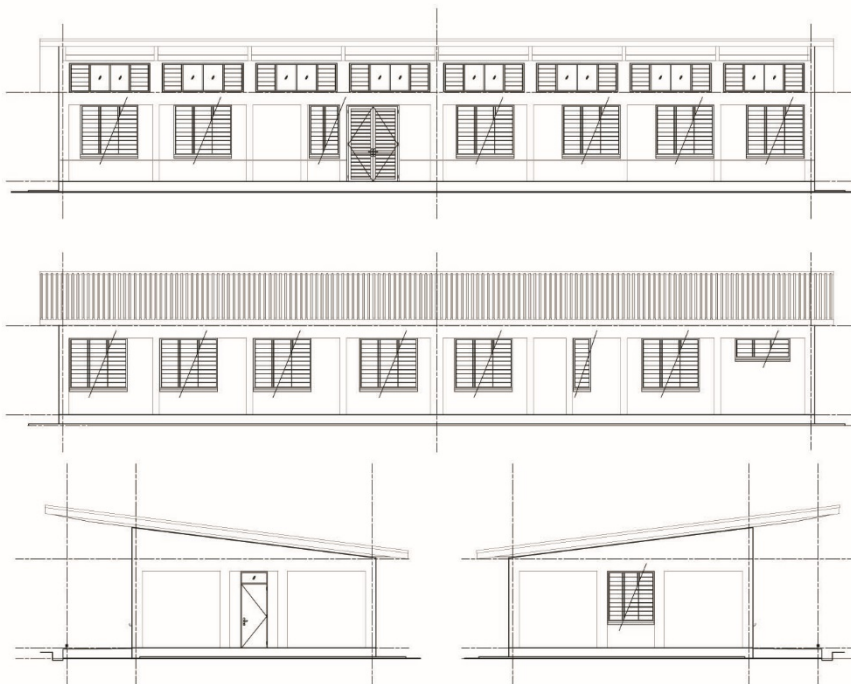
断面図

管理棟 ADM-E2

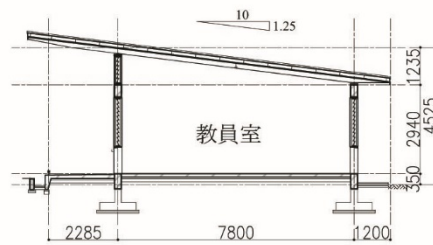




平面図



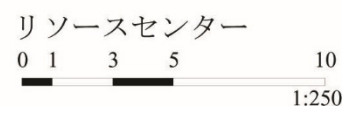
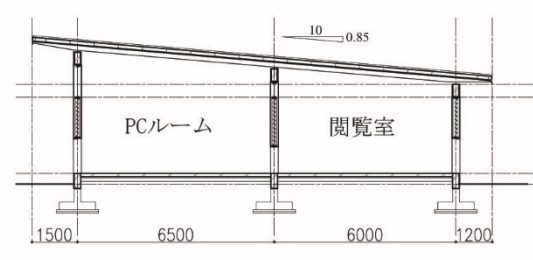
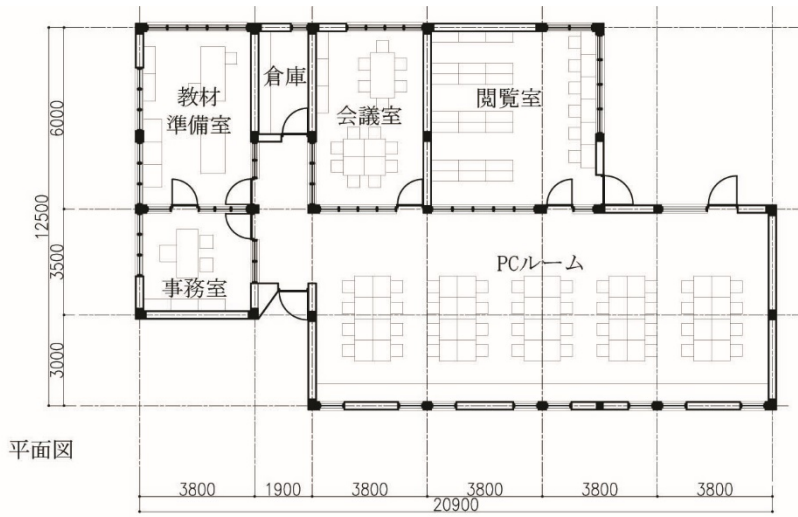
立面図

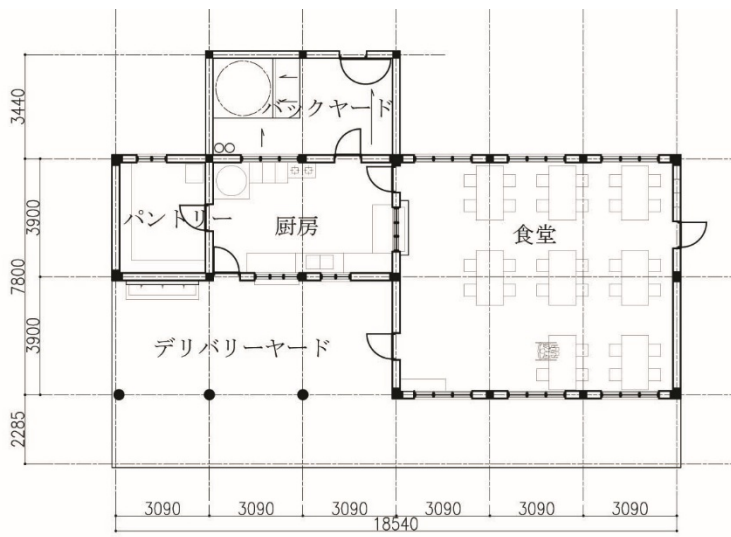


断面図

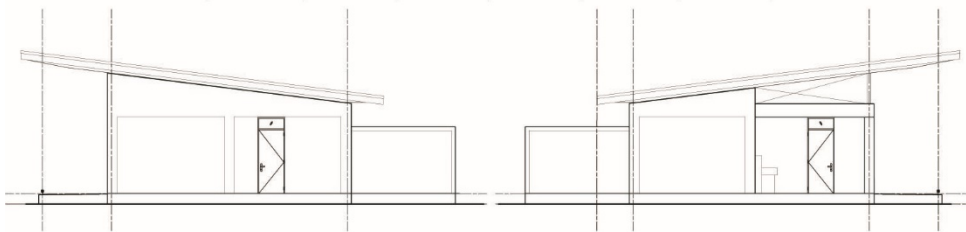
管理棟 ADM-E4



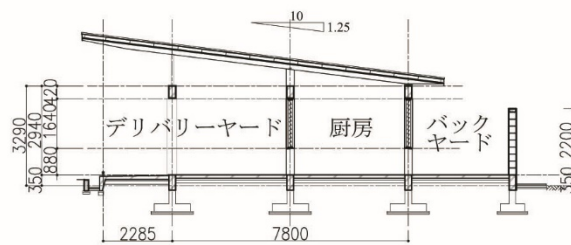




平面図



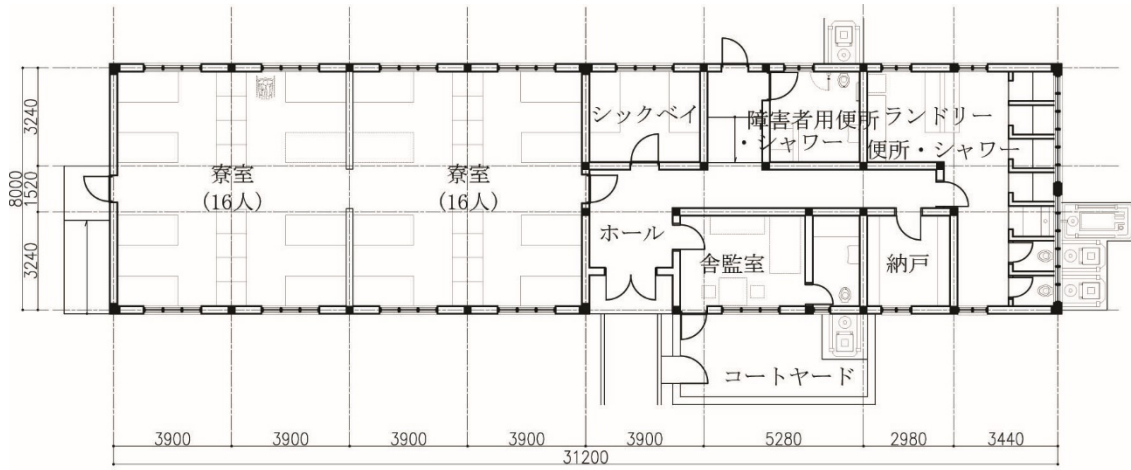
立面図



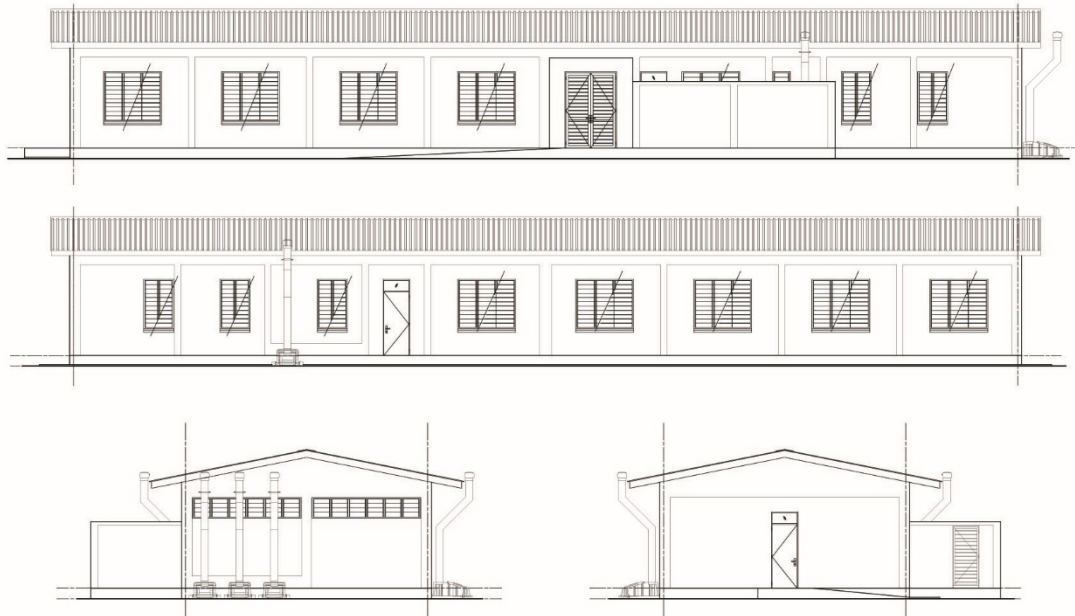
断面図

厨房・食堂 KD

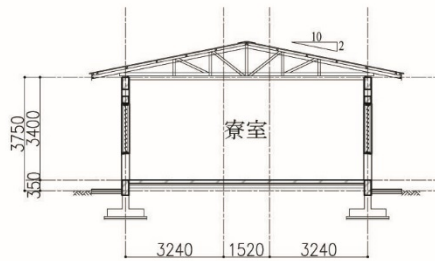




平面図

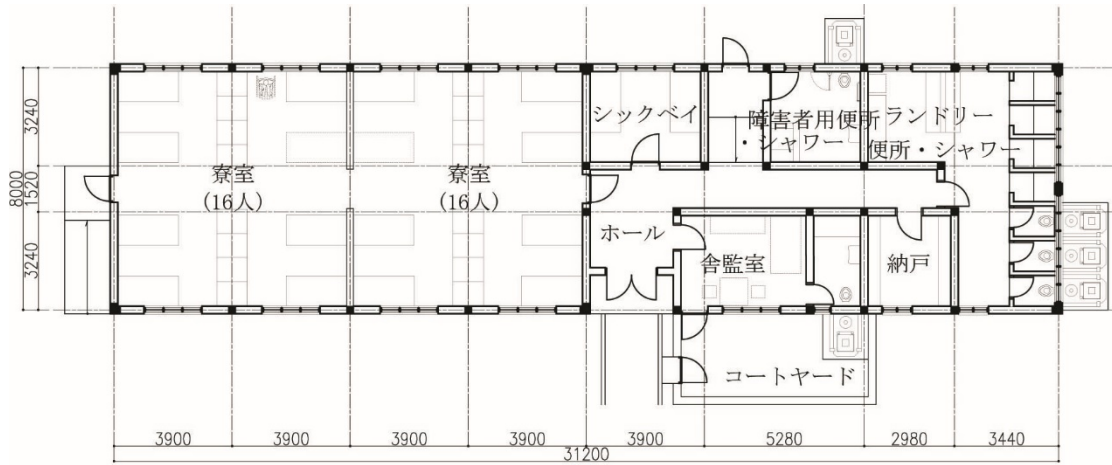


立面図

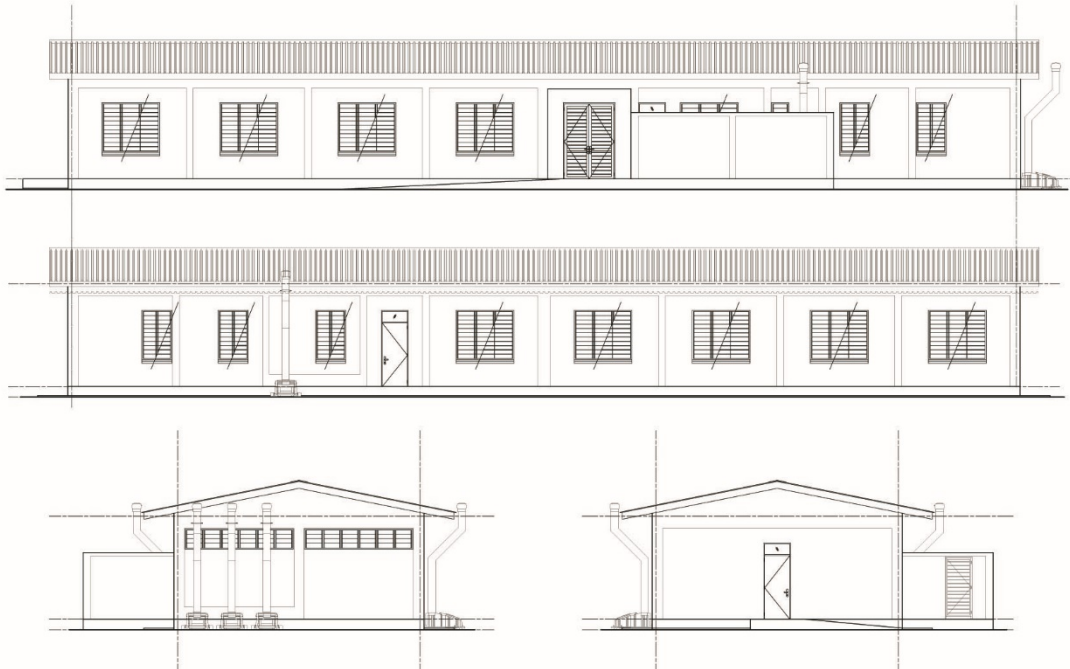


断面図

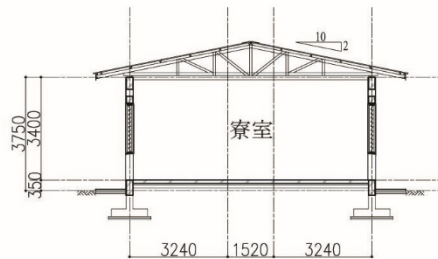




平面図

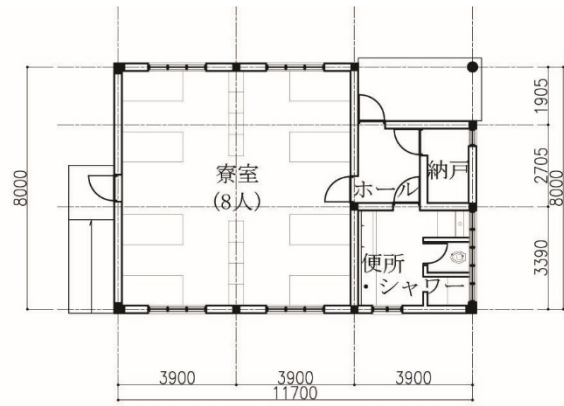


立面図

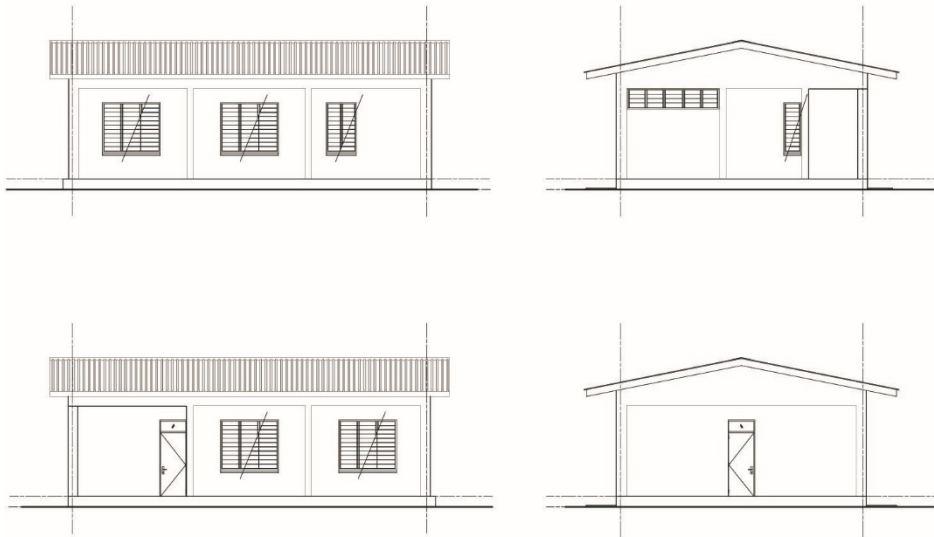


断面図

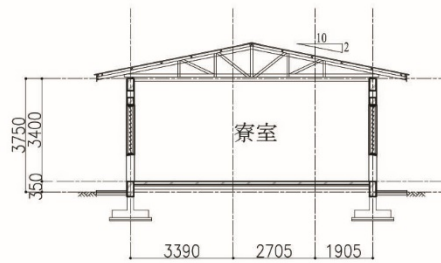




平面図

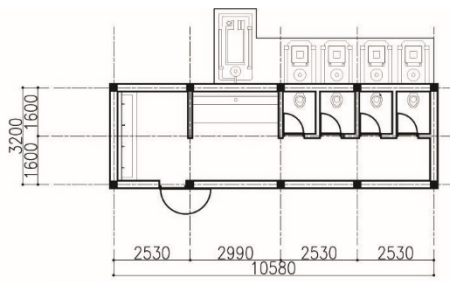


立面図

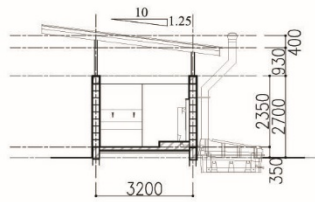


断面図

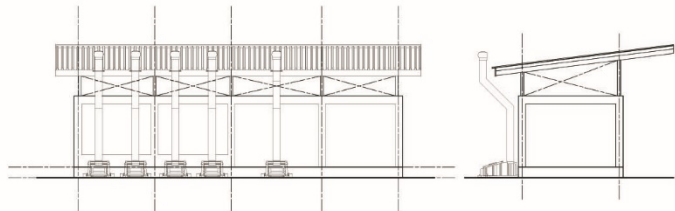
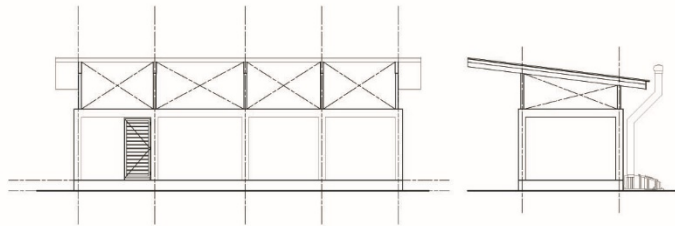




平面图

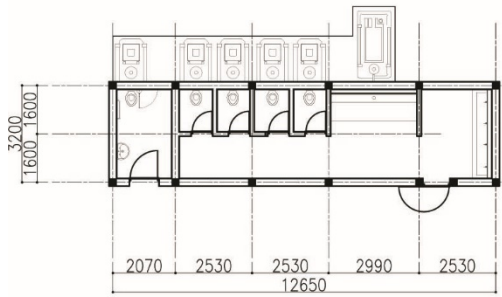


断面图

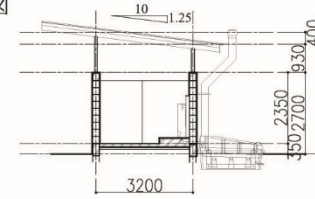


立面图

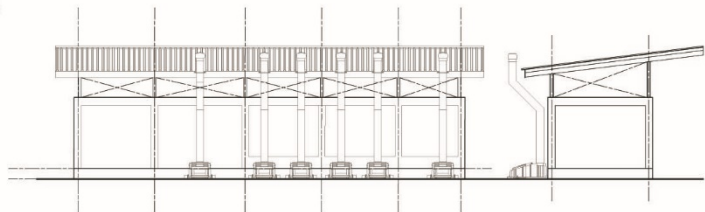
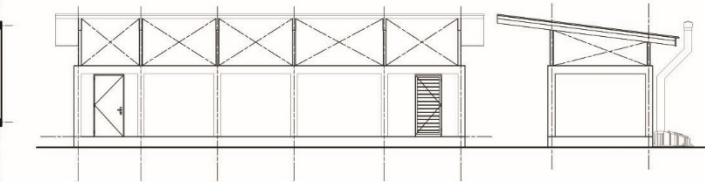
便所棟 TM4



平面图

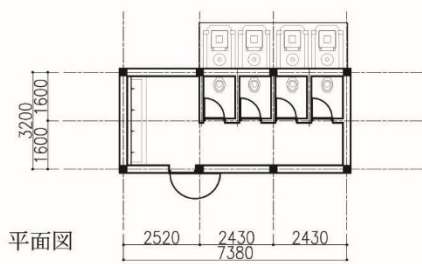


断面图

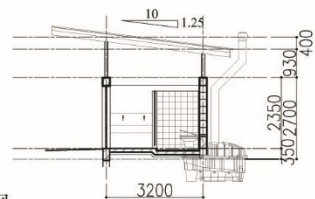


立面图

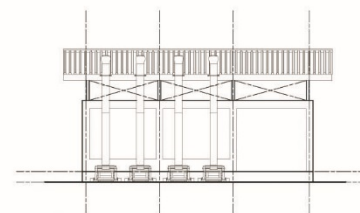
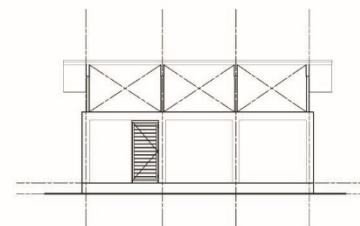
便所棟 TM4D



平面图



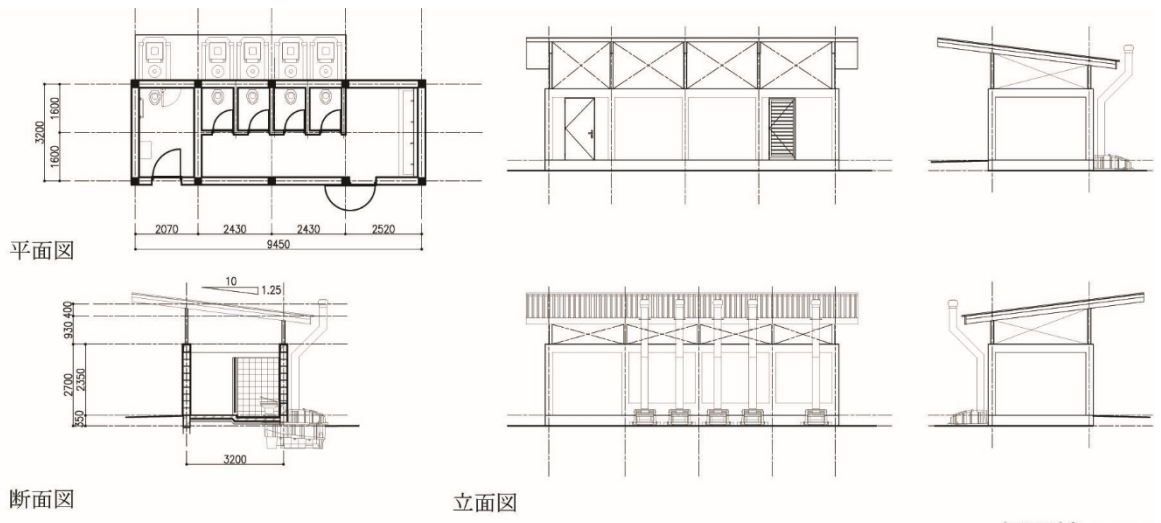
断面图



立面图

便所棟 TF4



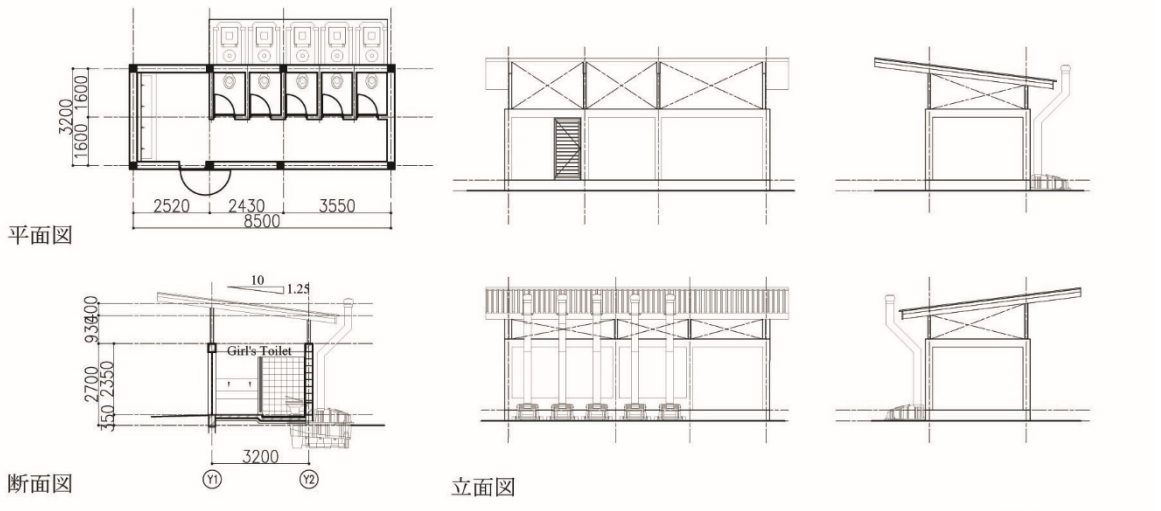


平面図

断面図

立面図

便所棟 TF4D

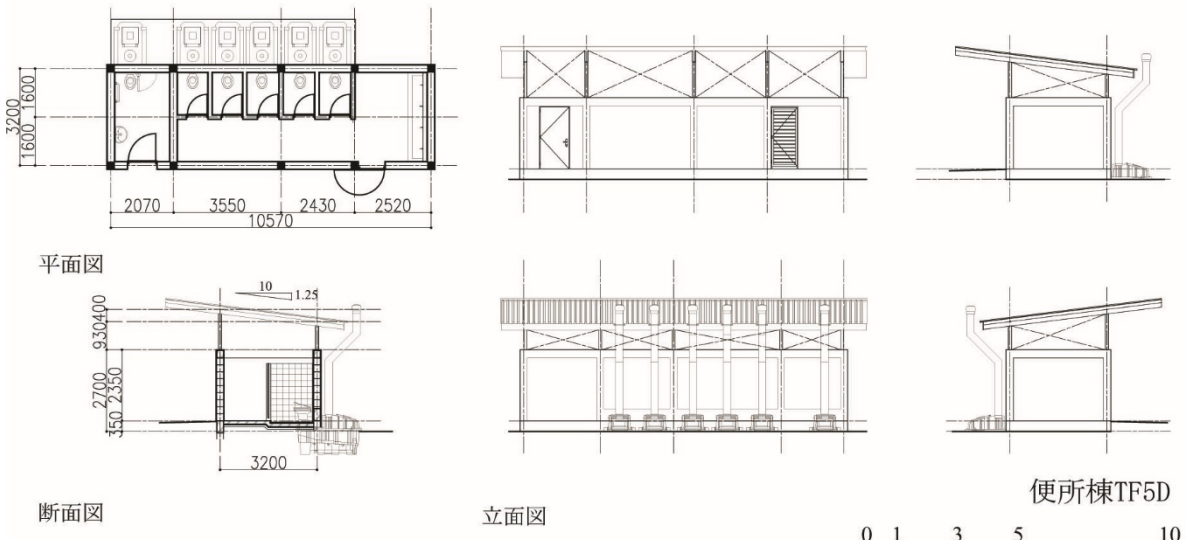


平面図

断面図

立面図

便所棟 TF5



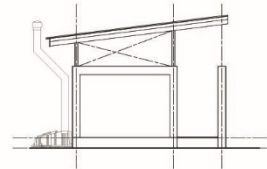
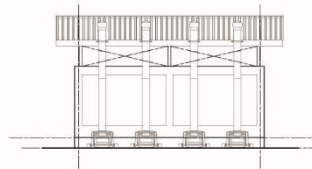
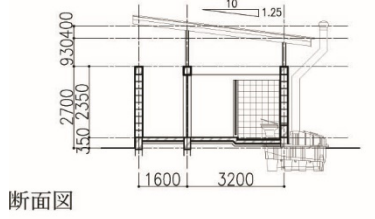
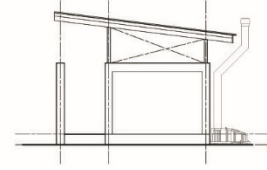
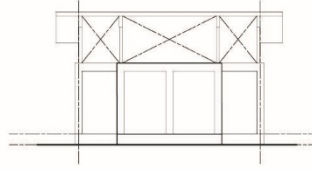
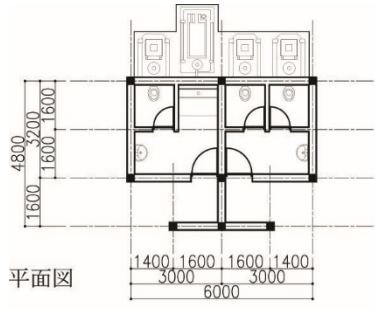
平面図

断面図

立面図

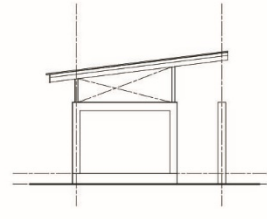
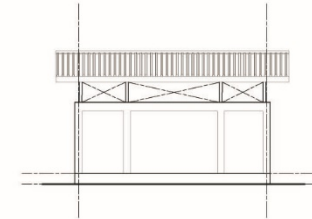
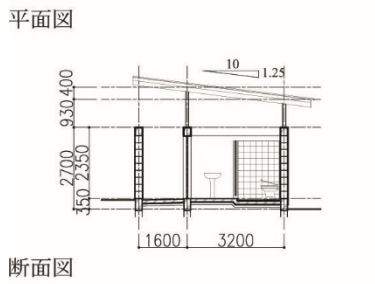
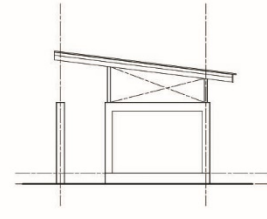
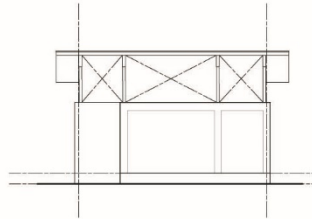
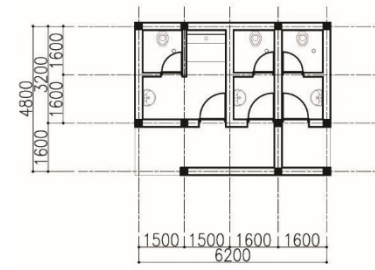
便所棟TF5D





立面図

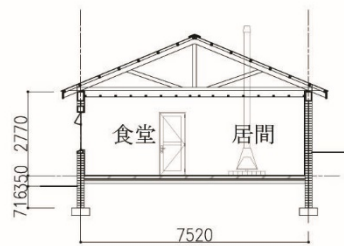
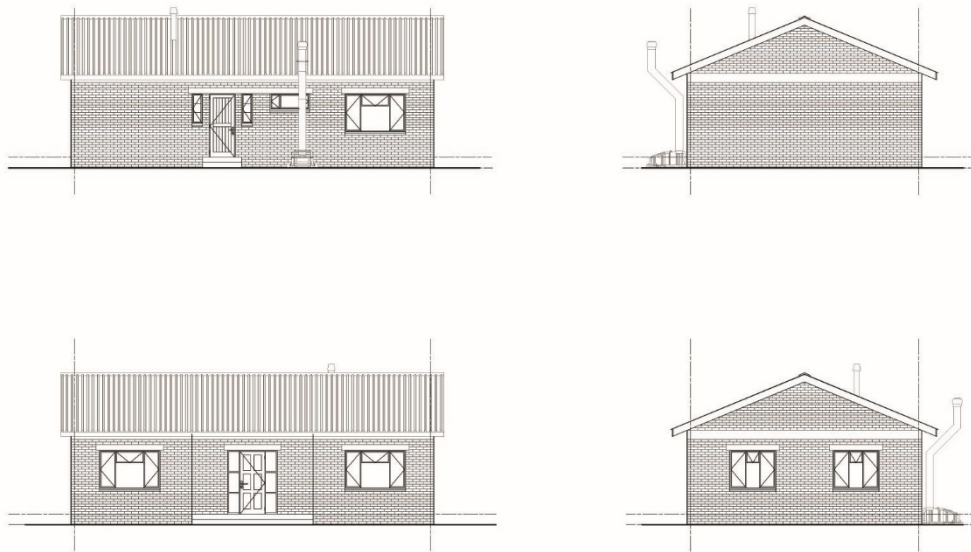
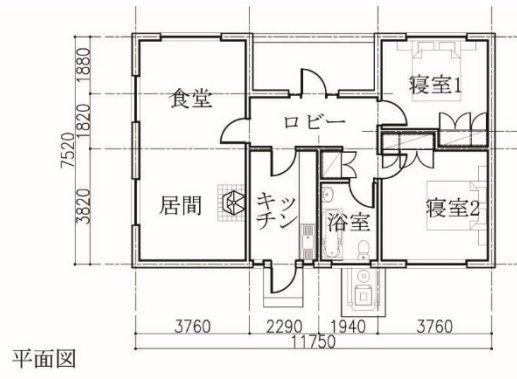
便所棟 TS



立面図

便所棟 TMS





3-2-4 施工計画／調達計画

3-2-4-1 施工方針／調達方針

(1) 事業実施の基本事項

本プロジェクトは、日本国政府の閣議決定を経て、両国政府間で事業実施に係る交換公文（Exchange of the Notes : E/N）が締結され、また「レ」国政府と JICA との間で E/N に基づく贈与契約（Grant Agreement : G/A）が締結された後、日本国政府の無償資金協力の枠組みに従って実施される。その後、「レ」国政府は日本法人のコンサルタント企業と契約を締結し、施設・機材の詳細設計が行われる。詳細設計図面と入札図書の完成後、「レ」国において競争入札が行われ、選定された企業と「レ」国政府間で建設工事・機材調達契約が締結され、同契約に従って施設の建設及び機材の調達が行われる。なお、本プロジェクトでは無償資金協力の原則に従って入札は建設工事と機材調達を分離して行う方針とする。

(2) 事業実施体制

1) 「レ」国側実施体制

本プロジェクト実施にあたっての「レ」国側責任機関は教育訓練省（MoET）、実施機関として事業全体の調整と必要な予算措置を含む運営に当たるのは同省中等教育局（Department of Secondary Education）である。インクルーシブ教育については中等教育局特殊教育ユニット（SEU）が担当する。施設・機材の調達は同省調達ユニット（Procurement Unit: PU）が行い、技術的な業務は教育施設ユニット（Education Facilities Unit: EFU）が担当する。コンサルタントとの設計監理契約、施工業者との建設工事契約、機材調達会社との機材調達・据付工事契約の諸手続きは MoET が契約当事者となる。MoET は「レ」国側負担事項の実施、必要な許認可や関係機関の合意取得等を実施する。また、現地業者からの支払い請求に対し、コンサルタントの支援を受けつつ、JICA に対する支払依頼を行う。

2) 国際協力機構（JICA）

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、「レ」国側機関との間で G/A を締結し、本プロジェクトが日本の無償資金協力の制度に従って適切に実施されるよう実施監理を行う。また、「レ」国実施機関からの支払依頼に応じて贈与実行決裁を行い、日本の銀行に対して支払依頼を行う。

3) コンサルタント

コンサルタントは「レ」国側実施機関との間で締結する設計監理契約に従い、本報告書の内容に基づく施設・機材の詳細設計及び施工・調達監理業務を行う。また、入札図書を作成し、施工・調達会社の選定と建設工事・機材調達契約の締結を支援する。これら業務を効率的に実施するため、コンサルタントは MoET との間に緊密な協力関係を築いて作業を進める他、施工・調達期間中は必要な監理技術者を現地へ派遣する。

4) 施工業者・機材調達業者

施工業者・機材調達業者は MoET と締結する施工・調達契約に則り、契約図書に従って履行期限内に建設工事、機材調達を実施する。

5) 事業実施体制

事業実施段階における各機関の関係と事業推進の体制を次図に示す。

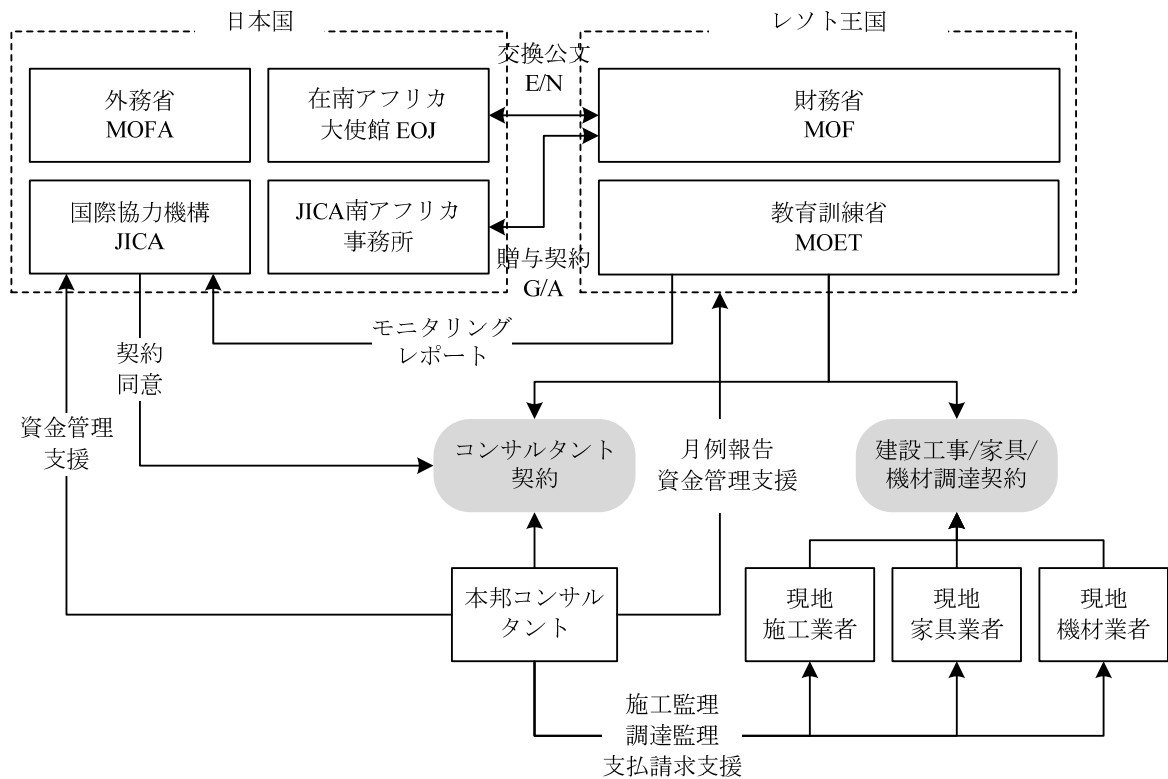


図 3-1 事業実施体制

3-2-4-2 施工上／調達上の留意事項

(1) 免税手続き

本プロジェクトは G/A に則り免税される。免税にかかる先方実施機関は「レ」国歳入庁 (Lesotho Revenue Authority: LRA) であり、課税対象により免税もしくは還付方式がとられる。主たる対象項目にかかる概要は以下の通り。

- 所得税：本邦コンサルタント及び南ア業者は免税、現地国内業者は課税
- 主契約（MOET と本邦コンサルタント、現地建設・調達業者、南ア調達業者）にかかる VAT：免税
- 物品購入等にかかる VAT：対象により免税もしくは還付。免税対象品目については LRA に対する事前申請により発行される免税証明により、非課税（zero-rated）購入が可能。還付対象品目にかかる還付申請は月毎の税務申告を通じて行われる。但し、業者からのヒアリングによれば、還付までに 6 ヶ月程度を要する場合も少なくない。

本プロジェクトの資機材調達先は「レ」国内及び南アを想定しているが、南部アフリカ関税同盟 (Southern African Customs Union: SACU) により、南アからの輸出品は無関税となる。また、「レ」国と南アは二重課税を避けるための Double Tax Agreement を締結しているため、南ア業者

の所得税、VAT は免税される。本邦コンサルタントは LRA に申請することにより、免税・還付を円滑に実施するための TIN コードを取得できる。

(2) 施工業者

現地施工業者は公共事業交通省 (Ministry of Public Works and Transportation) に登録されており、公共工事契約限度額等に拠って下表のように 4 段階にカテゴリー分けされている。

表 3-10 「レ」国登録建設施工業者

カテゴリー	1 件当たりの公共工事契約限度額(概略円換算)	登録業者数
A	2,750,000 Maloti 超 (24.3 百万円超 無制限)	65
B	1,200,001~3,000,000 Maloti (10.6 百万円~26.6 百万円)	225
C	200,001~1,200,000 Maloti (1.8 百万円~10.6 百万円)	444
D	~200,000 Maloti 未満 (1.8 百万円未満)	549

※1 loti=8.85 円で試算 (積算時点の前月末日を起点とする過去 3 ヶ月間の平均レート)

出典：EFU 2015 年

施工業者登録の最上位のカテゴリー A には 65 社が属しているが、同カテゴリーの中における業者間の会社規模、実績、技術力等の差異は大きい。コミュニティ開発支援無償資金協力 (以下コミ開) による前案件の実施状況と本プロジェクトの規模も踏まえながら、適切かつ妥当な基準の下で業者の選定を行う必要がある。

(3) 機材調達に関する留意点

機材調達にあたっては建設工事の工程を勘案して、適切な調達計画を策定する。また設置位置および必要な電源容量等のユーティリティに関しても、予め施設側と摺合せの上、必要に応じ機材仕様書内容に反映する。

3-2-4-3 施工区分／調達・据付区分

日本の無償資金協力で本プロジェクトを実施するに当たり、日本側と「レ」国側の負担工事区分は以下の通りとする。なお、無償資金協力事業における分担事項は表 3-16 による。

(1) 日本国側負担工事

a) 施設建設

- 本報告書に記載された施設の建設
- 上記施設に付帯する電気、防災、給排水衛生設備の整備
- 外構施設 (敷地造成、構内車路・駐車場、屋外通路、雨水・排水処理施設)

b) 家具調達

- 施設用一般家具の調達
- 車椅子用家具の調達
- 厨房用家具 (調理台等) の調達

c) 機材調達

- 一般教育機材の調達・据付
- IE 機材の調達・据付

(2) 「レ」国側負担工事

- 施設建設の障害となる既存構造物等の除去・移設、既存樹木の伐採・伐根
- 給水手段の確保（既存井戸の改修もしくは新設、コミュニティ給水もしくは市水の引込み）と新設受水槽までの引込み
- 電力の新規引込み
- ガスの供給（ガスボンベの設置）
- 日本側負担工事に含まれない家具、什器、備品、消耗品等の整備
- 日本側負担工事に含まれない外構施設（外周塀等）及び植栽の整備
- 工事の実施に必要な許認可の取得

3-2-4-4 入札管理計画

(1) ロット構成

ロット構成は、対象となるサイトの地理的条件、現地企業の能力を考慮した発注規模を設定することを前提とし、以下を基本方針とする。

1) 施設建設

MoETにより実施されている施設建設は、既存校に対する教室棟単体の増築や既存施設の改修等、小規模案件が多い。これに対し、本プロジェクトは延床面積約 6,600m²、最も施設コンポーネントが多いサイトの床面積は約 3,090 m²と大規模になることから、事業リスクを低減し、確実に事業を実施するためには、優良業者の選定がポイントとなる。本プロジェクトの規模、均一な施工品質の確保、施工監理の効率性等を考慮すると、必然的にロット当たりの規模は大きくなり、建設業登録カテゴリーAに属する施工業者が対象となるが、前述の通り、カテゴリーAに属する業者間の会社規模、実績、技術力等の差異が大きいため、適切な入札資格要件を設定する必要がある。

本プロジェクトは、カテゴリーAに属する施工業者の中でも大手業者の参加意欲を高めるため、建設工事の発注規模は2ロットとしてロット当たりの規模を確保するとともに、複数ロットに分割することで、リスクの分散を図る計画とする。尚、これら2ロットの入札は1バッチとして同時に実施する。

表 3-11 建設工事ロット構成

バッチ	ロット	サイト	サイト床面積	ロット床面積	合計
1	1	E1 Abia	2,317.80 m ²	2,966.82m ²	6,636.45 m ²
		E3 Mt.Royal	649.02 m ²		
	2	E2 Motsekuoa	3,087.02 m ²	3,669.63 m ²	
		E4 St Catherine's	582.61 m ²		

2) 家具調達

家具調達は、家具業者の能力を考慮するとともに、各サイトにおける品質の均一化及びスケールメリットによる価格競争を図るため、4サイトを1ロットとして計画する。尚、「レ」国では自社工場で家具製作を実施する業者は限られているため、競争性確保の観点から、南アの工場を通じて家具を調達する代理店も含む計画とする。

3) 機材調達

「レ」国には本プロジェクトの機材調達入札に応札できる総合商社的な業者は皆無であることを確認している。そのため、インクルーシブ関連機材、PC 関連機材などの機材グループ毎に5つのロットに分割して実施することにより、競争性を確保する計画とする。

(2) 「レ」国における入札

「レ」国の調達は Procurement Laws and Regulations (2007) の規定に基づいて行われる。従来 of MoET 管轄プロジェクトでは一般公開入札が一般的であり、PQ を実施した経験はない。小規模案件が多いことから、公示から開札まで通常6週間である。公示は6週間の期間中、毎日新聞に掲載され、参加者は入札図書を300LSLで購入できる。入札図書はPUとEFUが準備する。公示から2週間後に説明会 (Pre-Bids) が開かれ、事業者からの説明を行うと共に、口頭での質疑応答が行われる。書面による質疑応答は無い。参加者は6週間の期間中に応札書を指定された入札箱に投入し、公開開札される。入札評価メンバーはPUの長である調達マネージャー (Procurement Manager) が指名する。通常は調達事務官 (PU) 2名、QS (EFU) 2名、財務事務官 (Finance of Administration/MoET) 1名であり (奇数が原則)、通常、技術者が直接メンバーとして評価に関わることは無い。評価結果は調達マネージャーが審査・承認後、入札評議会 (Tender Panel) に送付される。入札評議会は常設されており、メンバーは Deputy PS、Regional Inspector (South Region)、Director of Human resources、Secretary general of UNESCO、General Administration Officer である。PU マネージャーが秘書役を務める。

物品調達にかかる国際入札の場合、現地サプライヤーは国外サプライヤーに対し、ローカルの出資比率に応じて優遇措置 (Margin of Preference) が取られる。出資比率51%以上の場合は応札金額×15%のアドバンテージが与えられる。

(3) 本プロジェクトにおける入札計画

本プロジェクトの入札は MoET による標準的な手順・条件を勘案しつつ、JICA 調達ガイドライン (施設・機材調達方式 (現地企業活用型)) に則って実施する。

1) 施設建設

対象業者を公共事業交通省の登録カテゴリ-Aに限定して、MoETの一般的な入札方法に準じ、入札参加資格制限付き一般競争入札を採用する。但し、同カテゴリに属する業者間の規模・能力等に差異が大きいことを踏まえて、事前資格審査 (PQ) を実施する。その上で、審査に合格した施工業者に対して図渡しを行い、価格競争を主体とする入札を実施する。PQの評価基準は、現地で一般的に実施されている技術評価の内容に加え、過去5年間の売上高や、最大売上高から

応札時点の手持ち工事量を差し引いた応札許容力（Bid capacity）等を評価する。これら評価基準の詳細については、詳細設計業務の期間を通じてPU、EFUと密接な連携を図りながら決定する。さらに、書類審査で絞られた施工業者に対して、類似案件の実施状況の調査等に係る現地審査を行い、確実な事業実施が可能となるよう優良業者の選定に努める。尚、コンサルタントは入札評価チームの一員として、PU、EFUと協働して入札評価に従事する。

本プロジェクトの施工規模を勘案し、入札に係る入札公示から業者契約までの所要期間は次表を想定する。

表 3-12 本プロジェクト入札所要期間

内容	所要期間	備考
PQ 公示～応募締切	2 週間	現地標準に準ずる
PQ 書類審査	1 週間	
現地審査	2 週間	
PQ 評価報告書作成	1 週間	
入札評議会による承認	1 週間	
PQ 結果通知、異議申し立て期間	1 週間	
PQ 合格者への図渡し～開札	6 週間	施設規模、BoQ の内容に対して正確な値入りに要する必要な期間
入札評価報告書作成	2 週間	
入札評議会による承認	1 週間	
結果通知、異議申し立て	1 週間	
業者契約、履行保証等必要書類の提出	2 週間	
合計	20 週間	

2) 家具調達

MoET が実施する教育家具の調達実績を踏まえながら、入札参加資格制限付き国内一般競争入札を実施する。全サイトの家具を一括して調達する計画であるため、製作・調達能力と技術力を慎重に審査し、類似プロジェクトの内容・規模の家具調達実績を重視した資格要件を設定する。尚、家具の発注内容は、施設建設の入札結果により数量の減が発生する可能性も踏まえ、施設建設の入札結果が判明した後、第2バッチとして入札に着手する。

3) 機材調達

MoET が実施する機材調達実績に倣い、一般競争入札を実施する。但し、一部のインクルーシブ関連機材については「レ」国内にメーカー代理店が存在しない、あるいは代理店数が限られているために公正な入札が確保されない恐れがある。「レ」国の他に、南アもしくは南部アフリカ関税同盟加盟国を含める等の入札条件を今後検討する。施設・家具とは切り離して第3バッチとして実施する。

3-2-4-5 施工監理計画／調達監理計画

(1) 施工・調達監理の基本方針

コンサルタントは日本国の無償資金協力の枠組みと概略設計の主旨を十分踏まえ、詳細設計から入札業務、施工・調達監理、引渡しへと一貫した業務の実施を図る。施工・調達監理に当たっては両国政府機関への密接な連絡・報告を行い、施工・調達関係者に対して迅速かつ適切な助言を行って、契約図書に基づく所定品質の施設・機材を遅滞無く完成させるよう監理を行う。

(2) 入札支援業務

コンサルタントは「レ」国実施機関が主体となって実施する入札業務の支援を行う。尚、本プロジェクトの調達は JICA のガイドラインに従って実施されるため、「レ」国で実施されている調達内容、手順とは異なる。したがって、同ガイドラインに対する関係機関の理解を深め、円滑な入札実施のための調整を行う必要がある。また、入札評価に当たっては、コンサルタントは入札評価チームのメンバーとなり、PU、EFU と協働して評価業務を実施する。

(3) 施工監理の体制と業務内容

プロジェクト全体の進捗管理と施工監理業務、及び「レ」国実施機関に対する資金管理支援業務を適切に実施するため、コンサルタントは本邦建築技術者 1 名を常駐監理者として施工・調達の全期間に亘り「レ」国へ派遣し、必要となる現地技術スタッフを配置して以下の業務を行う。

- 施工監理標準書類の作成：異なるサイト及び現地監理技術者による施工監理業務の質を確保し、業務の統一化を図るため、施工監理のポイントを取りまとめたチェックリスト及び各種試験・検査結果報告書、定例報告書の統一フォームを作成する。
- 施工計画等の承認：施工業者から提出される施工計画書、工程表、サンプル等を確認し、遅滞なく承認する。また、契約書に係る疑義が生じた場合には、速やかに施工業者への説明を行う。
- サイト施工監理：各サイトにサイト監理技術者を常駐させ、上述施工監理フォームに従い工事の品質確保、工程遵守、安全確保に関する検査を行う。また、総括監理者は定期的に全サイトを巡回して施工監理の状況を監督する。また、不具合や遅延のある場合には、業者への改善指示、指導等の適切な措置を取る。
- 巡回管理：邦人技術者は拠点都市に事務所を置いて定期的に全サイトを巡回し、プロジェクト全体の進捗を管理するとともに、サイト毎に統一された施工品質の確保を図る。
- スポット施工監理：構造及び設備等の専門領域について、各サイトの工事の進捗を見ながら邦人専門技術者をスポットで派遣し、サイト常駐監理者への助言、検査、試運転等の実施立会いを行う。
- 品質管理試験：工事の品質に大きく影響する使用材料の試験を実施し、品質の確認を行う。尚、試験頻度が高いコンクリートの圧縮試験は、コンサルタント事務所内に設置するラボにて行う。

- 会議の開催：施工業者との定例打合せを開催して、工事の進捗と工程の確認を行うとともに、「レ」国実施機関及び関係機関を交えた定例会議を開催し、工事状況の報告を行う。また、必要に応じて、「レ」国実施機関、JICA、施工業者及びコンサルタントにより構成される工事進捗・品質管理会議を開催し、工事中に発生した諸問題に対する共有、解決策を検討する。
- 支払い支援：施工業者からの支払請求の内容を査定し、証明書を発行するとともに、「レ」国実施機関が JICA に対して行う支払依頼手続きを支援する。
- 報告書作成等：工事の進捗に係る月例報告書の他、必要となる報告書を作成し、「レ」国実施機関及び JICA に提出する。
- 竣工検査：工事完了時に竣工検査を実施し、結果を関係機関に報告する。
- 瑕疵検査：瑕疵保証期間満了時に瑕疵検査、瑕疵是正工事の監理及び確認検査を実施し、検査結果を関係機関に報告する。

上記の施工監理を実施するため、コンサルタントは以下の施工監理体制を構築する。

- 施工監理拠点：各サイトへのアクセスを考慮するとともに、「レ」国実施機関との連絡、調整に有利な首都マセルに施工監理事務所を設置し、直備の現地技術者の活動拠点とする。
- サイト監理チーム：各サイトに 1 名のサイト監理者を配置することを基本とし、専門性が要求される設備技術者（電気及び機械各 1 名）が巡回監理を実施し、工事進捗の確認と施工品質の確保を図る。また、毎月の出来高査定のための QS を 1 名配置する。
- 本社支援体制：邦人コンサルタントは業務主任者を中心に、各専門領域でプロジェクト担当者を配し、常駐監理者を支援する体制を確立する。また、着工時、中間時、竣工時に、工事の進捗に対応して適切な分野の技術者をスポットで派遣し、主要な検査等への立会いを行う。

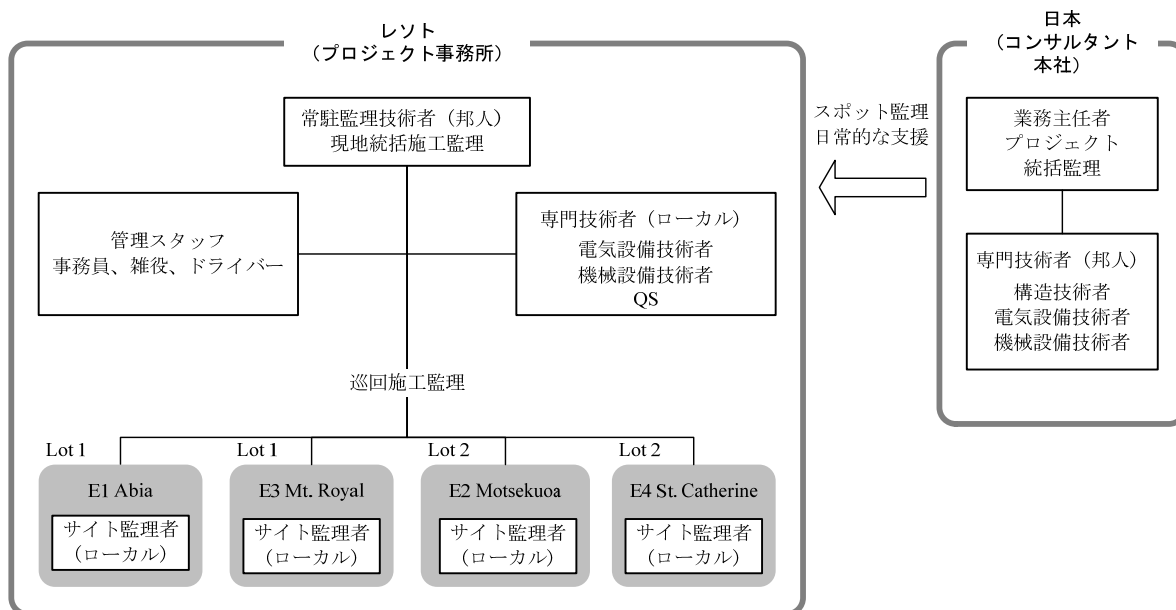


図 3-2 施工監理体制

(4) 機材調達監理の体制と業務内容

コンサルタントは据付工事、初期操作指導、運用指導の完了後、調達業者による機材の検収及び「レ」国への引渡しに立会う。検収においては契約書に示された内容とモデル名、原産国(地)、メーカー名、ODA ステッカー貼付けの有無、外観等を確認する。

機材の調達監理は、据付工事から検収・引渡しまでの期間、調達監理技術者 1 名を派遣して調達監理を行う体制とする。

3-2-4-6 品質管理計画

本プロジェクトの主要施設は鉄筋コンクリートを主体構造とする鉄骨小屋組による平屋建て施設である。品質管理においては耐久性等の基本性能に大きな影響を及ぼす構造躯体（鉄筋/鉄骨/コンクリート工事）と建物が機能する上で必須となる建築設備に重点を置いて、下表に従い監理を行う計画とする。尚、材料規格や試験方法は SANS を参照する。

表 3-13 品質管理項目

項目	方法
地盤	<ul style="list-style-type: none"> 基礎掘削後に床付け面の地盤を目視にて確認し、試験結果を確認する。 全 4 サイトで載荷試験による確認を行う。
建物位置	<ul style="list-style-type: none"> 測量機器を用いてベンチマークの設定と建物位置の縄張りを行い、関係者立会の下で確認する。
鉄筋	<ul style="list-style-type: none"> 納入元・種類毎にミルシートによる材料品質確認を行うとともに、公的試験所において鉄筋径毎に 1 回の引っ張り試験を実施する。
鉄骨	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨加工場は品質確保の観点から慎重に選定し、製作図確認、製作・加工、防錆処理、製品検査までを一貫して行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製作鉄骨は原寸検査、製品検査の2度の工場立会い検査を実施する。
配筋検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート打設前に配筋検査を行い、数量・位置・精度、継手と定着長さ、スパーサーの設置状況を確認する。
セメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造メーカーからの試験結果報告書を入手して材料品質を確認する。 ・ 現場に保管する場合は湿気による硬化を防ぐよう適切な保管環境・積み上げバッグ数を指導する。
骨材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的試験所にて質量、粒度分布、吸水率などに関する試験を1回実施する。 ・ 搬入毎に目視にて最大粒径、シルト含有量、含水量等を確認する。
コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 練り混ぜ水の水質検査を実施し、品質に問題がないことを確認する。 ・ 標準配合による容積調合を基本とし、また、試験練りにより28日所定強度を確認する。 ・ 水分量はスランプ試験を実施して決定し、仕様書に定める最大値以下で管理する。 ・ 建物毎に1棟当たり4回程度を目安に圧縮強度試験を実施し、コンクリートの品質を確認する。
煉瓦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧縮強度試験にて所要強度を確認する。 ・ 最大積み上げ高1.2mとし、シート掛けで保管を行う。

3-2-4-7 資機材等調達計画

(1) 施設

本プロジェクトの施設建設で使用される建設資機材は、現地の一般的な仕様・規格に準じたもので、ほとんどが現地の施設建設等に一般に用いられる汎用材である。「レ」国内で生産される主要資材は、セメント、骨材、コンクリートブロック等の二次製品であり、その他の主要資材（鋼材、木材、建築用仕上げ材、設備、電気資機材等）の大半は南アからの輸入品である。ただし、南アとの物理的・時間的な距離が近いこと、また関税同盟を締結していることから、南ア製品は国内調達と同様に容易に調達することが可能である。実際に施工業者が直接南アから資材を調達するケースも多く、「レ」国に存在する大手サプライヤーは、南ア資本の企業である。以下に主な建設資材の生産地と概要を示す。

表 3-14 主要建設資材の調達先

資材名		現地調達		第三国 調達	概要
		国産品	輸入品		
建築 資材	仮設材		○	○	足場材は南ア製の資材を各施工業者が保有している
	砂	○			各サイト近郊で川砂または砕砂の調達が可能であるが、良品質のものは限定される
	骨材	○			主にモリジャ地区の採石場にて調達が可能
	セメント	○			普通ポルトランド・セメント(CEM-II 32.5, 42.5)が調達可能
	生コン	○			マセル市内及びマソウェ地区にプラントが存在する。また、大手施工業者が自社保有する簡易プラントも存在する。サイトへの輸送及び打設完了までの所要時間とSANS基準を比較して採否を検討する
	焼成レンガ	○			国内の大規模工場から調達が可能
	木材		○	○	国内で木材を扱う業者が限られているため、大規模工事の

				場合、南アから直接輸入する方が有利
	型枠用合板		○ ○	国内で輸入品を調達可能であるが、大規模工事の場合、南アから直接輸入する方が有利
	鉄筋		○	異形鉄筋(SABS 準拠品)が調達可能
	鉄骨		○	原材料は南アからの輸入品となるが、加工場は複数社存在する。また大手施工業者は自社で加工場を保有している
	鋼製屋根材		○	南アからの輸入品が広く流通している
	鋼製建具		○	スチール、アルミとも輸入品が流通しており、いずれも一般に広く見られる。但し、大規模な鋼製建具工場は存在せず、大手施工業者の場合は自社製作している。サンプル承認時の品質確認に留意する必要がある。
	木製建具		○ ○	南アの既製品が広く流通しており、木製建具を専門に製作する工場はほとんど無い。南アの建具工場からの輸入が基本となる
	セメント製品	○		コンクリートブロック、縁石、平板タイル等のコンクリート二次製品は、高い品質の製品が現地調達可能、
	磁器タイル		○	南アからの輸入品が国内流通している
	塗料		○	南ア等の塗料メーカーの代理店があり、調合・販売している
	金物類		○	建具金物は欧州製・南ア製等輸入品が広く国内流通している
	ボード類		○	南ア製等輸入品の石こうボード、岩綿吸音板などが流通している
	家具、造作類		○	国内に複数の家具製作工場が存在する
設備 資材	衛生陶器・水栓類		○ ○	南ア製等輸入品が国内流通している。大規模工事の場合、施工業者が南アから直接調達するケースも多い
	配管材、ポンプ		○ ○	
	電線、ケーブル類		○ ○	
	照明器具、コンセント、スイッチ類		○ ○	
	盤類			○

(2) 機材

大半の機材は「レ」国内で調達可能である。但し、一部インクルーシブ関連機材等については南アからの調達を想定する。コンサルタントは MoET の各機材管理担当者に対して、本プロジェクトで調達される全ての機材について、引渡し時に操作方法と保守管理方法（日常点検、清掃・調整、軽微な故障に対する対応等）にかかる確認及び指導を行う。

3-2-4-8 ソフトコンポーネント

(1) 背景と目的

「レ」国では歴史的に教会系団体を運営母体とする学校が主導して IE・SNE を担ってきたことから、IE・SNE に関して政府の統率力が弱く、本プロジェクトの対象校は独自の努力と時折行われるドナーからの支援により、重度障害児も受け入れながらインクルーシブ教育を実施してきた。このため、これら対象校の教員は少数の例外を除いて専門の訓練を受けておらず、IE・SNE にかかる知識が不足している。加えて、各学校運営の責任を担う学校委員会もインクルーシブ校

運営にかかる認識・知見が不足しており、IE 環境向上のための活動が行われていないのが実状である。かかる状況を踏まえて、対象校の IE 実践能力・指導能力を高めることにより、本プロジェクトの効果を最大限に生かすと共に、効果の持続を確保することを目的としてソフトコンポーネントによる支援を実施する。

(2) 目標と成果

目標：計画対象校におけるインクルーシブ教育体制が強化される

成果-1：対象校教員の IE 関連知識・技術が向上する

成果-2：対象校の IE 校としての基本的な運営方針が明確になる

(3) 活動計画

活動の基本方針を以下に示す。

- 研修の主対象は対象校の教員および学校運営者（学校委員会構成員）とする。ただし、実施にはできる限り教育訓練省の職員の参加を促し、彼らの指導力および関係者間の協力体制の強化を図る。
- 研修はすべて学校ごとに行う。これは各学校が個別の障害に特化しており課題や必要な技術、支援機材が異なることに加え、適正な人数で、学校固有の環境や状況に効果的に対応した研修を行うためである。また、参加者の宿泊費の支出も抑えられる。
- 研修資料は、「レ」国の IE マニュアルおよび現在策定中の IE 政策を可能な部分は活用し、国の政策との整合性を担保する。

ソフトコンポーネントは、「1、初期研修」、「2、メンタリングとサポート」、「3、フォローアップ研修」の3段階にわたって行われる。下の表に活動の概要をまとめる。

表 3-15 主要活動内容

活動	対象	内容	日数 (各学校)
初期研修	教員および学校運営者(学校委員会構成員)	研修の導入として、IE の概要の理解および IE 校の基本方針を協議する。議論は「IE 校としての学校開発計画」や「IE 校としての学校パンフレット」という形で適宜記録していく。	2日間
	教員	より具体的な、教員が直面する課題に対応した研修を実施する。学校の課題に特化した研修内容とする。	3日間
メンタリングとサポート	教員および学校運営者	研修で学習した内容を学校運営や授業で実践するに際し、新たな課題や疑問が生まれることが想定される。このため、初期研修の受講者である、教員と学校運営者に対し、それぞれの課題に応じたメンタリングとサポートを行う。	1日
フォローアップ研修	教員	振り返り、更なるスキルアップ、今後の計画の3部で構成される。更なるスキルアップについては、初期研修およびメンタリングを通して明らかになった課題に関する IE 実践能力の強化を目的として行われる。この時点までに本計画から支援された施設・機材について、IE 実践に活用するための知識、調整等の技術も含まれる。	2日間
	学校運営者	振り返り、更なるスキルアップ、今後の計画の3部で構成される。IE 校運営のリーダーシップをとるための基礎知識・技術に関する研修を行う。	1日間

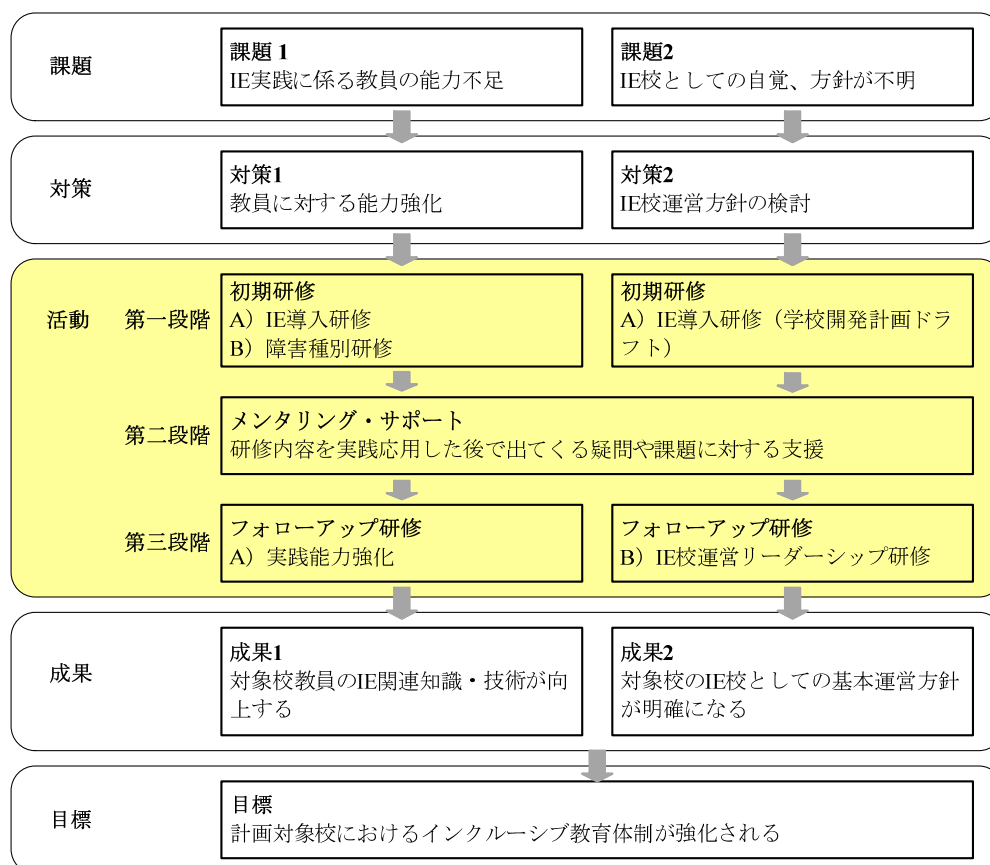


図 3-3 ソフトコンポーネント実施体系

3-2-4-9 実施工程

日本国政府の無償資金協力により本プロジェクトが実施される場合、両国間での交換公文(E/N)と贈与契約(G/A)の署名後に以下の段階を経て事業が実施される。

- 詳細設計・入札図書作成・承認（約 6.5 カ月）**
 コンサルタントは「レ」国実施機関との間で設計監理契約を締結し、本概略設計の内容に基づいて詳細設計図面と入札図書を作成する。また、詳細設計の内容に基づき詳細積算を行って JICA の確認を得る。コンサルタント契約時、積算開始時及び業務完了時に現地調査による「レ」国関係機関との打合せを行い、最終成果品の承認を得て詳細設計業務を完了する。詳細設計業務に要する期間は約 6.5 カ月である。
- 入札（約 5 カ月）**
 「レ」国実施機関による入札図書承認後、実施機関は入札を実施し、コンサルタントはこれを支援する。PQ の公告から契約締結までの所要期間は約 5 カ月である。
- 施工・調達（約 18 カ月）**
 工事契約書に署名後、JICA の認証を得て、請負業者は建設工事及び機材調達に着手する。本プロジェクトの施設規模と現地建設労務事情より、建設工事および機材調達・据付に必

要な期間は、約 18 カ月と判断される。これには順調な資機材の調達と、「レ」国関係機関の迅速な諸手続きや審査、円滑な「レ」国側負担工事の実施が前提となる。

以上を取り纏めた概略の事業実施工程を次表に示す。G/A 締結から工事完了までの事業実施期間は 30 カ月と見込まれる。

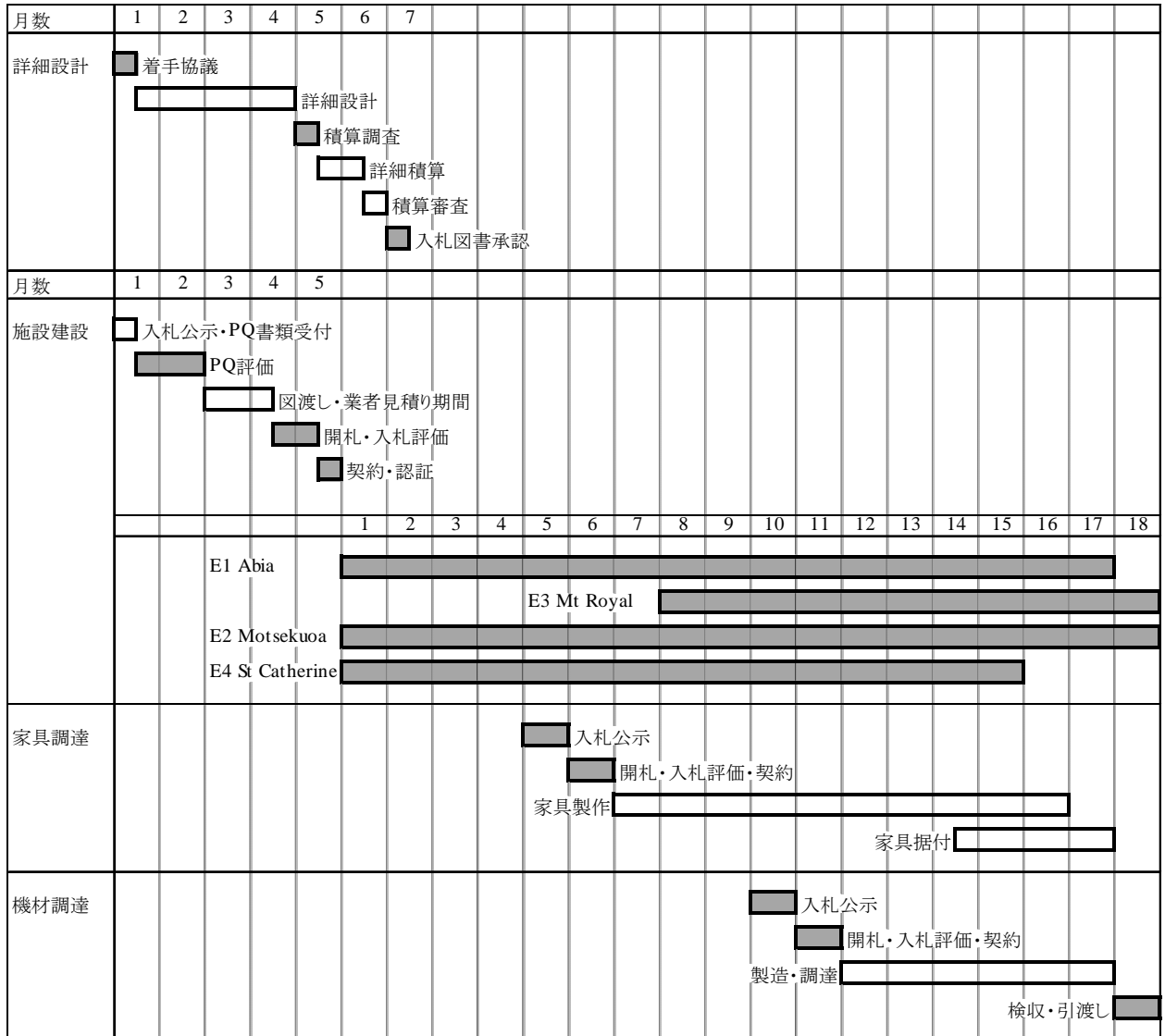


図 3-4 事業実施工程表

3-3 相手国側負担事業の概要

本プロジェクト実施に係る「レ」国側負担事項は以下の通りである。

表 3-16 「レ」国負担事項

	内容	想定時期または期限
1	カウンタープロジェクト予算（2017年度）の確保	2016-2017年
詳細設計・入札		
1	コンサルタント契約	G/A 締結後速やかに（2018年9月）
2	銀行取極め（B/A）	
3	コンサルタント契約に係る支払授權書（A/P）の発行	コンサルタント契約後2週間
4	支払いに係る銀行手数料の負担	支払い請求毎
5	カウンタープロジェクト予算（2018年度）の申請	2017年10月
6	入札図書の承認	2019年3月
7	入札に係る事前資格審査結果の承認	2019年5月
8	建設許可の取得	2019年3月
9	サイト内障害物の撤去	工事契約まで（2019年7月）
10	施工・調達契約	2019年7月
施工期間中		
1	工事・調達契約に係る支払授權書（A/P）の発行	工事契約後2週間（2019年8月）
2	支払いに係る銀行手数料の負担	支払い請求毎
3	本プロジェクトのために就労する日本人及び第三人に対する入国ビザ及び滞在許可の取得支援	工事・調達契約締結後速やかに（2019年8月）
4	本プロジェクトのために第三国（SACU域外）から輸入される製品の通関手続きの実施、免税	契約者からの要請の都度
5	本プロジェクトのために「レ」国内で調達される製品、サービスに対する付加価値税の免税	契約者からの要請の都度
6	給水手段の確保・受水槽までの接続	竣工検査まで（2020年10月）
7	電力の引込み、契約	竣工検査まで（2020年10月）
8	ガスボンベの調達、接続	竣工検査まで（2020年10月）
引き渡し後		
1	本プロジェクトに含まれない家具、事務用品、備品などの調達	施設引渡し後速やかに
2	外周塀補修、サイト内の植栽整備	

免税を含む「レ」国側負担事項の実施は、本プロジェクトの実施機関である MoET が全体を統括して執り行う。許認可等の手続き事項も MoET が窓口となり、関係機関との連携を図りながら、負担事項の実施を担当する。

3-4 プロジェクトの運営・維持管理計画

(1) 運営・維持管理体制

中等教育レベルの運営管理は MoET 中等教育局が管轄し、各対象中等学校は本省視学官と県教育事務所に配置される中等教育地域視学官及び特別支援教育（SEN）地域視学官が担当して行う。個々の学校運営は学校長の下に教職員が配され、一定の独自性に基づいて実施される。学校運営・維持管理にかかる重要事項は、学校長、地域代表、父母代表、教員代表等をメンバーとする学校委員会（School Board）の下で決定される。

(2) 運営・維持管理予算

「レ」国の中等学校における学校予算は政府からの直接支給はなく、学校が学費を生徒から直接徴収し、そのうちの一部（生徒一人あたり 25 マロチ）を政府に拠出、残りが学校の予算となる。学校はこれを学校委員会の承認のもと独自に運用し、会計監査も毎年行う。政府へは毎年行われる学校統計報告書内に前年度会計報告が含まれる。公立中等学校の学費は政府からの指針があり、上限がきめられているが、これは学校の種類によって異なる。調査時の中等学校学費上限一覧を下表に示す。政府運営普通校の学費より、教会立やコミュニティ立等のその他公立の学費が 300 マロチ高額に設定されている。以前はドナー財源により政府系の中等学校に対して年間 1 万マロチが運営補助費として支給されていたこともあったが、現在は行われていない。また、全公立中等学校を対象とした申請ベースの補助金は現在もあるが、実際に支給される件数は極めて限られている。

表 3-17 中等学校学費上限

学校種類	学費上限 (LSL)
政府運営・普通校	1,115.00 (9,868)
政府運営・技術校	1,215.00 (10,753)
その他公立・普通校	1,415.00 (12,523)
その他公立・技術校	1,515.00 (13,408)
政府運営・普通校、寮制	2,863.00 (25,338)
政府運営・技術校、寮制	2,963.00 (26,223)
その他公立・普通校、寮制	3,163.00 (27,993)
その他公立・技術校、寮制	3,263.00 (28,878)
混在型	1,000.00 (8,850)
混在型、寮制	2,563.00 (22,683)

出典：教育訓練省視学局提供資料

注：（ ）内は換算円貨、単位：円、為替レート 1LSL=8.85 円

対象各校の財政状況は各校の規模、施設状況、運営方針等により異なっている。下表に対象各校の予算状況を示す。総支出の 0.4~4%が維持管理に充てられている他、施設・機材にかかる整備も実施されている。但し、E2、E3 は総収入に占める寄付金の割合が大きく、厳しい運営状況が窺える。

表 3-18 対象校の予算内訳（単位：LSL）

費目	E1/Abia		E2/Motsekuoa		E3/Mt.Royal		E4/St Catherine's	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
収入								
学費	903,934 (8,000)	48%	410,375 (3,632)	22%	535,399 (4,738)	47%	2,023,834 (17,911)	99.8%
その他	325,483 (2,881)	17%	890,945 (7,885)	49%	100,108 (886)	9%	3,082 (27)	0.2%
寄付金／預金引出*	665,465 (5,889)	35%	523,140 (4,630)	29%	495,984 (4,389)	44%	-	
合計	1,894,882 (16,770)	100%	1,824,460 (16,147)	100%	1,131,491 (10,013)	100%	2,026,916 (17,938)	100%
支出								
人件費	241,806 (2,140)	14%	200,136 (1,771)	11%	251,042 (2,222)	23%	273,780 (2,423)	14%
給食費	177,935 (1,575)	10%	192,577 (1,704)	11%	124,337 (1,100)	11%	512,149 (4,533)	26%
修繕・維持管理費	53,675 (475)	3%	8,220 (73)	0.4%	16,874 (149)	2%	87,493 (774)	4%
その他経費	634,255 (5,613)	37%	1,315,530 (11,642)	72%	607,712 (5,378)	56%	109,147 (9,660)	56%
施設機材整備費	593,302 (5,251)	35%	113,954 (1,008)	6%	87,478 (774)	8%	-	
合計	1,700,973 (15,054)	100%	1,830,417 (16,198)	100%	1,087,443 (9,623)	100%	1,964,898 (17,390)	100%

出典：対象各校の Financial Statements（E2 は 2013 年度、他は 2014 年度）

注：E2 は寄付筋。E1 は Opening Bank、E3 は 'Bank Transfer' と記載されており、詳細は不明。

注：下段（ ）内は換算円貨、単位：千円、為替レート 1LSL=8.85 円

(3) 教員配置計画

本プロジェクトは現状の生徒数に基づき、40 人／クラスとして不足教室を新設整備するものである。計画実施により、E1 のみ 5 クラスの増加が見込まれるため、教員 5 名の新規配置が必要となる。少人数であり、配置は十分可能である。

表 3-19 増加クラス数

サイト	教室数					クラス数	
	現状 a	要建替 b	計画数 c	運営数 d=a-b+c	増加数 d-a	現状	増加数
E1 Abia	17	0	5	22	5	17	5
E2 Motsekuoa	13	6	10	17	4	17	0
E3 Mt. Royal	14	0	0	14	0	9	0
E4 St Catherine's	14	0	0	14	0	15	0

(4) 維持管理計画

学校施設の日常的な維持管理については、学校長の指揮の下で教職員と生徒が参加して行う。本計画施設の維持管理には特別な技術は必要としないが、建物を長期に亘って良好な状態に維持

するためには、日常的な清掃と点検の実施と磨耗・破損・老朽化に対する適切な修繕が必要であり、そのための必要最小限の維持管理予算の確保が求められる。

- 定期清掃：校舎は教員の指導の下で生徒による定期清掃を実施する。また管理部門の清掃は清掃スタッフにより行う。
- 経常的な修繕：定期的な点検と適正な日常管理がなされれば、竣工後の数年間は補修・修繕の必要はない。それ以降は塗装部の塗替え（1回/10年程度）、建具の点検、調整（1回/年程度）等の定期的な補修が必要となる。
- 設備の維持管理：点検と、簡易な補修、修理や部品交換等の日常管理を行う体制を整える。
- 外構・植栽の維持管理：排水溝や排水枡の点検と清掃を定期的に行うことが必要である。また、雨水による地盤侵食等を防止し、構内環境を整えるために、敷地内を適切に植栽し、維持管理することが望ましい。
- 機材の維持管理：機材は付属マニュアル等に従って整備・点検を行い、また必要に応じて消耗品やスペアパーツの補充を行う。各機材を管理する担当教科・部署においてインベントリーや保守管理記録を作成し、計画的な維持管理を行う。

3-5 プロジェクトの概略事業費

3-5-1 協力対象事業の概略事業費

(1) 日本側負担経費

施工・調達業者契約認証まで非公表

(2) レソト国側負担経費 約 20 百万円

表 3-20 「レ」国側負担経費

項目	概算費用(千 LSL)	円換算(千円)
銀行取極め・支払い等に係る銀行手数料	58	511
入札公示費用	56	496
敷地準備費用	1,349	11,938
- 整地		
- 既存フェンスの移設(1 サイト)		
- 既存フェンスの撤去(1 サイト)		
- 既存樹木の伐採・抜根(1 サイト)		
- 既存老朽建物の解体・撤去(3 サイト)		
給水手段の確保・受水槽までの接続	351	3,106
電力引込み	477	4,221
ガスボンベの調達、接続	8	71
ソフトコンポーネントに係る研修経費	6	53
合計	2,305	20,396

(3) 積算条件

- 積算時点 : 2016 年 11 月
- 為替交換レート : 1US\$=103.34 円、1LSL=8.85 円、1ZAR=8.85 円
(LSL: レソトロチ)
- 施工・調達期間 : 工事の期間は施工工程に示した通り。
- その他:本プロジェクトは日本国政府の無償資金協力の制度に従い実施されるものとする。

3-5-2 運営・維持管理費

本プロジェクト施設の運営・維持管理に必要とされる費用についての試算を以下に示す。

(1) 運営費

1) 人件費

本プロジェクトの実施により、E1において5名の新規教員配置が必要となり、MoETが負担する追加人件費は以下の通り試算される。

表 3-21 MoET 年間追加人件費試算

	想定職位	人数	合計(LSL)
教員	53 point	5	451,920 (3,999)

注: Ministry of the Public Service の職種別基準給与(2015)に基づき試算

注: 下段 () 内は換算円貨、単位: 千円、為替レート 1LSL=8.85 円

また、E1、E2 では寄宿舍の新規運営により、各2名の舎監を新たに雇用する必要がある。

表 3-22 対象校の年間追加人件費試算

	E1	E2	E3	E4	合計 (人)	想定給与 (LSL)	合計 (LSL)
舎監	2	2	-	-	4	54,000 (478)	216,000 (1,912)

注: 舎監給与=教員×60%として試算

注: 下段 () 内は換算円貨、単位: 千円、為替レート 1LSL=8.85 円

2) 施設運転経費

計画施設の運転に必要な追加経費につき、以下の条件で試算を行なう。

【水道料金】

E4を除く各校は先方負担工事による井水利用を想定し、水道料金の増加は見込まない。E4は男子及び教職員用便所と男子寄宿舍を新設するが、計画生徒数および教職員数の増加はないため水道使用量は現状の通りとし、水道料金の増加は見込まない。

【電気料金】

想定される各棟の稼働状況に応じて、消費電力量を試算する。算定条件は以下の通り。

- 学校施設としての通常運営に最小限必要となる電力料金を試算する。暖房機器類は含まない。
- 寄宿舍の運営に係る電気料金は、寮費を相殺することとし、本試算には含まない。
- 教員住居に係る電気料金は入居者負担とし、本試算には含まない。
- 年間運営期間を35週、1週間当たりの学校運営を45コマ/週、1コマ当たり40分とする。5日/週を試算稼働日として施設の年間稼働日数は175日と設定する。
- 1日当たりの電力使用時間は、教室棟、実習室、厨房は4時間、管理棟、リソースセンターは8時間、便所棟は2時間、ポンプは1時間に設定する。

上記の条件に加え、電力需要率を考慮した対象各校の想定電力使用量及び年間電気料金は以下の通り。

表 3-23 年間電気料金試算

サイト名	棟名	電力使用時間/日 (Hrs) [a]	稼働日数/年 (Days) [b]	稼働時間/年 (Hrs) [c]=[a]x[b]	使用電力量/時間 (kWh) [d]	使用電力量/年 (kWh) [e]=[c]*[d]	電気料金/年 (LSL) [e]x1.5461LSL	
E1 Abia	教室棟	3CR	4	175	700	3.15	2,205	3,409
		2CR+R	4	175	700	2.40	1,680	2,597
	実験・実習棟	SL+ICT	4	175	700	6.64	4,648	7,186
	厨房・食堂	KD	4	175	700	13.22	9,254	14,308
	便所棟	8棟	2	175	350	6.00	2,100	3,247
	その他	ポンプ	1	175	175	0.44	77	119
	合計						19,964	30,866 (273)
E2 Motsekuoa	教室棟	2CRx2棟	4	175	700	4.20	2,940	4,546
		3CRx2棟	4	175	700	6.30	4,410	6,818
	実験・実習棟	SL+ICT	4	175	700	6.64	4,648	7,186
	管理棟	ADM-E2	8	175	1,400	6.85	9,590	14,827
	厨房・食堂	KD	4	175	700	13.22	9,254	14,308
	便所棟	8棟	2	175	350	9.00	3,150	4,870
	その他	ポンプ	1	175	175	0.44	77	119
合計						34,069	52,674 (466)	
E3 Mt. Royal	便所棟	3棟	2	175	350	2.00	700	1,082
	その他	ポンプ	1	175	175	0.44	77	119
	合計						777	1,201 (11)
E4 St. Catherine	管理棟	ADM-E4	8	175	1,400	5.49	7,686	11,883
	リソースセンター	RC	8	175	1,400	3.55	4,970	7,684
	便所棟	1棟	2	175	350	1.00	350	541
	合計						13,006	20,108 (178)

電気料金：1.5461 LSL/kWh 2016年10月現在

下段（ ）内は換算円貨、単位：千円、為替レート 1LSL=8.85円

【ガス料金】

理科実験室で使用する LPG ガスの消費量を想定すると、料金は以下の通り試算される。尚、厨房のガス調理器具は、停電時の予備として整備するため、本試算には含まない。

表 3-24 年間 LPG ガス使用量算定表

機器	機器出力 [a]	台数 [b]	需要率 [c]	年間稼働時間 [d]	年間消費量 [e]=[a]*[b]*[c]*[d]	LPG必要本数 (48kgボンベ) [e]/(48*0.458)
ガスバーナー	1,000Kcal	18	10%	525	945,000Kcal (39.4m3)	
ドラフトチャンバー	1,500Kcal	1	1%	525	7,875Kcal (0.3m3)	
使用量合計					39.7m3	1.8本
ガス料金(LSL)	1,200 x 2本 = 2,400 (21)					

料金（ ）内は換算円貨、単位：千円、為替レート 1LSL=8.85円

【通信費】

電話等は必要に応じて先方負担にて整備を行う計画とし、本項での試算は行わない。

(2) 維持管理費

本プロジェクトで整備される施設は定期的に適切なメンテナンスを行えば、竣工後およそ 30 年は大規模な修繕は必要としない。定期的なメンテナンスとして必要となるのは全般的な塗装、施設・機材の部分的な補修、設備部品等の交換、及び日常的な点検、清掃である。対象各校の計画施設・機材にかかる年間維持管理費は、これまでの同規模類似施設の実例を踏まえ、以下の通り試算される。尚、寄宿舎および教員住居の維持管理費は、それぞれ寮費、家賃で相殺することとし、本試算には含まない。

表 3-25 年間維持管理費

サイト名	施設 建築費 x0.2%	設備 設備費 x0.7%	家具 家具費 x1.0%	機材 機材費 x1.0%	合計 (LSL)
E1 Abia	44,409 (393)	14,934 (132)	8,353 (74)	1,727 (15)	69,423 (614)
E2 Motsekuoa	57,633 (510)	19,106 (169)	11,775 (104)	1,061 (9)	89,575 (792)
E3 Mt. Royal	12,977 (115)	5,684 (50)	4,566 (40)	6,298 (56)	29,525 (261)
E4 St. Catherine	13,671 (121)	6,489 (57)	3,513 (31)	1,670 (15)	25,343 (224)

注：下段（ ）内は換算円貨、単位：千円、為替レート 1LSL=8.85 円

(3) 運営・維持管理費の集計

対象各校の想定予算と学校運営に必要となる消耗品を除く支出の試算結果を以下に示す。本プロジェクトの実施に伴う運営・維持管理費の増額は、各校収入実績の 2.2%~7.9%の範囲となっており、継続的な運営・維持管理を図る上で支障はないと判断される。

表 3-26 想定経常予算に対する維持管理費の割合 (LSL)

	維持管理費				収入実績 (B)	(A)/(B)
	電気料金	ガス料金	施設・機材修繕 維持管理費	合計 (A)		
E1 Abia	30,866 (273)	2,400 (21)	69,423 (614)	102,689 (908)	1,894,882 (16,770)	5.4%
E2 Motsekuoa	52,674 (466)	2,400 (21)	89,575 (793)	144,649 (1,280)	1,824,460 (16,146)	7.9%
E3 Mt. Royal	1,201 (11)	0 (0)	29,525 (261)	30,726 (272)	1,131,491 (10,014)	2.7%
E4 St. Catherine's	20,108 (178)	0 (0)	25,343 (224)	45,451 (402)	2,026,916 (17,938)	2.2%
合計	104,849 (928)	4,800 (42)	213,866 (1,892)	323,515 (2,862)	6,877,749 (60,868)	

注：収入実績は表 3-18 参照。

注：下段（ ）内は換算円貨、単位：千円、為替レート 1LSL=8.85 円

第4章 プロジェクトの評価

第4章 プロジェクトの評価

4-1 事業実施のための前提条件

本プロジェクト実施の前提条件として「レ」国側が取り組むべき事項は以下の通りである。

(1) 「レ」国側負担事項の実施

本プロジェクトの実施に当たっては、施設建設の障害となる既存建築物、樹木の伐採・伐根、給水手段の確保、電気の引込み等の「レ」国側負担事項が、工事着手前又は竣工までに確実に実施されることが必要である。

(2) 免税措置の実施

本プロジェクトは日本の無償資金協力による実施を想定しており、E/N 及び G/A に基づき、事業実施に係る物品及び役務の調達に対する関税、付加価値税等を含む内国税等は免除される必要がある。MoET は「レ」国国家歳入庁との連携の下で、事業実施段階における必要な免税措置を滞りなく取らなければならない。

4-2 プロジェクト全体計画達成のために必要な相手方投入（負担）事項

プロジェクトの効果が発現・持続するために「レ」国側が取り組むべき事項は以下の通りである。

(1) インクルーシブ教育普及に向けた政策と体制の整備

「レ」国の現行政策では「全ての教育レベルにおける障害者教育のメインストリーミング化」という基本方針が掲げられているものの、その具体的な戦略や計画は未策定である。計画対象各校は具体的な指針やカリキュラムがない中で、試行錯誤を繰り返しながら独自にインクルーシブ教育を実施してきたが、今後インクルーシブ教育の普及を図っていくためには、各校のインクルーシブモデル校としての位置づけや役割、活用にかかる具体的な計画が不可欠となる。本プロジェクト完了までに計画対象 4 校が拠点校として活用されるための政策と体制の整備が求められる。

(2) 適正な教員、スタッフの配置と育成

対象各校が受け入れている障害のタイプは異なっており、教員、スタッフに求められる知識やノウハウも異なる。対象校においてインクルーシブ教育を実施する上で必要な知識と能力を有する教員、スタッフが継続的に配置されると共に、インクルーシブ教育の普及に向けた教員、スタッフの養成が持続的に行われることが求められる。

(3) 教材、実験実習消耗品等の整備

障害生徒が、そのタイプに応じて学習できる教材が、適切かつ継続的に配置されることが求められる。また、各種障害生用の教材が開発され、各学校で共有されるための効果的な体制が構築されることが望ましい。

(4) 適切な運営・維持管理の実施

対象校において運営・維持管理に必要な予算が継続的に確保され、施設・機材が適切に運営・維持管理されることが求められる。

4-3 外部条件

(1) 「レ」国の教育政策に変更がないこと

「レ」国政府は上位計画の中で、障害児を含むあらゆる児童の就学拡大を通じて教育の公正を目指すインクルーシブ教育の推進を掲げている。本プロジェクトは同国の上位計画・活動計画を直接的に支援するものとして位置づけられることから、本プロジェクトの効果を発現・持続するために、同国上位計画が引き続き推進されることが求められる。

(2) 経済と治安状況の安定

本プロジェクトが円滑に実施されるためには、「レ」国の治安情勢が安定維持されることが必要である。また、本プロジェクトの施設建設と機材調達が計画通りに実現されるためには、経済状況と物価が現在の水準で安定維持されることが必要である。

4-4 プロジェクトの評価

4-4-1 妥当性

(1) プロジェクトの裨益対象

本プロジェクトの直接の裨益対象は、計画対象校に就学する障害のある児童を含む生徒及び教職員であるが、対象校がインクルーシブモデル校として活用されることにより、「レ」国におけるインクルーシブ中等教育の普及が促進され、広く地域住民、ひいては国民に裨益するものである。

(2) 上位計画との整合性

「レ」国政府は国家戦略開発計画（National Strategic Development Plan）2012/13-2016/17において、「全ての教育レベルにおける障害者教育のメインストリーミング化」という基本方針を打ち出している。また、教育セクター計画（Education Sector Plan）2016-2026では2026年までの計画目標として、全国で30%の小中学校（初等教育25%+中等・職業訓練5%）をインクルーシブ校とすることを掲げている。本プロジェクトは対象既存中等学校においてインクルーシブモデル校として必要な教育環境を整備することにより、インクルーシブ教育の普及を直接的に支援するものであり、上位計画に整合している。

(3) 我が国の援助政策・方針との整合性

「レ」国に対しては、国別援助方針にて貧困削減に向けた大目標の下で、人材育成と社会基盤の強化に対する支援を打ち出している。本プロジェクトは中等教育環境の整備を通して基礎的人材の育成を図るものであり、我が国の援助政策・方針と整合している。

4-4-2 有効性

(1) 定量的効果

本プロジェクトの実施による定量的効果は以下の通り想定される。

表 4-1 期待される定量的効果

指標	基準値(2015年)	目標値(2021年)	効果
障害者に配慮した基礎的環境を備えた学校数	0	4	4校増加
障害者に配慮した基礎的環境を備え、継続利用されている学校で学んでいる生徒数	0	2,453	2,453人増加

(2) 定性的効果

- 障害のある生徒にとってバリアの少ない教育・寄宿環境が整備され、学習の質と意欲の向上が期待される。
- 理科実験室・ICT実習室が整備され、学習の質と意欲の向上が期待される。
- ソフトコンポーネントの実施により、対象校におけるインクルーシブ教育の質が向上する。
- 対象校がインクルーシブ教育推進のためのモデル中等学校として「レ」国IE政策の下で活用されることにより、「レ」国インクルーシブ教育の普及に貢献する。

以上の内容により、本プロジェクトの妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

資 料

1. 調査団員・氏名
2. 調査行程
3. 関係者（面会者）リスト
4. 討議議事録（M/D）
 - 4-1 現地調査 I
 - 4-2 現地調査 I-2
 - 4-3 現地調査 II-2（概略設計概要説明調査）
 - 4-4 テクニカルノート（現地調査 I）
 - 4-5 テクニカルノート（現地調査 I-2）
5. 参考資料
6. その他の資料・情報
 - 6-1 敷地測量図
 - 6-2 地盤調査結果

1. 調査団員・氏名

1-1 現地調査Ⅰ（2015年11月3日～12月11日）

団長	澁谷 和朗	JICA 人間開発部 基礎教育グループ 主任調査役／課長補佐
協力企画	廣澤 仁	JICA 資金協力業務部 実施監理第二課 主任調査役
業務主任/施設計画	井口 博之	株式会社マツダコンサルタンツ
教育計画2	花屋 亜希子	インテムコンサルティング株式会社
建築設計2	岡村 和臣	株式会社エーエーユー
建築設計3	Gurung Devi Jang	株式会社マツダコンサルタンツ
施工計画/積算2	西矢 尚人	株式会社マツダコンサルタンツ
機材計画	大内 聖一	インテムコンサルティング株式会社
環境社会配慮	佐阪 剛	アイ・シー・ネット株式会社
業務調整	Amos Muchanga	株式会社マツダコンサルタンツ

1-2 現地調査Ⅰ（補足調査）（2016年1月25日～2月6日）

教育計画2	花屋 亜希子	インテムコンサルティング株式会社
-------	--------	------------------

1-3 現地調査Ⅰ-2（2016年7月28日～8月13日）

団長	丸山 隆夫	JICA 人間開発部 基礎教育グループ 主任調査役／課長補佐
業務主任/施設計画	井口 博之	株式会社マツダコンサルタンツ
建築設計1	島田 光博	株式会社マツダコンサルタンツ
機材計画2	原 弘幸	インテムコンサルティング株式会社

1-4 現地調査Ⅰ-3（2016年11月5日～11月20日）

施工計画/積算3	渡部 吉博	株式会社マツダコンサルタンツ
機材計画2	原 弘幸	インテムコンサルティング株式会社

1-5 現地調査 II-2 (2017年8月30日～9月8日)

団長	丸山 隆夫	JICA 人間開発部 基礎教育グループ 主任調査役／課長補佐
業務主任/施設計画	井口 博之	株式会社マツダコンサルタンツ
建築設計 1	島田 光博	株式会社マツダコンサルタンツ

2. 調査行程

2-1 現地調査 I

		JICA				コンサルタント団員							
		団長	協力企画	業務主任 施設計画	教育計画2	建築設計2	建築設計3	施工計画 /積算2	機材計画	環境社会配慮	業務調整		
		澁谷	廣澤	井口	花屋	岡村	Devi	西矢	大内	佐阪	Amos		
11月2日	月			NRT>HKG		NRT>HKG							
11月3日	火			>JNB、JICA南ア事務所表敬 インクルーシブ校視察							>JNB		
11月4日	水			南ア基礎教育省訪問 >Maseru							再委託先確認		
11月5日	木			MoET表敬（踏查日程調整） 特別支援教育ユニット協議							再委託協議		
11月6日	金			サイト調査(E4/St.Catharine、意見交換) サイト調査(E1/Abia、意見交換)							>Maseru		
11月7日	土			再委託協議	資料整理	同左						再委託協議	
11月8日	日	NRT>HKG		団内協議						NRT>HKG	団内協議		
11月9日	月	>JNB、JICA南ア表敬 >Maseru		特別支援教育ユニット（SEU） 聴覚特別学校視察(The Kananelo Centre for the Deaf)						>JNB>Maseru	施工事情調査		
11月10日	火	MoET協議（ICR説明） 対象サイト視察		サイト調査E2：Motsekuoa				EFU表敬	EFU協議				
11月11日	水	ミニッツ協議 対象サイト視察（E2）		MoET E1, E4	EFU E1, E4			同左	機材協議（E2） 機材協議（E1, E4）	サイト踏査 /E2, N1		同上	
11月12日	木	ミニッツ協議 MoET/ミニッツ署名		MoET, LNFOD >Hlotse	>Hlotse N5/Nkoeng			同左	MoET機材協議 機材協議（E1, E4）	DOE調査 サイト踏査E1,E4		同上	
11月13日	金	前案件サイト視察 対象サイト視察（E3）		E3/Mt Royal 特別支援校(St Paul)	N6/Matobe			施工積算調査	SSU >Hlotse	>Hlotse サイト踏査N6,N5		同上	
11月14日	土	前案件サイト視察（Masenate High school） Maseru-JNB		同左				E3/Mt Royal 免税関連調査	機材協議（E3）	同上 E3		同上	
11月15日	日			同左				同左	機材協議（E5）	同左		>JNB	
11月16日	月			団内協議・資料整理				施工計画調査		資料整理			
11月17日	火			団内協議・資料整理				団内協議・資料整理					
11月18日	水			教育事情調査 他ドナー調査	N4/Matsolong N7/Linakeng			サブライター調査	機材協議（E2） SEU,代理店調査	サイト踏査 /N7,N4			
11月19日	木			教育事情調査	E2/Motsekuoa	HND>SIN >JNB		N2視察	機材協議（E4） 代理店調査	N2, Berea県庁 >Maseru			
11月20日	金	>JNB、JICA/大使館報告		教育事情調査 NGO調査	E1/Abia, E4/St Catherine's			サブライター調査	代理店調査	>Maseru			
11月21日	土	JNB>		資料整理	資料整理			コンサルト調査	機材協議（E4） SSU,代理店調査	DoE調査 MoET担当同行			
11月22日	日	DXB>HND		団内協議				同左	SSU,代理店調査	MoET担当同行			
11月23日	月			踏査結果解析・計画案検討				施工会社調査 コンサルト調査	SEU,E1 >JNB	サイト踏査 (代替地)N8,N8			
11月24日	火			補足調査	教育事情調査	建設事情調査	建設事情調査	家具・輸送調査	代理店調査	EIA関連調査 調査記録集約			
11月25日	水			協立案検討	同上	N8/Mohale's Hoek N1/Ha Sebaki,E2/Motsekuoa		EFU協議		調査記録集約 団内協議			
11月26日	木			協立案作成	同上	建設事情調査	建設事情調査	資料整理	同上				
11月27日	金			最終協議、 T/N	同上	同上	同上	資料整理	同上				
11月28日	土			団内協議				資料整理	同上				
11月29日	日			資料整理				資料整理	同上				
11月30日	月			最終協議、T/N		建設事情調査	建設事情調査	資料整理	同上				
12月1日	火			>JNB				資料整理	同上				
12月2日	水				>CPT	>HKG >Tokyo	>SIN >Tokyo		>JNB 代理店調査				
12月3日	木								同上				
12月4日	金								同上				
12月5日	土								JNB>				
12月6日	日								>HKG>Tokyo				
12月7日	月												
12月8日	火												
12月9日	水												
12月10日	木												
12月11日	金			JICA南ア報告 HKG>Tokyo									

2-2 現地調査 I (補足調査)

		コンサルタント団員
		教育計画2
		花屋
1月25日	月	CPT>Maseru MoET 特殊教育課 視学官(担当責任者)と打合せ
1月26日	火	MoET 特殊教育課 視学官と打合せ(途中、担当者が体調不良で入院したため、翌日以降、他の職員が招集された) ワークショップ準備(発表者依頼、リスト作成)、出席者確認(リスト作成)
1月27日	水	MoET 特殊教育課との協議、中等教育局表敬、ワークショップ準備(発表者と打合せ、プログラム案作成)
1月28日	木	ワークショップ準備(会場下見、会場マネージャーと設営打合せ、MoET 特殊教育課と打合せ)
1月29日	金	ワークショップ準備(MoET 特殊教育課とプログラム策定、備品準備)
1月30日	土	ワークショップ準備(会場マネージャーと最終打合せ)
1月31日	日	南アからのリソースパーソン、MoET 特殊教育課と打合せ
2月1日	月	ワークショップ開催、MoET 特殊教育課と打合せ
2月2日	火	ワークショップ開催、案件対象支援校とソフトコンポーネント協議
2月3日	水	ワークショップ開催、MoET 特殊教育課 視学官と打合せ
2月4日	木	MoET 特殊教育課と打合せ(ワークショップのフォローアップ、ソフトコンポーネント協議)
2月5日	金	MoET 特殊教育課 視学官と最終打合せ、St. Catherine 校長と打合せ、資料整理
2月6日	土	Maseru>CPT

2-3 現地調査 I-2

		JICA	コンサルタント団員		
		団長	業務主任 施設計画	建築設計1	機材計画2
		丸山	井口	島田	原
7月28日	木	JNB>Maseru			
7月29日	金	MoET(LST)協議、MoDP協議	DOE協議		
7月30日	土	ミニッツ準備、サイト視察			
7月31日	日	協議準備	既存校補足調査	>Nelsprit	
8月1日	月	MoF協議、ミニッツ協議	既存校協議 E4/St.Catherine	南ア建材調査	
8月2日	火	MoET次官表敬、既存校協議 E1/Abia、MoET大臣表敬		同上	
8月3日	水	ミニッツ署名	既存校協議 E2/Motsekua	同上、Nelsprit>	>JNB
8月4日	木	Maseru> JNB	既存校協議 E3/Mt.Royal、E5/Masenate		南ア代理店調査 (調達事情・積算情報調査)
8月5日	金		PU協議、EFU協議、既存校協議 E4/St.Catherine		同上
8月6日	土		MoET協議、現地建設事情調査	JNB>Maseru	JNB>
8月7日	日		既存校補足調査		>SIN>HND
8月8日	月		銀行ヒアリング、入札事情調査	電力会社協議、建設事情調査	
8月9日	火		MoF免税協議、PU協議	建設事情調査	
8月10日	水		テクニカルノート、MoET免税協議	同上	
8月11日	木		環境コンサルタント協議	同上	
8月12日	金		EFU協議、消防協議	同上、水道会社協議	
8月13日	土		Maseru>JNB		
8月14日	日		>SIN		
8月15日	月		>HND		

2-4 現地調査 I-3

		コンサルタント団員	
		施工計画 /積算3	機材計画2
		渡部	原
11月5日	土	Maputo>Maseru	>NRT>HKG>JNB
11月6日	日	調査準備	>Maseru
11月7日	月	MoET表敬、建設事情調査	MoET表敬、代理店調査
11月8日	火	建設事情調査 設計監理費用見積もり徴収	代理店調査
11月9日	水	同上	同上
11月10日	木	建設会社訪問見積り依頼 家具会社訪問見積り依頼	同上
11月11日	金	同上	同上
11月12日	土	補足調査	>Maseru>JNB
11月13日	日	資料整理	資料整理
11月14日	月	Motsekuoa校調査、工事現場視察	代理店調査
11月15日	火	建設会社訪問見積り依頼 家具会社訪問見積り依頼	代理店調査
11月16日	水	Mt. Royal校調査、Masenate校調査、 St. Catherines校調査	代理店調査
11月17日	木	教育省打合せ、家具工場視察	代理店調査
11月18日	金	教育省打合せ、Abia校調査、工事材 料単価等調査	代理店調査
11月19日	土	資料整理	代理店調査、JNB>
11月20日	日	Maseru>Maputo	>HKG>Tokyo

2-5 現地調査 II-2 (概略設計概要説明調査)

		JICA	コンサルタント団員	
		団長	業務主任 施設計画	建築設計1
		丸山	井口	島田
8月29日	火		HND>SIN	
8月30日	水	>JNB>Maseru、MoET 次官表敬		
		社会開発省 次官表敬	MoET協議(概要報告書説明)、EFU・PU協議(入札説明)	
8月31日	木	MoETミニッツ協議、財務省 次官表敬		
9月1日	金	ミニッツ署名、概要報告	補足調査、施工会社調査	
9月2日	土	Maseru>	概要報告書説明(E2、E4)	
9月3日	日		資料整理	
9月4日	月		概要報告書説明(E3、E5)、LRA・MoET免税協議	
9月5日	火		概要報告書説明(E1)、EFU協議(入札説明)	
9月6日	水		補足調査、施工会社調査	
9月7日	木		補足調査、施工会社調査	
9月8日	金		Maseru>JNB	
9月9日	土		SIN>HND	

3. 関係者（面会者）リスト

教育訓練省 本省	Ministry of Education and Training	
Mapaseka Kolotsane	Principal Secretary	主席秘書官
Ratsiu Majara	CEO, Secondary	中等教育 局長
Mapuseletso Sakoane	Inspector, Special Education Unit	特別教育 視学官
Moeti Lephoto	Director, Planning	計画局 局長
Rapholo Maleshoane	Chief Statistician, Planning	同上 統計専門家
Teboho Moahloli	Assistant Economic Planner	同上 経済計画アシスタント
Teboho Moneri	Regional Inspector	視学官
Mpho Sekhosana Nyanye	Senior Curriculum Specialist (Scientific & Technological)	上級カリキュラム専門家
Retsepile Mosenene	Acting Director, Finance	財務局 局長
Mabafokeng Sekaleli	Financial Controller	同上 会計監査役
Nathaniel Motaba	Director, Education Facilities Unit (EFU)	教育施設ユニット局長
Liteboho Khoali	Inspector of Works, EFU	同上 業務検査員
Leemisa Mokone	Quantity Surveyor, EFU	同上 積算士
Mohale Monaheng	Manager, School Supply Unit (SSU)	学校調達課 課長
Mathontso Mokose	Administration officer, SSU	同上 管理官
Bakoena Mapetla	Service Account, SSU	同上 サービス勘定
Edithma Kobashouse	Science Technician, SSU	同上 科学技術者
<hr/>		
レリベ郡教育局	Leribe District Education Office	
Sekmotseng Adam Mocapo	Senior Education Officer (SEO)	上級教育官
Mamokobobo Tsmase	District resource Teacher	郡資源教員
Malerato Thotolo	Inspector, Biology & Chemistry	視学官
<hr/>		
マフェテン郡教育局	Mafeteng District Education Office	
Charlotte Nkhereanye	Management Adviser	運営アドバイザー
<hr/>		
ボタボテ郡教育局	Botha Bothe District Education Office	
Mosalemane	SEO	上級教育官
Mosiuoa Moshoeshoe	Education Officer	教育官
<hr/>		
ベレア郡教育局	Berea District Education Office	
Alphonc Moeketsi	District Resource Teacher	郡資源教員
Sekhoane Kimane	Itinerant Teacher	巡回教員

モハレスーク郡教育局	Mohale's Hoek District Education Office	
Margaret Lerotholi	SEO, Acting	上級教育官 代行
Mampoi Theko	Assistant Inspector, SNE	視学官 特別教育
Tsepo Mokhethi	Management Advisor	運営アドバイザー
モハレスーク郡事務所	Mohale's Hoek District Office	
Mantsiuao Masothoane	District Administrator	郡長
Palos Leteetee	Member of Parliament	国会議員
Neo Johana	Admin Manager	事務長
社会開発省	Ministry of Social Development	
Limpho Lipholo	Principal Rehabilitation Officer	リハビリテーション主任
レソト税務当局	Lesotho Revenue Authority (LRA)	Legal & Policy
Motale Kuleile	Technical Services	技術サービス
レソト大学	University of Lesotho	
Paseka Mosia	Senior Lecturer	上級講師
レソト教育大学	Lesotho College of Education	
Nophatheka Phela	Lecturer, Dep. of Special Education	特別教育 講師
アビア中等学校	Abia High School	
Mamohapi Rakhoba	Principal	校長
Mamohapi Ra Thokoa	Deputy Principal	副校長
C.S. Sebolai	Chairperson, School Board (SB)	学校委員会 会長
P. Lillane	Vice Chair, SB	同上 副会長
Scott Khosi	Teachers Rep, SB	同上 教員代表
R. Seleso	Chief, SB	同上 チーフ
M. Lieta	Parents Rep, SB	同上 保護者代表
モツェクア中等学校	Motsekuoa High School	
Simon Matsela	Principal	校長
Sylvia Mseru	Deputy Principal	副校長
Lebomang Nkopa	Head of English Dep.	英語課 主任
Retselisitsoe Mokone	Head of Science Dep.	科学課 主任
Malenare Mofelehetsi	Head of Practical Subject	実技課 主任
Matanki Makatla	Head of Social Science	社会科学課 主任

マウントロイヤル中等学校	Mt. Royal High School	
Maryanna Mohleleng	Principal	校長
Matsele Amicia Leoma	Deputy Principal	副校長
Mamachema Chemy	Head of English and Sesotho Dep.	英語・セソト語課主任
Matokelo Sekoto	Head of Social Science Dep.	社会科学課 主任
Mamosa Tente	Head of Math and Science Dep.	数学・科学課 主任
Regina Sekatle	Interpreter of Sign Language	手話通訳者
Tustimah Rakoto	Interpreter of Sign Language	手話通訳者
Mapulane Makatse	Interpreter of Sign Language	手話通訳者
KaiLer Leleka	Interpreter of Sign Language	手話通訳者
King Mpota Selialia	Chief, SB	学校委員会 チーフ
Mapolane Pachka	Chairperson, SB	同上 会長
Mamosa Tente	Teachers' Rep, SB	同上 教員代表
Makoe Lebusa	Parents' Rep, SB	同上 保護者代表
聖キャサリン中等学校	St Catherine High School	
Mamtsheku Tshabalala	Principal	校長
Sello Nape	VIP Support Staff	視覚障害者サポートスタッフ
マセナテ中等学校	Masenate High School	
Liteboho Masoebe	Principal	校長
レソト障害当事者団体	Lesotho National Federation of Organisations of the Disabled	
Nkhasi Sefuthi	Executive Director	代表
ユニセフ	UNCIEF	
Geert Poorteman	Chief Education	教育 主任
Lati Lerotholi	Education officer	教育担当官
Alain Mingat	Consultant	コンサルタント
レソトセーブザチルドレン	Lesotho Save the Children	
Mofselisi Shale	Programme Manager	プログラムマネージャー
セントポール聾学校	St Paul School for the Deaf	
Retselisitsoe Khanyane	Social Worker	ソーシャルワーカー
Mamotjoka Morai	Teacher	教員
KantsaneMasilo	Teacher	教員
Mapalesa Selialia	Board Member	学校委員会メンバー

Nathanael Molapo	Board Member	学校委員会メンバー
Makhabane Malataliana	Board Member	学校委員会メンバー
Leepa Mosehle	Farm Manager	農場主任
モラペリ障がいセンター	Morapeli Centre for Disable	
Jonas Makhakhe	Staff	職員
聖アンジェラ障がい児ホーム	St Angela Home for the Disabled Children	
Augustine Thokoa Snim	Director	代表
Tumisang Mofaung	Finance Officer	財務担当
カソリック学校事務局	Catholic Schools Secretariat	
Molise Lekunutu	Deputy Educational Secretary	副教育事務官
南ア 基礎教育省	Dep. of Basic Education	
Marie Shoeman	Chief Education Specialist, Inclusive Education	インクルーシブ教育、教育主任
南ア インクルーシブ校	Laerskool Kempton Park Full Service School	
Andre Page	Principal	校長
Deidre Opperman	Head, Inclusive Education	インクルーシブ教育主任
JICA 南ア事務所		
木野本 浩之	Chief Representative	所長
石亀 敬治	Senior Representative	次長
望月 裕司	Representative	所員
Eva Nderymaki	Senior Programme Officer	上級プログラムオフィサー
鷺谷 大輔	Disability Mainstreaming Advisor	専門家

4. 討議議事録 (M/D)

4-1 現地調査 I

**Minutes of Discussions
on the Preparatory Survey for the Project for
the Upgrading and the Construction of Secondary Schools aimed at
promoting Inclusive Education in Lesotho**

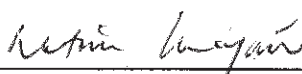
In response to the request from the Government of the Kingdom of Lesotho (hereinafter referred to as "Lesotho"), the Government of Japan decided to conduct a Preparatory Survey for the Project for the Upgrading and the Construction of Secondary Schools aimed at promoting Inclusive Education (hereinafter referred to as "the Project"), and entrusted the Preparatory Survey to Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA").

JICA sent the Preparatory Survey Team for the Outline Design (hereinafter referred to as "the Team") to Lesotho, headed by Kazuro Shibuya, Deputy Director, Basic Education Group, Human Development Department, and is scheduled to stay in the country from November 9 to November 13, 2015.

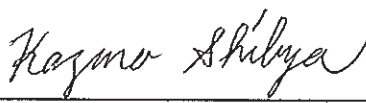
The Team held a series of discussions with the officials concerned of the Government of Lesotho and conducted a field survey in the Project area. In the course of the discussions, both sides have confirmed the main items described in the attached sheets. The Team will proceed to further works and prepare the Preparatory Survey Report.

Maseru, Lesotho
November 12, 2015

H



Mapaseka Kolotsane
Principal Secretary
Ministry of Education and Training
Kingdom of Lesotho



Kazuro Shibuya
Leader
Preparatory Survey Team
Japan International Cooperation
Agency
Japan

ATTACHEMENT

1. Objective of the Project

The objective of the Project is to improve equitable access to secondary education through upgrading and constructing secondary schools accessible to children with disabilities, thereby contributing to materializing the policy of the government of Lesotho that promotes inclusive education.

2. Title of the Preparatory Survey

Both sides confirmed the title of the Preparatory Survey as “the Preparatory Survey for the Project for the Upgrading and the Construction of Secondary Schools aimed at promoting Inclusive Education”.

3. Project Sites and their selection criteria

According to the official request letter by Lesotho to the government of Japan, eight new sites and four existing sites were proposed. During the meetings with the Team, it was agreed that Mabuleng at Mokhotlong district and Letlapeng at Mohale’s Hoek district are excluded from the proposed sites due to their remote locations. In addition, it was proposed by Lesotho side that Ha Monyake at Leribe district should be replaced with Linakeng Ha Mothuntsane at Butha-Buthe district because there is a secondary school nearby Ha Monyake.

Both sides agreed with the selection criteria and selection priority listed in the Annex 1. Lesotho side agreed that priority of the Project sites should be given to five existing schools, including Masenate High school, which was requested as target schools additionally by Lesotho side. This reflects that the government has initiatives to support these as resource schools to others for the sake of promoting inclusive education in Lesotho.

The Team realized that inclusive education in existing schools has been carried out in a sustained manner through long-term dedicated works, strong commitment, cordial support and collaboration among various

school level stakeholders (nearby feeder primary schools, “home” for children with disabilities operated by churches or NGOs, organizations of people with disabilities, universities/colleges that train teachers for children with disabilities, school board members, and principals/teachers). For new school sites, Lesotho side will ensure that such elements can be available for the sake of sustainability. The Lesotho side understood that the Project sites will be decided based on the overall result of the survey and within the budget limitation of the Government of Japan.

4. Executing Agency

Both sides confirmed the executing agency is the Ministry of Education and Training (hereinafter referred to as “MOET”). The executing agency shall coordinate with all the relevant agencies to ensure smooth implementation of the Project and ensure that the Undertakings are taken by relevant agencies properly and on time. The organization charts are shown in Annex 3.

5. Items requested by the Government of Lesotho

5-1. As a result of discussions, both sides confirmed that the items requested by the Government of Lesotho are in the Annex 2. Both sides agreed that priorities will be given to components that benefit children with disabilities. Lesotho side emphasized the importance of accessibility between buildings and within school compound at existing schools. Lesotho side made additional request to have boarding facilities at some existing schools. For new schools it was agreed that Lesotho side will decide the priorities of sites and the necessity of boarding facilities referring to their catchment areas and education statistics for children with disabilities, while the Team will check the relevance of the sites according to selection criteria and selection priority during site survey. Based on the past Project experience, the Team shared views with Lesotho side that boarding facilities would face difficulty without elaborate planning regarding operational and financial management.

5-2. JICA will assess the appropriateness of the above requested items through the survey and will report findings to the Government of Japan.

The final components of the Project would be decided by the Government of Japan.

6. Japanese Grant Scheme

6-1. The Lesotho side understands the Japanese Grant Scheme and its procedures as described in Annex 4, 5 and 6, and necessary measures to be taken by the Government of Lesotho.

6-2. The Lesotho side assured to take the necessary measures, as described in Annex 7, for smooth implementation of the Project, as a condition for the Japanese Grant to be implemented. The Team stressed the importance of the following items and the Lesotho side agreed to take full responsibility to complete the following works by the set deadlines.

- (1) Land certificate /Construction permission for the sites
- (2) Water and electricity supply to the sites
- (3) Access road for construction work at new school sites
- (4) Environmental Impact Assessment (EIA) according to the Lesotho government's guideline
- (5) Tax exemption on construction works and procurement

The detailed contents of the Annex 7 will be worked out during the survey and shall be agreed no later than by the Explanation of the Draft Preparatory Survey Report. The contents of Annex 7 will be used to determine the following:

- (1) The scope of the Project
- (2) The timing of the Project implementation.
- (3) Timing and possibility of budget allocation.

Contents of Annex 7 will be updated as the Preparatory Survey progresses, and will finally be the Attachment to the Grant Agreement.

7. Schedule of the Survey

7-1. The Team will proceed with further survey in Lesotho until November 27, 2015.

7-2. JICA will prepare a Draft Preparatory Survey Report in English and dispatch a mission to Lesotho in order to explain its contents around

the middle of June 2016.

7-3. If the contents of the Draft Preparatory Survey Report is accepted in principle and the Undertakings are fully agreed by the Lesotho side, JICA will complete the final report in English and send it to Lesotho around the end of October 2016.

7-4. The above schedule is tentative and subject to change.

8. Other Relevant Issues

8-1. Consultation with related stakeholders

MOET should conduct more intensive consultation and sensitization with Project target schools/sites, their district education offices, community council members, organizations of people with disabilities, and churches or NGOs that support and operates “home” for children with disabilities. This process is necessary for elaborating detailed plan of the Project. Special Needs Education Unit staff, who are stationed at district education offices for the target sites, can support this consultation.

8-2. Teacher training for inclusive education

Both pre-service and in-service training for teachers who teach children with disabilities are crucial. Linkage between Project target schools/sites and tertiary institutions such as Lesotho College of Education and National University of Lesotho should be strengthened in terms of casual communication, research, and teaching practice. The Team observed that even at existing schools teachers sometimes get lost in terms of how to teach children with disabilities effectively. Necessary advice and support should be given in a form of technical advice by experts or knowledge sharing by peer experienced teachers.

8-3. Allocation of trained and dedicated teachers to Project target schools/sites

Teachers who have skills and experiences in inclusive education should be assigned to Project target schools/sites in order to promote inclusive education at these schools and nearby areas.

8-4. Knowledge utilization/sharing for inclusive education

Knowledge and experience of existing schools as front runners in inclusive

education should be shared and utilized more effectively with other schools. The Team heard in one existing school that local stakeholders related to inclusive education rarely visit the school while it receives overseas visitors such as from Swaziland. Occasional school visits and exchange of views/ideas on how to implement inclusive education in their schools can be one of possible modalities.

8-5. Partnership with schools/organizations in neighboring countries

As stated above, partnership with schools/organizations related to inclusive education in neighboring countries should be fostered in a sustained manner. This will enable Lesotho to keep up with recent trends and practices of inclusive education and also share the practice of Lesotho with the international community.

Annex 1 Priorities of Project Sites (geographical mapping attached)

Annex 2 Priorities of Project Components

Annex 3 Organization Chart

Annex 4 Japanese Grant

Annex 5 Flow Chart of Japanese Grant Procedures

Annex 6 Financial Flow of Japanese Grant

Annex 7 Major Undertakings to be taken by Each Government

Annex 8 Project Monitoring Report (template)

ANNEX 1 Priority of Requested Sites

1. Requested Sites and Selection Priority

Ref. No.	Site	District
Priority-A		
E1	Abia	Maseru
E2	Motsekuoa	Mafeteng
E3	Mt. Royal	Leribe
E4	St.Cathrine	Maseru
E5	Masenate	Leribe
Priority-B		
N1	Ha Sebaki	Mafeteng
N2	Mosalemane	Berea
N4	Matsolong/Matsoaing	Butha-Buthe
N5	Nkoeng	Leribe
N6	Matobe	
N7	Linakeng Ha Mothuntsane	Butha-Buthe

Note that the codes mentioned in the above list (ex. N1) do not mean the priority order.

2. Selection Criteria and Priority

Selection Criteria (indispensable)
<ul style="list-style-type: none"> - Commitment /arrangement regarding inclusive education - Sufficient enrollment demand for school - Sufficient land space for construction or extension - No risk of massive natural hazard and security - No hindrance for construction in terms of physical access to the site, working space, etc. - Land soil has enough bearing strength for construction - No environmental impact or need for resettlement of population - Verifiable of the land ownership/land-use right by the document - No duplication with any construction/improvement projects by other donors or Government - Allocation of sufficient number of teachers and government budget for the school operation
Selection Priority
<ul style="list-style-type: none"> - Distance from nearest health post/clinic - Land shape (No steep incline for barrier-free) - Accessibility for construction

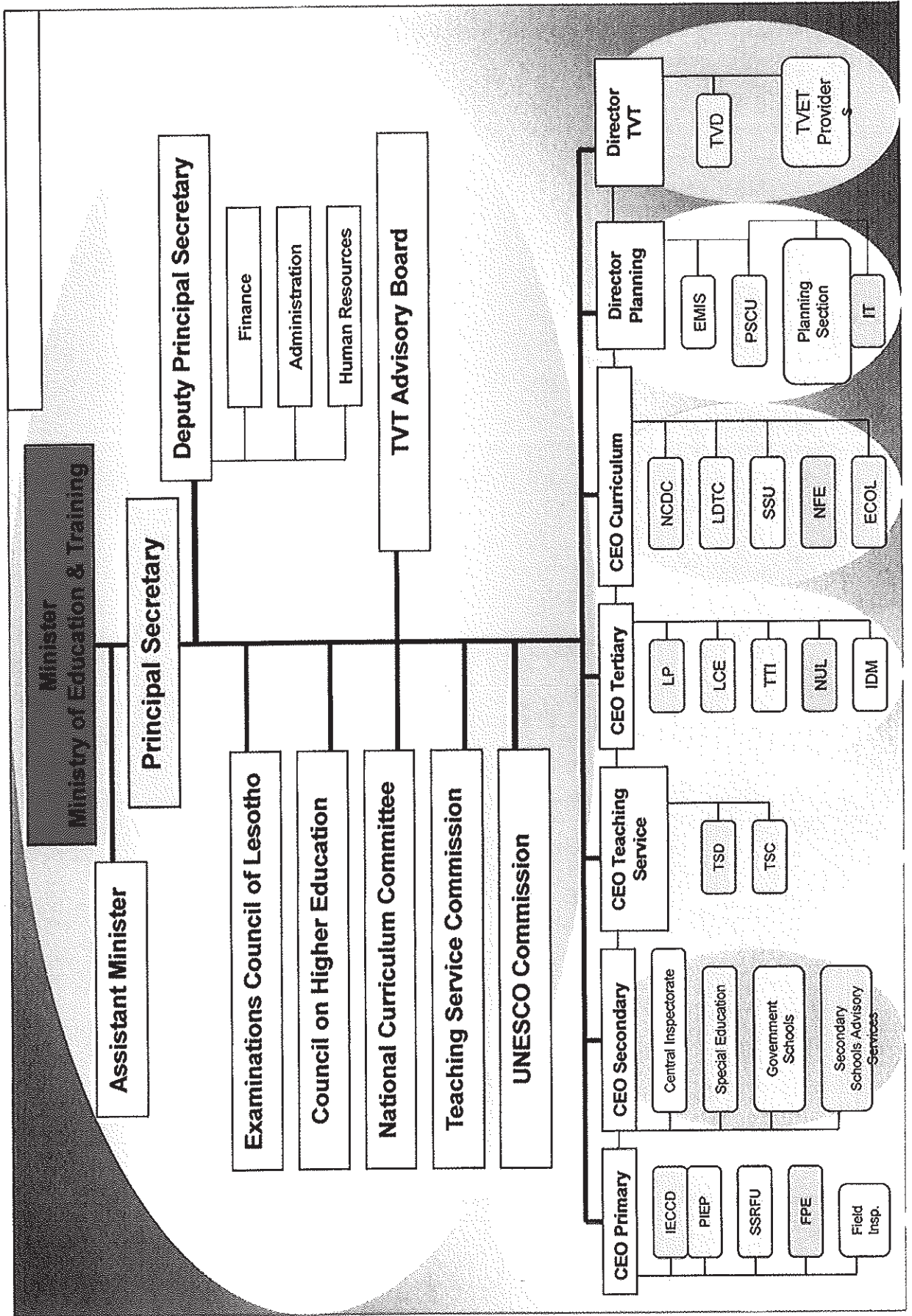
ANNEX 2 Priorities of the Project Components

Description	New site	Existing site
Facility		
Classrooms	A	B
Science Laboratory	A	B
Multi-purpose room for ICT or Workshop etc.	B	B
Administration Office	A	B
Teacher/Staff House	B	B
Boarding facilities	B	B
Dining Hall	B	B
Kitchen	B	B
Toilets	A	B
Improvement of accessibility in the premises	-	A
Equipment		
Education Furniture	A	A
Pedagogical Equipment	B	B
Equipment for children with disabilities	A	A

Legend: A= Priority-A B= Priority-B (to be examined through the Study)

CURRENT MOET FUNCTIONAL AND ORGANIZATIONAL STRUCTURE

Annex 3.



hst

EM

JAPANESE GRANT

The Japanese Grant (hereinafter referred to as the "Grant") is non-reimbursable fund provided to a recipient country to procure the facilities, equipment and services (engineering services and transportation of the products, etc.) for its economic and social development in accordance with the relevant laws and regulations of Japan. The Grant is not supplied through the donation of materials as such.

Based on a JICA law which was entered into effect on October 1, 2008 and the decision of the GOJ, JICA has become the executing agency of the Japanese Grant for Projects for construction of facilities, purchase of equipment, etc.

1. Grant Procedures

The Grant is supplied through following procedures :

- Preparatory Survey
 - The Survey conducted by JICA
- Appraisal & Approval
 - Appraisal by the GOJ and JICA, and Approval by the Japanese Cabinet
- Authority for Determining Implementation
 - The Notes exchanged between the GOJ and a recipient country
- Grant Agreement (hereinafter referred to as "the G/A")
 - Agreement concluded between JICA and a recipient country
- Implementation
 - Implementation of the Project on the basis of the G/A

2. Preparatory Survey**(1) Contents of the Survey**

The aim of the preparatory Survey is to provide a basic document necessary for the appraisal of the Project made by the GOJ and JICA. The contents of the Survey are as follows:

- Confirmation of the background, objectives, and benefits of the Project and also institutional capacity of relevant agencies of the recipient country necessary for the implementation of the Project.
- Evaluation of the appropriateness of the Project to be implemented under the Grant Scheme from a technical, financial, social and economic point of view.

- Confirmation of items agreed between both parties concerning the basic concept of the Project.
- Preparation of an outline design of the Project.
- Estimation of costs of the Project.

The contents of the original request by the recipient country are not necessarily approved in their initial form as the contents of the Grant project. The Outline Design of the Project is confirmed based on the guidelines of the Japanese Grant scheme.

JICA requests the Government of the recipient country to take whatever measures necessary to achieve its self-reliance in the implementation of the Project. Such measures must be guaranteed even though they may fall outside of the jurisdiction of the organization of the recipient country which actually implements the Project. Therefore, the implementation of the Project is confirmed by all relevant organizations of the recipient country based on the Minutes of Discussions.

(2) Selection of Consultants

For smooth implementation of the Survey, JICA employs (a) consulting firm(s). JICA selects (a) firm(s) based on proposals submitted by interested firms.

(3) Result of the Survey

JICA reviews the Report on the results of the Survey and recommends the GOJ to appraise the implementation of the Project after confirming the appropriateness of the Project.

3. Japanese Grant Scheme

(1) The E/N and the G/A

After the Project is approved by the Cabinet of Japan, the Exchange of Notes(hereinafter referred to as "the E/N") will be signed between the GOJ and the Government of the recipient country to make a pledge for assistance, which is followed by the conclusion of the G/A between JICA and the Government of the recipient country to define the necessary articles, in accordance with the E/N, to implement the Project, such as payment conditions, responsibilities of the Government of the recipient country, and procurement conditions.

(2) Selection of Consultants

In order to maintain technical consistency, the consulting firm(s) which conducted the Survey will be recommended by JICA to the recipient country to continue to work on the Project's

implementation after the E/N and G/A.

(3) Eligible source country

Under the Grant, in principle, Japanese products and services including transport or those of the recipient country are to be purchased. The Grant may be used for the purchase of the products or services of a third country, if necessary, taking into account the quality, competitiveness and economic rationality of products and services necessary for achieving the objective of the Project. However, the prime contractors, namely, constructing and procurement firms, and the prime consulting firm are limited to "Japanese nationals", in principle.

(4) Necessity of "Verification"

The Government of the recipient country or its designated authority will conclude contracts denominated in Japanese yen with Japanese nationals, in principle. Those contracts shall be verified by JICA. This "Verification" is deemed necessary to fulfill accountability to Japanese taxpayers.

(5) Major undertakings to be taken by the Government of the Recipient Country

In the implementation of the Grant Project, the recipient country is required to undertake such necessary measures as Annex. The Japanese Government requests the Government of the recipient country to exempt all customs duties, internal taxes and other fiscal levies such as VAT, commercial tax, income tax, corporate tax, resident tax, fuel tax, but not limited, which may be imposed in the recipient country with respect to the supply of the products and services under the verified contract, since the Grant fund comes from the Japanese taxpayers.

(6) "Proper Use"

The Government of the recipient country is required to maintain and use properly and effectively the facilities constructed and the equipment purchased under the Grant, to assign staff necessary for this operation and maintenance and to bear all the expenses other than those covered by the Grant.

(7) "Export and Re-export"

The products purchased under the Grant should not be exported or re-exported from the recipient country.

(8) Banking Arrangements (B/A)

a) The Government of the recipient country or its designated authority should open an

NT

account under the name of the Government of the recipient country in a bank in Japan (hereinafter referred to as "the Bank"), in principle. JICA will execute the Grant by making payments in Japanese yen to cover the obligations incurred by the Government of the recipient country or its designated authority under the Verified Contracts.

b) The payments will be made when payment requests are presented by the Bank to JICA under an Authorization to Pay (A/P) issued by the Government of the recipient country or its designated authority.

(9) Authorization to Pay (A/P)

The Government of the recipient country should bear an advising commission of an Authorization to Pay and payment commissions paid to the Bank.

(10) Environmental and Social Considerations

The Government of the recipient country must carefully consider environmental and social impacts by the Project and must comply with the environmental regulations of the recipient country and JICA Guidelines for Environmental and Social Consideration (April, 2010) .

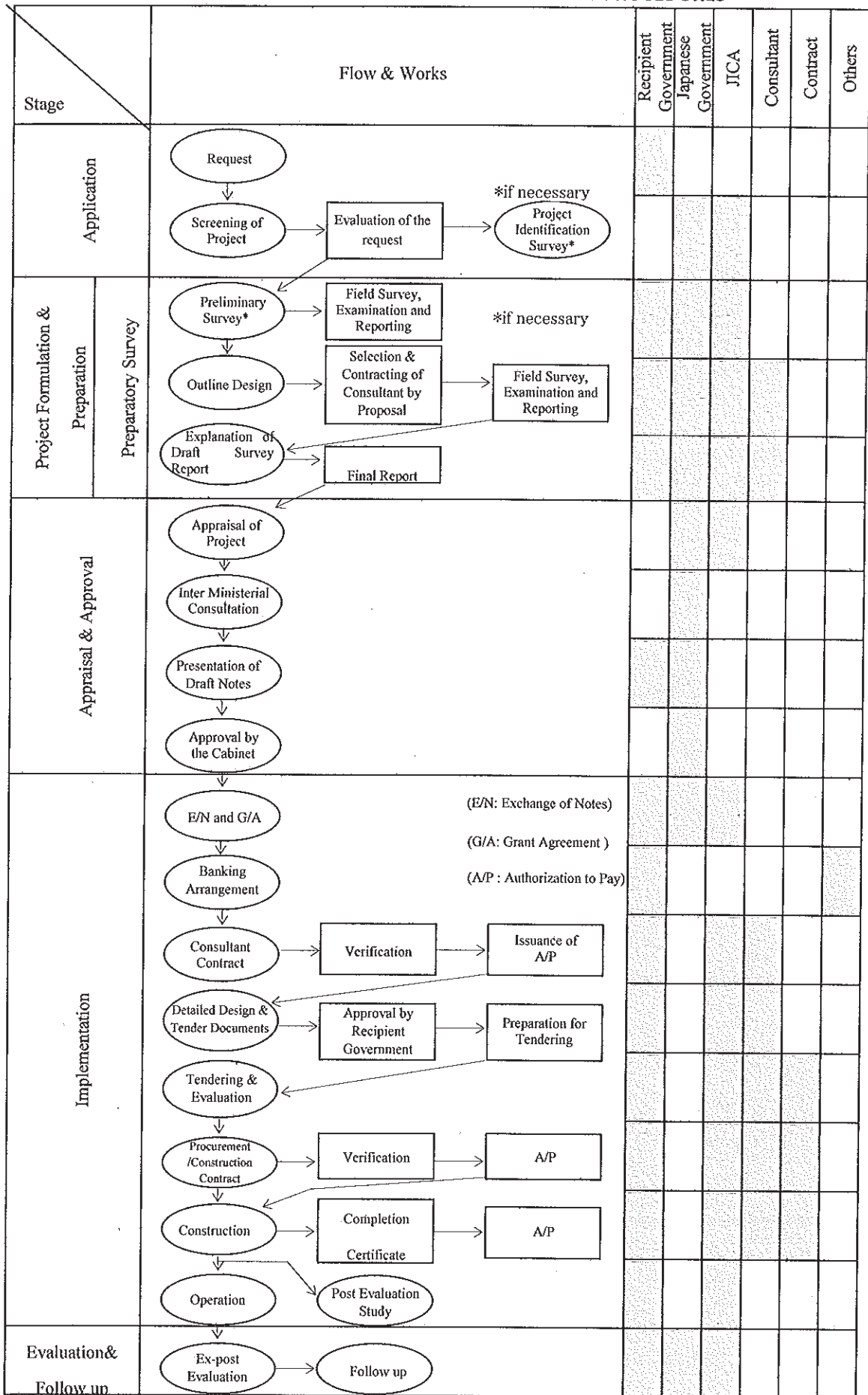
(11) Monitoring

The Government of the recipient country must take their initiative to carefully monitor the progress of the Project in order to ensure its smooth implementation as part of their responsibility in the G/A, and must regularly report to JICA about its status by using the Project Monitoring Report (PMR).

(12) Safety Measures

The Government of the recipient country must ensure that the safety is highly observed during the implementation of the Project.

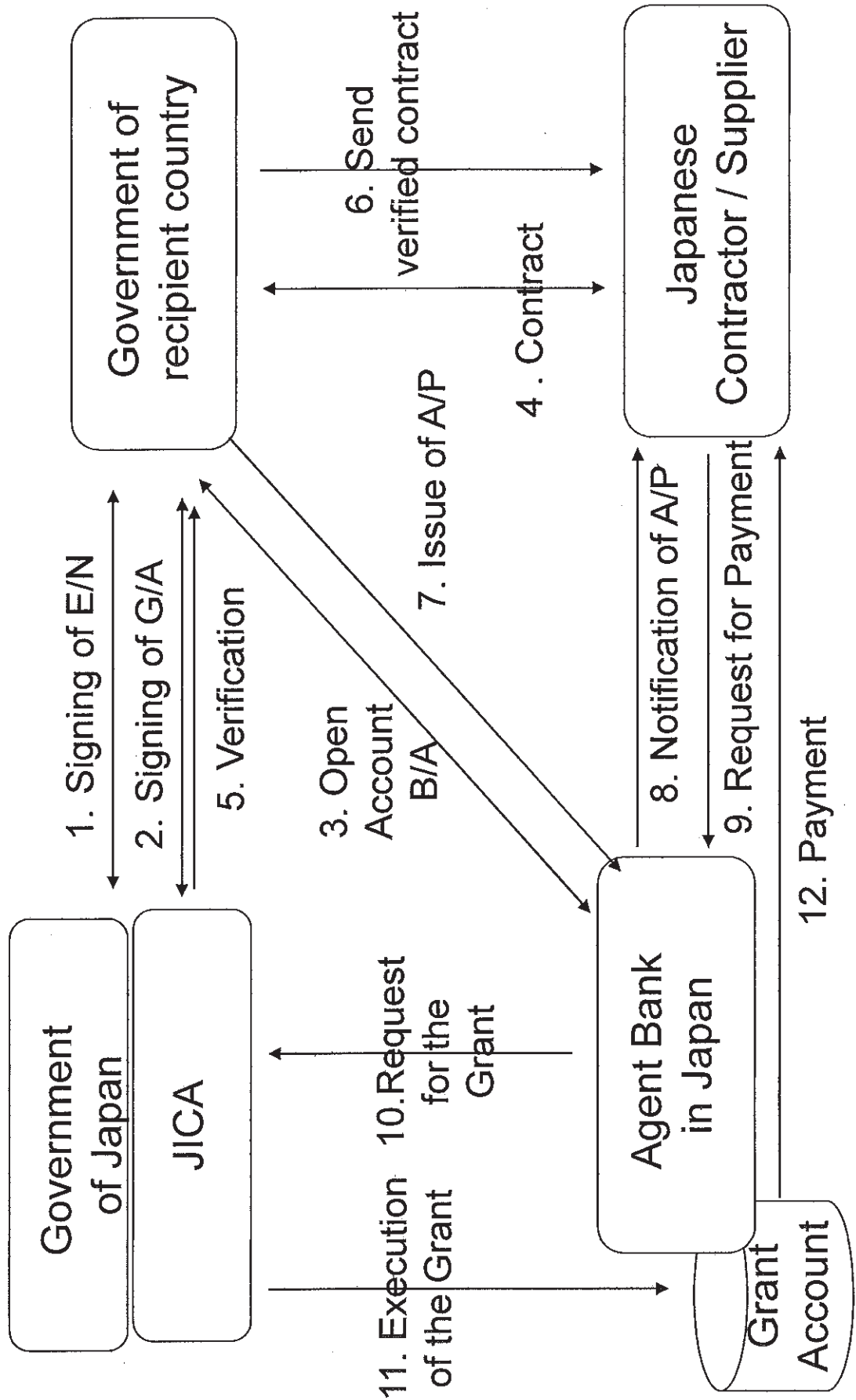
ANNEX 5 FLOW CHART OF JAPANESE GRANT PROCEDURES



mt

KM

Annex 6. Financial Flow of Grant Aid (A/P Type)



INT

TS

ANNEX 7

Major Undertakings to be taken by Recipient Government

1. Before the Tender

NO	Items	Deadline	In charge	Cost	Ref.
1	To open Bank Account (Banking Arrangement (B/A))	within 1 month after G/A			
2	To approve IEE/EIA (if necessary)	within 1 month after G/A	MoET		
3	To secure the lots of land necessary for the implementation of the Project				
4	To obtain the building permits	before notice of the tender document			
5	To clear the sites including demolition of any obstacles for the implementation of the Project	before notice of the tender document			

2. During the Project Implementation

NO	Items	Deadline	In charge	Cost	Ref.
1	To bear the following commissions to a bank of Japan for the banking services based upon the B/A				
	1) Advising commission of A/P	within 1 month after the signing of the contract			
	2) Payment commission for A/P	every payment			
2	To ensure prompt unloading and customs clearance at the place of disembarkation in recipient country				
	1) Tax exemption and customs clearance of the products at the place of disembarkation	during the Project			
	2) Internal transportation from the place of disembarkation to the project site	during the Project			
3	To accord Japanese nationals and/or physical persons of third countries whose services may be required in connection with the supply of the products and the services under the verified contract such facilities as may be necessary for their entry into the recipient country and stay therein for the performance of their work	during the Project			
4	To ensure that customs duties, internal taxes and other fiscal levies which may be imposed in the country of the Recipient with respect to the purchase of the Products and/or the Services be exempted/be borne by its designated authority without using the Grant; Such customs duties, internal taxes and other fiscal levies mentioned above include VAT, commercial tax, income tax and corporate tax of Japanese nationals, resident	during the Project			

	tax, fuel tax, but not limited, which may be imposed in the recipient country with respect to the supply of the products and services under the verified contract				
5	To bear all the expenses, other than those to be borne by the Grant Aid, necessary for construction of the facilities as well as for the transportation and installation of the equipment	during the Project			
6	To construct access roads		MoET		
	1) Outside the site (if necessary)	3 months before completion of the construction			
7	To provide facilities for the distribution of electricity, water supply, drainage and other incidental facilities		MoET		
	2) Electricity The distributing line to the site	before start of the construction			
	3) Water Supply The city water distribution main to the site (if available)	6 months before completion of the construction			
	4) Drainage The city drainage main (for storm, sewer and others) to the site (if available)	6 months before completion of the construction			
	5) Furniture and Equipment General furniture	1 month before completion of the construction			
8	To implement EMP and EMoP (if necessary)	during the construction	MoET		
	To submit results of environmental monitoring to JICA, by using the monitoring form, on a quarterly basis as a part of Project Monitoring Report	during the construction			
	To implement RAP (livelihood restoration program, if needed)	for a period based on livelihood restoration program			
	To implement social monitoring, and to submit the monitoring results to JICA, by using the monitoring form, on a quarterly basis as a part of Project Monitoring Report - Period of the monitoring may be extended if affected persons' livelihoods are not sufficiently restored. Extension of the monitoring will be decided based on agreement between M0ET and JICA.	- until the end of livelihood restoration program (In case that livelihood restoration program is provided) - for two years after land acquisition and resettlement complete (In case that livelihood restoration program is not provided)			

3. After the Project

NO	Items	Deadline	In charge	Cost	Ref.
1	To maintain and use properly and effectively the facilities constructed and equipment provided under the Grant Aid 1) Allocation of maintenance cost 2) Operation and maintenance structure 3) Routine check/Periodic inspection	After completion of the construction	MoET		
2	To implement EMP and EmoP (if necessary)	for a period based on EMP and EMoP	MoET		
	To submit results of environmental monitoring to JICA, by using the monitoring form, semiannually - The period of environmental monitoring may be extended if any significant negative impacts on the environment are found. The extension of environmental monitoring will be decided based on the agreement between MOET and JICA.	for three years after the Project			

(B/A: Banking Arrangement, A/P: Authorization to pay, N/A: Not Applicable)

me

KM

Major Undertakings to be Covered by the Japanese Grant

No	Items	Deadline	Cost Estimated (Million Japanese Yen)*	
1	To construct facilities and procure equipment (Detail shall be described at the time of Field Survey II)			
2	To implement detailed design, tender support and construction supervision (Consultant)			
3	Contingencies			
	Total			

*; The cost estimates are provisional. This is subject to the approval of the Government of Japan.

AT

KM

Project Monitoring Report
on
Project Name
Grant Agreement No. XXXXXXXX
20XX, Month

Organization Information

Authority (Signer of the G/A)	Person in Charge _____ _____ (Division) _____ Contacts Address: _____ Phone/FAX: _____ Email: _____
Executing Agency	Person in Charge _____ _____ (Division) _____ Contacts Address: _____ Phone/FAX: _____ Email: _____
Line Agency	Person in Charge _____ _____ (Division) _____ Contacts Address: _____ Phone/FAX: _____ Email: _____

Outline of Grant Agreement:

Source of Finance	Government of Japan: Not exceeding JPY _____ mil. Government of (_____): _____
Project Title	
E/N	Signed date: Duration:
G/A	Signed date: Duration:

2/2

KND

1: Project Description

1-1 Project Objective

--

1-2 Necessity and Priority of the Project

- Consistency with development policy, sector plan, national/regional development plans and demand of target group and the recipient country.

--

1-3 Effectiveness and the indicators

- Effectiveness by the project

Quantitative Effect (Operation and Effect indicators)		
Indicators	Original (Yr)	Target (Yr)
Qualitative Effect		

2: Project Implementation

2-1 Project Scope

Table 2-1-1a: Comparison of Original and Actual Location

Location	Original: (M/D) Attachment(s):Map	Actual: (PMR) Attachment(s):Map

Table 2-1-1b: Comparison of Original and Actual Scope

Items	Original	Actual
(M/D)	(M/D)	(PMR) Please state not only the most updated schedule but also other past revisions chronologically.

MT

KM

'Soft component' shall be included in 'Items'.		All change of design shall be recorded regardless of its degree.
--	--	--

2-1-2 Reason(s) for the modification if there have been any.

(PMR)

2-2 Implementation Schedule

2-2-1 Implementation Schedule

Table 2-2-1: Comparison of Original and Actual Schedule

Items	Original		Actual
	DOD	G/A	
<p>[M/D]</p> <p>'Soft component' shall be stated in the column of 'Items'.</p> <p>Project Completion Date*</p>	(M/D)		<p>(PMR)</p> <p>As of (Date of Revision)</p> <p>Please state not only the most updated schedule but also other past revisions chronologically.</p>

*Project Completion was defined as _____ at the time of G/A.

2-2-2 Reasons for any changes of the schedule, and their effects on the project.

2-3 Undertakings by each Government

2-3-1 Major Undertakings
 See Attachment 2.

2-3-2 Activities
 See Attachment 3.

2-3-3 Report on RD
 See Attachment 4.

2-4 Project Cost

2-4-1 Project Cost

Table 2-4-1a Comparison of Original and Actual Cost by the Government of Japan
 (Confidential until the Tender)

ur

KM

Items			Cost (Million Yen)	
	Original	Actual	Original	Actual
Construction Facilities (or Equipment)	'Soft component' shall be included in 'Items'.			Please state not only the most updated schedule but also other past revisions chronologically.
Consulting Services	- Detailed design - Procurement Management - Construction Supervision			
Total				

Note: 1) Date of estimation:
 2) Exchange rate: 1 US Dollar = Yen

Table 2-4-1b Comparison of Original and Actual Cost by the Government of XX

Items			Cost (Million USD)	
	Original	Actual	Original	Actual
				Please state not only the most updated schedule but also other past revisions chronologically.
Total				

Note: 1) Date of estimation:
 2) Exchange rate: 1 US Dollar = (local currency)

2-4-2 Reason(s) for the wide gap between the original and actual, if there have been any, the remedies you have taken, and their results.

(PMR)

2-5 Organizations for Implementation

2-5-1 Executing Agency:

- Organization's role, financial position, capacity, cost recovery etc,
- Organization Chart including the unit in charge of the implementation and number of employees.

Original: (M/D)

Handwritten mark

Handwritten mark

Actual, if changed: (PMR)

2-6 Environmental and Social Impacts

- The results of environmental monitoring as attached in Attachment 5 in accordance with Schedule 4 of the Grant Agreement.
- The results of social monitoring as attached in Attachment 5 in accordance with Schedule 4 of the Grant Agreement.
- Information on the disclosed results of environmental and social monitoring to local stakeholders, whenever applicable.

3: Operation and Maintenance (O&M)

3-1 O&M and Management

- Organization chart of O&M
- Operational and maintenance system (structure and the number, qualification and skill of staff or other conditions necessary to maintain the outputs and benefits of the project soundly, such as manuals, facilities and equipment for maintenance, and spare part stocks etc)

Original: (M/D)
Actual: (PMR)

3-2 O&M Cost and Budget

- The actual annual O&M cost for the duration of the project up to today, as well as the annual O&M budget.

Original: (M/D)

4: Precautions (Risk Management)

- Risks and issues, if any, which may affect the project implementation, outcome, sustainability and planned countermeasures to be adapted are below.

Original Issues and Countermeasure(s): (M/D)	
Potential Project Risks	Assessment
1. (Description of Risk)	Probability: H/M/L Impact: H/M/L

110

TM

	Analysis of Probability and Impact:
	Mitigation Measures:
	Action during the Implementation:
	Contingency Plan (if applicable):
2.	Probability: H/M/L
(Description of Risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of Probability and Impact:
	Mitigation Measures:
	Action during the Implementation:
	Contingency Plan (if applicable):
3.	Probability: H/M/L
(Description of Risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of Probability and Impact:
	Mitigation Measures:
	Action during the Implementation:
	Contingency Plan (if applicable):
Actual issues and Countermeasure(s)	
(PMR)	

5: Evaluation at Project Completion and Monitoring Plan

5-1 Overall evaluation
 Please describe your overall evaluation on the project.

5-2 Lessons Learnt and Recommendations

Please raise any lessons learned from the project experience, which might be valuable for the future assistance or similar type of projects, as well as any recommendations, which might be beneficial for better realization of the project effect, impact and assurance of sustainability.

5-3 Monitoring Plan for the Indicators for Post-Evaluation

Please describe monitoring methods, section(s)/department(s) in charge of monitoring, frequency, the term to monitor the indicators stipulated in 1-3.

20

TM

Attachment

1. Project Location Map
2. Undertakings to be taken by each Government
3. Monthly Report
4. Report on RD
5. Environmental Monitoring Form / Social Monitoring Form
6. Monitoring sheet on price of specified materials (Quarterly)
7. Report on Proportion of Procurement (Recipient Country, Japan and Third Countries)
(Final Report Only)

Monitoring sheet on price of specified materials

1. Initial Conditions (Confirmed)

Items of Specified Materials		Initial Volume A	Initial Unit Price (¥) B	Initial total Price C=A×B	1% of Contract Price D	Condition of payment	
					Price (Decreased) E=C-D	Price (Increased) F=C+D	
1	Item 1	●●t	●	●	●	●	●
2	Item 2	●●t	●	●	●		
3	Item 3						
4	Item 4						
5	Item 5						

2. Monitoring of the Unit Price of Specified Materials

(1) Method of Monitoring : ●●

(2) Result of the Monitoring Survey on Unit Price for each specified materials

Items of Specified Materials		1st month, 2015	2nd month, 2015	3rd month, 2015	4th	5th	6th
1	Item 1	●	●	●			
2	Item 2						
3	Item 3						
4	Item 4						
5	Item 5						

(3) Summary of Discussion with Contractor (if necessary)

.

.

20

AM

Report on Proportion of Procurement (Recipient Country, Japan and Third Countries)
(Actual Expenditure by Construction and Equipment each)

	Domestic Procurement (Recipient Country) A	Foreign Procurement (Japan) B	Foreign Procurement (Third Countries) C	Total D
Construction Cost	(A/D%)	(B/D%)	(C/D%)	
Direct Construction Cost	(A/D%)	(B/D%)	(C/D%)	
others	(A/D%)	(B/D%)	(C/D%)	
Equipment Cost	(A/D%)	(B/D%)	(C/D%)	
Design and Supervision Cost	(A/D%)	(B/D%)	(C/D%)	
Total	(A/D%)	(B/D%)	(C/D%)	